資料２－２－①

函館空港土木施設維持修繕工事における
民間競争入札実施要項（案）

国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課

目　　次

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第１４条第２項第１号）　・・・　1 ～ 8

２．実施期間に関する事項（法第１４条第２項第２号）　・・・　8

３．入札参加資格に関する事項（法第１４条第２項第３号及び第３項）　・・・　8 ～ 11

４．入札に参加する者の募集に関する事項（法第１４条第２項第４号 ）　・・・　11 ～ 13

５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第１４条第２項第５号）　・・・　13 ～ 14

６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第１４条第２項第６号及び第４項）　・・・　15

７．公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第１４条第２項第７号）　・・・　15

８．公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第１４条第２項第９号）　・・・　15 ～ 20

９．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第１４条第２項第１０号）　・・・　20

10．対象公共サービスに係る法第７条第８項に規定する評価に関する事項（法第１４条第２項第１１号）　・・・　20 ～ 21

11．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項　・・・　21 ～ 22

総合評価方式の評価項目
別紙１　評価内容と評価基準　・・・　23
別紙２　施工体制に係る評価内容と評価基準　・・・　24

従来の実施に関する情報
別添１　従来の実施状況に関する情報　・・・　25 ～ 27
別添２　国土交通省東京国空局函館空港事務所組織図　・・・　28
別添３　受注者の組織図　・・・　29
別添４　従来の実施フロー　・・・　30
別添５　平成２４年度函館空港土木施設維持修繕工事特記仕様書　・・・　31 ～ 56

工事概要、共通仕様書
別紙３　函館空港土木施設維持修繕工事概要書　・・・　57 ～118
別紙４　空港土木工事共通仕様書（平成 25 年 4 月）　・・・　119 ～174

入札に係る様式
（申請様式１）競争参加資格確認申請書　・・・　175
（申請様式２）企業の施工実績　・・・　176
（申請様式３）配置予定技術者の資格・施工経験　・・・　177
（申請様式４）施工計画書　・・・　178

技術提案に係る様式
（提案様式１，２）技術提案書　・・・　179 ～180

誓約書
誓約書様式　・・・　181

意見聴取対象者
意見聴取対象者リスト様式　・・・　182 ～183

函館空港土木施設維持修繕工事における民間競争入札実施要項(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者(以下「受注者」という。)の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省東京航空局は、公共サービス改革基本方針（平成２５年６月１４日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された空港土木施設の維持管理業務(以下「維持工事」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第１４条第２項第１号）

１．１　対象公共サービスの詳細な内容

１．１．１　対象施設の概要

本維持工事の対象となる空港土木施設は、航空機の離着陸や駐機のために使用される施設等で、航空機運航の安全性及び定時性を確保する上で、重要な施設である。

函館空港の施設概要

所 在 地	北海道函館市高松町
空港面積	1,642,558 ㎡
滑 走 路	3,000m×45m
同着陸帯	3,120m×300m
誘 導 路	3,406m×(23/34) m
エプロン	109,247 ㎡
着陸回数	8,546 回（平成 24 年度実績）

１．１．２　工事の対象と工事概要

本維持工事は、函館空港土木施設において、航空機運航の安全性及び定時性を確保するため、土木施設維持修繕工、除雪工について工事の施工計画を策定し、滑走路等の巡回点検、着陸帯等の草刈、滑走路等の舗装面清掃、排水溝清掃、滑走路等の標識維持、植木手入れ、緊急補修、除雪の工事等を総合的な調整のもと、適切な進捗管理を行いながら実施するものである。

１．１．３　用語の定義

別紙４に示す「空港土木工事共通仕様書（平成２５年４月）（以下「共通仕様書」という。）第１編 共通編、第１章 総則 １－１－２による。

１．１．４　維持工事の内容

本維持工事の対象工種及び内容について次に示す。詳細は別紙３に示す「函館空港土木施設維持修繕工事概要書」（以下「工事概要書」という。）による。

（１）土木施設維持修繕工

巡回若しくは緊急点検を適宜行ない、破損および破損の原因となる箇所の修繕を行うとともに、航空機の運航状況、気候変動や天候等に応じた適切な管理（除草・清掃等）を行い、常時、航空機の運航に支障の無い状態に保つ。

なお、土木施設維持修繕工には、以下の業務を含む。

① 巡回点検

対象範囲は、滑走路、誘導路及びエプロンの舗装面全域とし、徒歩による目視により、舗装面のひび割れ、変形、段差等がないか点検を行う。

② 緊急点検

自然災害または事故等の人為的災害や不測の事態により、滑走路、誘導路、エプロン及びその他付帯する施設に不具合等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に施設の点検を行う。

③ 草刈工

着陸帯等の制限区域内やターミナル地区、灯火施設、無線施設、庁舎、移転補償跡地及び緩衝緑地の植生地域を機械、人力で刈取りを行う。

④ 舗装面清掃工

滑走路、誘導路、エプロン及びターミナル地区の道路を機械（貸与車両）又は人力により清掃を行う。

⑤ 排水溝清掃工

開渠、集水桝、皿型側溝、蓋付側溝に堆積している泥土、その他の堆積物をジョレン、スコップ等により清掃を行う。

⑥ 標識維持工

滑走路、誘導路、エプロン及び道路標識の再塗装を行う。

⑦ 植栽維持工

空港内における道路、駐車場及び緩衝緑地に植栽されている樹木の剪定、施肥、雑草抜き取り、薬剤散布を行う。

⑧ 緊急補修工

（ア） 舗装補修工

滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、速やかに施工体制を整え、航空機運航、構内道路交通、空港運用への影響ができるだけ最小になるよう短時間で補修を行う。

（イ）施設補修工

滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装以外の土木施設において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、速やかに施工体制を整え、航空機運航、構内道路交通、空港運用への影響ができるだけ最小になるよう短時間で補修を行う。

（２）除雪工

積雪・降雪時は、速やかに除雪作業を実施すべく、事前の体制確保等を図るとともに、除雪工の実施にあたっては、航空機の安全性を確保した上で、速やかな処置を行う。なお、除雪工には、以下の業務を含む。

① 除雪工

滑走路、誘導路、エプロン、構内道路、灯火施設及び無線施設周辺を機械（一部貸与車両）及び人力により除雪を行う。

② 氷盤処理

滑走路、誘導路の路面上が凍結し氷盤が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に凍結防止剤を散布する。

③　運搬除雪

運搬が必要となった雪は、空港内処分とする。

１．１．５　維持工事実施体制

本維持工事の実施にあたっては、空港としての機能を適切に理解したうえで、函館空港における関係事業者との連携を十分に考慮し、本維持工事の施工計画を策定することが求められる。また、一定のサービス水準の維持及び航空機の安全運航の確保を図るため、各工種を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる体制を整えることが必要である。

（１）　作業時間帯等

運用時間　：１３時間（７：３０～２０：３０）

作業時間等：昼間作業時間は原則として、０８：００～１７：００とし、夜間作業の範囲・工種及び作業時間帯については、別紙３「工事概要書」による。

（２）　現場代理人および主任技術者等

① 受注者は、現場代理人を配置しなければならない。

② 受注者は、建設業法の規定に基づき資格を有する専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。なお、途中交代せざる得ない状況が生じた場合には、国土交通省東京航空局と協議するものとする。

③ 現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼任することができる。

④ 主任技術者又は監理技術者が所持すべき資格について規定している「共通仕様書」第１編共通編第１章総則 別添 主任技術者（監理技術者）資格表にある契約予定金額は本維持工事については、請負金額の単年度金額に相当する１／３の金額をもってあてる。

１．１．６　注意事項

（１）　施設破損の禁止

受注者は、維持工事の実施にあたり、受注者の過失、その他受注者の責に帰するべき事由により施設に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに責任をもって復旧すること。

（２）　些細な事項の実施

受注者は、維持工事の実施にあたり、支給品及び貸与品の軽微な整理等、業務上当然必要となる事項については、受注者の責任において実施すること。

（３）　身分証明の携帯等

受注者は、身分を明確にするため、社員に常時身分証明書を携帯させるとともに社章等の所属がわかるものを着用させること。

（４）　秘密の保持

受注者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

（５）　安全管理

① 受注者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合、遅滞なく作業員に周知し安全を図ること。

② 受注者は、現場作業において安全上の問題が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置と再発防止策を実施すること。

③ 受注者は、維持工事においてヒヤリ・ハット等の不安全箇所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面による報告を行うこと。

④ 受注者は、不安全事象が発生した場合、状況調査や原因究明に努めること。

⑤ 受注者は、国土交通省東京航空局から参加要請があれば、国土交通省東京航空局が実施する緊急時対応訓練に参加すること。

（６）　工事説明会の実施

受注者は 、工事の実施に際して、施工計画書を作成のうえ、関係者に対して、説明会を開催すること。

（７）　立入申請

本工事は、空港制限区域内にて作業を実施するため、空港制限区域内への立ち入りについては、契約前に所定の手続きを行い、国土交通省東京航空局函館空港事務所の許可を得ること。

（８）　他工事との調整

本工事と他の工事が競合する場合は、受注者において、本維持工事実施に支障が無いよう調整すること。

（９）　工事現場等の整理、整頓

工事現場及び仮設物周辺においては、ごみを散らかすことのないよう注意するとともに、整理整頓に努め、常に清潔にしておくこと。

（10）　資料の閲覧

空港制限区域内作業を実施するにあたり参考となる空港管理規則等については、国土交通省東京航空局函館空港事務所にて閲覧することができる。

１．２　サービスの質の設定

本維持工事の実施にあたり、達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

１．２．１　維持工事の質

基本的な方針	主要事項	測定指標	備考
維持工事を通じて、航空の安全且つ円滑な運航を可能にすること。	信頼性の確保	土木施設の維持工事に起因する不具合の復旧を全て行うこと。	不具合の復旧未実施件数が０件であること
	安全性の確保	土木施設の維持工事に起因する航空機の破損又は損傷による航空機の運航への影響がないこと。	航空機の運航への影響件数が０件であること

１．２．２　維持工事において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、本維持工事における現行基準は、従来の実施方法として、下記（６．）で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

（１）滑走路、誘導路及びエプロン舗装の表面に石片や異物など航空機の損傷の原因となるものがないこと。

（２）飛行場標識施設の表面が明瞭に識別できること。

（３）滑走路、誘導路及びエプロン舗装の表面に航空機運航の阻害となるおそれのあるひび割れ、凹み剥離等がないこと。

（４）排水施設が良好な状態で機能すること。

（５）道路・駐車場、のり面が良好な状態に保たれていること。

（６）滑走路、誘導路及びエプロン舗装の表面が降雪等で航空機の運航に支障とならないよう良好な状態に保たれていること。

（７）植栽の特性に合った年間の施工計画を策定し、植栽が良好な状態に保たれていること。

１．２．３　創意工夫の発揮可能性

本維持工事を実施するにあたり、以下の観点から受注者の創意工夫を反映し、本維持工事公共サービスの質の向上に努めるものとする。

（１）　維持工事の実施全般に対する提案

受注者は、維持工事の質の向上について、下記（５．１．２（１））により、具体的な提案を行うことができる。

（２）　維持工事の実施方法に対する改善提案

受注者は、維持工事の実施方法について、下記（５．１．２（２））により、具体的な提案を行うことができる。

１．２．４　請負代金の支払い方法

受注者は、各年度における請負代金の支払い限度額の１０分の４以内の前払金及び１０分の２以内の中間前払金の請求をすることができる。

国土交通省東京航空局は、事業期間中の検査・監督を行い維持工事の履行状況を確認した上で、請負代金を支払う。請負代金の支払いにあたっては、契約書に基づき国土交通省東京航空局は、受注者に支払うものとする。

本維持工事の期間中、本維持工事以外の工事等により、対象数量の増減が生じた場合は、その都度所定の手続きを以て監督職員から通知する。対象施設の増減に係る契約変更手続きについては、当該年度毎に纏めて行う。

（１）　検査

①　受注者は、各会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準とし、工事を履行完了したときは、その旨を国土交通省東京航空局に通知しなければならない。

②　国土交通省東京航空局は、①項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、工事の履行を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

（２）　請負代金の支払い

①　受注者は、（１）項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。国土交通省東京航空局は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準とし、各年度末毎に支払いを行うものする。ただし、検査の結果、達成すべき質及び最低限満たすべき水準が確保されていない場合は、適切に工事を行うよう改善指示（工事の履行中を含む。）を行うこととし、受注者は要因分析を行い、工事改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、請負代金の支払いの請求はできないものとする。（前払い金を除く。）

②　国土交通省東京航空局は、①項の規定による請求があったときは、適正な請求書を受理した日から起算して４０日以内に請負代金を支払うものとする。

（３）　契約後ＶＥ方式

本維持工事は、契約締結後に工事材料、施工方法の変更に係る提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、受注者は、建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に、設計図書の変更に関する提案を行う事が出来る。なお、設計図書の変更に関する提案の範囲、提出様式等については、別紙３「工事概要書」による。

１．２．５　費用負担等に関する留意事項

（１）現場事務所の設置

①　本維持工事の実施に必要となる仮設現場事務所等（以下「仮設物」という。）の用地は国土交通省東京航空局において、提供する。

②　仮設物に必要な水、電力および電話等は受注者が手続きをして使用・設置すること。

③　受注者は、本工事終了後不要となった場合は、速やかに仮設物の撤去を行い、使用した用地を原形に復旧のうえ返還しなければならない。

④　②、③に要する費用は、受注者の負担とする。

（２）光熱水料

国土交通省東京航空局は、受注者が直接工事を実施するために必要な作業用水を無償で提供する。ただし、受注者の現場事務所に関するものは除く。また、その他の電気、電話

料金等については、受注者の負担とする。

（３）消耗品

本維持工事を実施するうえで、受注者が使用する消耗品や付属品については、全額を受注者の負担とする。

（４）支給品

本維持工事を実施するうえで、必要となる下記については、国土交通省東京航空局において準備し、受注者に支給する。

品　名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	引渡時期	摘要
路面清掃車用ﾌﾞﾗｼ	ガッタブラシ、掃寄ブラシ、吸込ブラシ	式	1	監督職員の指定する場所	平成 26 年 4 月 1 日以降	
作業用水		式	1	監督職員の指定する場所	平成 26 年 4 月 1 日以降	
除雪車用ブラシ	高速スイーパ除雪車Ｓ２５０Ｃ用	式	1	監督職員の指定する場所	平成 26 年 4 月 1 日以降	
除雪車用ブラシ	高性能スイーパ除雪車Ｓ５８０Ｃ用	式	1	監督職員の指定する場所	平成 26 年 4 月 1 日以降	
ウレタンゴム	高速プラウ除雪車用	式	1	監督職員の指定する場所	平成 26 年 4 月 1 日以降	
ｶｯﾃｨﾝｸﾞｴｯｼﾞ	高速プラウ除雪車用	式	1	監督職員の指定する場所	平成 26 年 4 月 1 日以降	

（５）法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には国土交通省東京航空局が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については受注者が負担する。

①　本工事に影響を及ぼす法令、基準等の変更

②　消費税その他の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

（６）物品の貸与

①　車両の貸与

本維持工事を実施するうえで必要となる下記の車両については、発注者が受注者に貸与する。また、貸与車両にかかる費用負担については、別紙３「工事概要書」（別添１）の区分表に基づき発注者および受注者が負担するものとする。なお、費用負担区分に定めのない事項については、協議の上、行なうものとする。

品　名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	返還場所	摘要
				引渡時期	返還時期	
路面清掃車	HS-800W	台	1	監督職員の指定する場所	監督職員の指定する場所	
				平成 26 年 4 月 1 日以降	平成 29 年 3 月 31 日まで	
高速ｽｲｰﾊﾟ除雪車	自走式 S250C	台	3	監督職員の指定する場所	監督職員の指定する場所	
				平成 26 年 4 月 1 日以降	平成 29 年 3 月 31 日まで	
高性能ｽｲｰﾊﾟ除雪車	自走式 S580C	台	3	監督職員の指定する場所	監督職員の指定する場所	
				平成 26 年 4 月 1 日以降	平成 29 年 3 月 31 日まで	
高速ﾌﾟﾗｳ除雪車	４．５ｍ級	台	4	監督職員の指定する場所	監督職員の指定する場所	

	ｸﾞﾚｰﾀﾞ付			平成 26 年 4 月 1 日以降	平成 29 年 3 月 31 日まで	
高速ﾛｰﾀﾘ除雪車	600PS	台	3	監督職員の指定する場所	監督職員の指定する場所	
				平成 26 年 4 月 1 日以降	平成 29 年 3 月 31 日まで	
凍結防止剤散布車	4m3	台	1	監督職員の指定する場所	監督職員の指定する場所	
				平成 26 年 4 月 1 日以降	平成 29 年 3 月 31 日まで	

※　除雪車量については、毎年 12 月 1 日より 3 月 15 日までを貸与期間とするが、この期間以外に除雪工を実施する場合は、監督職員の指示により貸与車両の寄託を受けることができる。

②　無線機の貸与

制限区域内作業において、管制塔との連絡に必要な空港用無線機については、発注者が受注者に貸与する。

２．実施期間に関する事項（法第１４条第２項第２号）

本維持工事の実施期間は、平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までとする。
※ 本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成２６年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

３．入札参加資格に関する事項（法第１４条第２項第３号及び第３項）

３．１　法第１５条において準用される第１０条各号（ただし、第１１号を除く。）に該当する者でないこと。

３．２　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。

３．３　予決令第７１条の規定に該当しないこと。

３．４　平成２５・２６年度国土交通省東京航空局における「ほ装工事業」に係る「Ａ等級」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

３．５　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に東京航空局長より「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和５９年６月２８日付空経第３８６号）に基づく指名停止を受けていないこと。

３．６　北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、新潟県、福島県、群馬県、埼玉県、

栃木県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所の何れかを有する者であること。

３．７　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記３．４の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３．８　工事の施工実績は、平成１０年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（３．８．２）の要件を満たす施工実績を有する者であること。また、共同企業体（以下、入札参加グループという。）の構成員としての施工実績は、出資比率２０％以上の工事の施工実績を有する者であること。

なお、入札参加グループとして申請する場合は、構成員の代表企業の施工実績とする。

３．８．１　要件

① 空港の制限区域内の滑走路、誘導路又はエプロンの何れかの舗装工事。
② 空港の制限区域内の「草刈工、清掃工、標識工又は緊急補修工」の何れかの工種を含む経常的維持工事。
③ 国道、都道府県道、市道の何れかの経常的除雪工事。
④ 空港の制限区域内の除雪工を経常的に行う工事。

※ 上記①、②又は④でいう「空港」とは、国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港、共用空港の何れかをいう。
※ 上記②、③又は④でいう「経常的」とは、３ヶ月以上の工期を有する工事をいう。

３．８．２　上記①かつ③、②かつ③又は④の何れかの要件を満たす施工実績。

３．９　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。入札参加グループとしての申請の場合は、構成中の代表企業の社員とする。

なお、主任技術者又は監理技術者は、複数名登録することが可能であるが、その際の総合評価については、最も評価点が低い者で評価を行うものとする。

３．９．１　主任技術者は、１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

・ １級建設機械施工技士又は２級建設機械施工技士の資格を有する者
・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る））又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
・ 建設業法７条第２号イ、ロで定める者
・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

３．９．２　上記（３．８．１）に示す要件を満たす工事のうち①、②又は④の何れかの経験を有する者であること。

３．９．３　監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る））又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者

・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

３．９．４　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

３．１０　上記（３．８）及び（３．９）で求める工事が、平成１３年４月１日以降に完成した国土交通省発注工事に係る工事の場合、工事成績評定点が６５点未満のものは施工実績から除く。

３．１１　施工計画が適正であること。

施工計画：空港制限区域内工事としての安全対策について

（詳細は申請様式４を参照のこと）

３．１２　国土交通省東京航空局が発注した「土木工事または舗装工事」のうち、平成２３年４月１日以降に完成した工事の施工実績がある場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が６５点以上であること。

３．１３　入札に参加しようとする者の間に以下の基準に示す資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者の全てが入札参加グループの代表企業以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

３．１３．１　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

（１）親会社と子会社の関係にある場合。

（２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

３．１３．２　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、（１）については、一方の会社が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

（１）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

（２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

３．１３．３　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（３．１３．１）及び（３．１３．２）と同視し得る資本関係又は人的関係

があると認められる場合。

３．１４　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．１５　入札参加グループでの入札について

３．１５．１　全体要件

（１）　適正に業務を遂行できる入札参加グループを結成して入札に参加することができる。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者は、グループ企業として参加する。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加もしくは単独で入札に参加することは出来ない。また、代表企業及びグループ企業は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）（以下「協定書」という。）を作成し、申請書類と併せて提出すること。

（２）　入札参加者は、入札参加グループとして参加する場合、申請書及び資料の提出期限の日以降は、入札参加グループを構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国土交通省東京航空局長はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

（３）　入札参加グループの代表企業は、上記（３．１）から（３．１４）の全ての要件を満たすこと。また、入札参加グループの構成員（代表企業を除く）は、上記（３．１）から（３．１４）の内、（３．８）、（３．９）及び（３．１１）を除く要件を満たしていること。

３．１５．２　個別要件

入札参加グループで本工事を実施する場合、代表企業は本工事全体の企画立案を担当するものとし、本工事全体の企画立案、土木施設維持修繕工、除雪工の各工種を包括的に管理するものとする。

４．入札に参加する者の募集に関する事項（法第１４条第２項第４号）

４．１　入札の実施手続及びスケジュール

本件は、下記４．２．１に示す提出書類の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件であり、電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。なお、入札電子システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。

手　　続	スケジュール
入札公告	平成２５年１２月上旬ごろ
入札説明資料の配付	平成２５年１２月上旬ごろ
申請書類及び技術提案書に関する質疑応答期限	平成２５年１２月下旬ごろ
申請書類及び技術提案書の提出期限	平成２５年１２月下旬ごろ
入札等に関する質疑応答期限	平成２６年　１月下旬ごろ
競争参加資格の結果通知	平成２６年　１月下旬ごろ
入札書の提出期限	平成２６年　２月上旬ごろ

開札、落札予定者の決定（ただし、低入札の場合は除く）	平成２６年　２月上旬ごろ
契約締結	平成２６年　４月　１日

４．２　入札実施手続

４．２．１　提出書類

本維持工事の入札に参加する民間事業者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる申請書類、技術提案書、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、誓約書及び意見聴取対象者リストを提出すること。

なお、上記の入札金額には、本維持工事に要する一切の諸経費の 105 分の 100 に相当する金額を記載することとする。

また、本実施要項にない具体的項目は入札説明書によるものとする。

（１）　申請書類

①　競争参加資格確認申請書【申請様式１】

②　企業の施工実績【申請様式２】

③　配置予定技術者の資格・施工経験【申請様式３】

④　上記３．１１で記載した施工計画書【申請様式４】

⑤　入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）

（２）　技術提案書

入札参加者には、下記（５．）で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載した技術提案書を提出する。

①　本維持工事に対する提案事項【提案様式１～２】

（ア）維持工事の実施全般についての提案

（イ）維持工事の実施方法についての提案

（３）　誓約書

入札参加者は、法第１０条第４号及び第６号から第９号までの暴力団排除条項に該当しないこと等に関する誓約書を提出すること。

（４）　意見聴取対象者リスト

入札参加者は、開札後、東京航空局の求めに応じ、すみやかに意見聴取対象者リストを提出すること。

４．２．２　紙入札方式による開札にあたっての留意事項

（１）　開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

（２）　入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。

（３）　入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

（４）　入札参加者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第１４条第２項第５号）

本維持工事を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、審査は国土交通省東京航空局に設置する学識経験者が参画する第三者委員会（第三者委員会は、必ず１名以上の学識経験者が参画し、評価方法や落札者の決定について審議するが、委員は３親等以内の利害に関係のある議事に加わることができない。）において行うものとする。

５．１　決定にあたってのサービスの質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された技術提案書の内容が、本維持工事の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加算点項目審査）について行うものとする。

５．１．１　必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が申請書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。満たしている場合は、標準点（１００点）を付与し、満たしていない場合は、失格とする。

（１）工事に対する認識

空港制限区域内で工事を実施するための安全対策が確保されるものとなっているか。

５．１．２　加算点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加算点審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるという観点から、絶対評価により加算する。（６０点）

（１）　維持工事の実施全般についての提案内容（１０点）

空港の円滑な運用及び航空機の安全運航を確保するため、緊急時に迅速に対応することや短時間で施設を復旧するための、事前の備えについて提案を求める。

（２）　維持工事の実施方法についての提案内容（１０点）

空港の円滑な運用及び航空機の安全運航を確保するため、作業区域において安全・確実に決められた時間内で終了させることに資する作業の効率化等、日々の作業実施時における対応について提案を求める。

（３）　企業の施工実績について（５点）

（４）　配置予定技術者の能力について（５点）

（５）　施工体制確認審査（施工体制評価点３０点）

公共工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査するものとする。

① 品質確保の実効性（１５点）
② 施工体制確保の確実性（１５点）

５．１．３　上記５．１．２の評価項目並びにそれぞれの配点については、別紙１「評価内容と評価基準」及び別紙２「施工体制確認審査（施工体制評価点）に係る評価内容と評価基準」による。

５．２　落札者決定にあたっての評価方法

５．２．１　落札者の決定方法

必須項目審査により得られた標準点（１００点）と加算点項目審査の得点（施工体制評価点を含む最大６０点）を加算し、入札価格で除した値を評価値とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

評価値＝（標準点（１００点）＋加算点項目審査による得点（施工体制評価点を含む最大６０点））÷入札価格

５．２．２　留意事項

（１）　当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて改めて調査し該当するおそれがあると認められた場合又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあって、著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い１者を落札者として決定することがある。

（２）　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

（３）　落札者が決定したときは、遅滞無く落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

５．３　初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、原則として予決令第９９条の２の規程に基づく随意契約に移行しない。

６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第１４条第２項第６号及び第４項）

別添１　従来の実施状況に関する情報の開示による。
なお、入札参加希望者は、別添１に示す以外の情報についても、入札説明資料の配布日以降に開示を求めることができる。

７．公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第１４条第２項第７号）

７．１　本工事の実施において、使用させることができる国有財産は次のとおりとする。
当該国有財産は、事前に所定の手続きを行って許可を得るものとする。

７．１．１　現場事務所等の設置に必要な用地：約１，２００㎡（空港内）

８．公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第１４条第２項第９号）

８．１　報告等について
８．１．１　施工計画書の作成と提出
別紙４「共通仕様書」第１編 共通編、第１章 総則 １－１－４による。

８．１．２　工事成績データの作成、登録
別紙４「共通仕様書」第１編 共通編、第１章 総則 １－１－５による。

８．１．３　施工体制台帳及び施工体系図の作成
別紙４「共通仕様書」第１編 共通編、第１章 総則 １－１－１０による。

８．１．４　調査・試験に対する協力
別紙４「共通仕様書」第１編 共通編、第１章 総則 １－１－１２による。

８．１．５　履行報告
別紙４「共通仕様書」第１編 共通編、第１章 総則 １－１－２５による。

８．１．６　その他工事の実施に際して必要となる書類
別紙４「共通仕様書」第１編 共通編、第１章 総則 １－１－３８による。

８．１．７　主任技術者等
別紙４「共通仕様書」第１編 共通編、第１章 総則 １－１－４５による。

８．１．８　国の検査・監督体制
受注者からの報告を受けるにあたり、国土交通省東京航空局の検査・監督体制は次のとおりとする。

（１）　本工事の検査・監督体制として、国土交通省東京航空局は、国土交通省東京航空局函館空港事務所に検査職員及び監督職員を任命する。

８．２　国土交通省東京航空局調査への協力

国土交通省東京航空局は、受注者による工事の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、受注者に対し、本維持工事の状況に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所等に立ち入り、工事の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする国土交通省東京航空局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第２６条第１項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

８．３　指示について

監督職員等は、受注者による工事の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、工事の検査・監督において維持工事の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

８．４　秘密の保持

受注者は、本工事に関して国土交通省東京国空局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び工事遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受注者（その者が法人である場合にあっては、その役員。）若しくはその社員その他本維持工事に従事していた者は工事の実施上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第５４条により罰則の適用がある。

８．５　契約に基づき落札者が講ずべき措置

８．５．１　工事の開始及び中止

（１）　受注者は、締結された本契約に定められた工事開始日に、確実に本維持工事を開始しなければならない。

（２）　受注者は、やむを得ない事由により、本工事を中止しようとするときは、予め国土交通省東京航空局の承認を受けなければならない。

８．５．２　金品等の授受の禁止

受注者は、本維持工事の実施にあたり、正当な理由で必要となる請負代金や工事資材等を除き金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

８．５．３　宣伝行為の禁止

（１）　受注者及び本維持工事に従事する者は、本維持工事の実施にあたって、自らが行う工事の宣伝を行ってはならない。

（２）　受注者及び本維持工事を実施する者は、本維持工事の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

８．５．４　法令の遵守

受注者は、本維持工事を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

８．５．５　安全衛生

受注者は、本維持工事に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

８．５．６　記録・帳簿書類等

受注者は、実施年度毎に本維持工事に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類については、本維持工事が終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

８．５．７　権利の譲渡

受注者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

８．５．８　権利義務の帰属等

（１）　本維持工事の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

（２）　受注者は、本維持工事の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ国土交通省東京航空局の承認を受けなければならない。

８．５．９　引継ぎ

工事引継ぎに必要な措置として、受注者は維持工事の開始前に、現に当該維持工事を実施している受注者から、維持工事の実施に必要な引継ぎを受けることができる。

なお、現場代理人に対する業務処理上のノウハウの引継ぎがある場合は、能力・経験を踏まえた上で、国土交通省東京航空局が十分な期間を確保して行うものとする。また、受注者は、維持工事の終了に伴い、受注者が変更する場合は、必要に応じ次期受注者に対し必要な引継ぎを行うものとする。

８．５．１０　下請負の取扱い

（１）　受注者は本維持工事の実施に当たり、その全部若しくはその主たる部分は又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物を一括して第三者に請け負わせてはならない。

（２）　受注者は、本維持工事の実施に当たり、その一部について第三者に請け負わす場合は、原則として予め下請負人通知書等により、下請けに関する事項（下請け先の住所・名称、下請け先に委任する工事の範囲、下請けを行うことの合理性及び必要性、下請け先の工事履行能力並びに報告徴収その他工事管理の方法）について記載しなければならない。

（３）　受注者は、本契約締結後やむを得ない事情により第三者に請け負わす場合には、下請けに関する事項を明らかにしたうえで国土交通省東京航空局の承認を受けなければならない。

（４） 受注者は、上記（２）及び（３）により第三者に請け負わす場合には、下請け先から必要な報告を徴収することとする。

（５） 下請け先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の接受の禁止、宣伝行為の禁止、国土交通省東京航空局との契約によらない自らの工事の禁止については、受注者と同様の義務を負うものとする。

８．５．１１　契約変更

国土交通省東京航空局及び受注者は、本維持工事の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は予め変更の理由を書面によりそれぞれの相手方に提出し、それぞれの相手方の合意を得なければならない。

８．５．１２　契約解除

国土交通省東京航空局は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１） 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

（２） 法第１０条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

（３） 本契約に従って本維持工事を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

（４） 上記（３）に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（５） 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

（６） 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

（７） 受注者又はその他の本維持工事に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本維持工事の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

（８） 暴力団を、業務の統括にする者又は従業員としていることが明らかになったとき。

（９） 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

８．５．１３　契約解除時の取扱い

（１） 上記（８．５．１２）に該当し、契約を解除した場合には、国土交通省東京航空局は受注者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる工事費を支給する。

（２）　この場合、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する金額を違約金として国土交通省東京航空局の指定する期間内に納付しなければならない。

（３）　国土交通省東京航空局は、受注者が前項の規定による金額を国土交通省東京航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年１００分の５の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

（４）　国土交通省東京航空局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

８．５．１４　契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受注者と国土交通省東京航空局が協議するものとする。

８．５．１５　工事途中における入札参加グループからの撤退

代表企業及びグループ企業は、本維持工事を完了する日までは、入札参加グループから脱退することはできない。

８．５．１６　工事途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、国土交通省東京航空局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の工事を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び国土交通省東京航空局の承認を得て、新たな構成員を本維持工事入札参加グループに加入させ、本維持工事参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

８．５．１７　談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

（１）　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は国土交通省東京航空局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の１０分の１に相当する額を違約金として国土交通省東京航空局の指定する期間内に支払わなければならない。

①　本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

②　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③　納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号

の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④　本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（２）　受注者は上記（１）の規定による金額を国土交通省東京航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて年１００分の５の割合で計算した金額を遅延金として支払わなければならない。

９．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第１４条第２項第１０条）

本契約を履行するにあたり、受注者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

９．１　国土交通省東京航空局が国家賠償法第１条第１項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国土交通省東京航空局は当該公共サービス実施受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国土交通省東京航空局の責めに帰すべき理由が存する場合は、国土交通省東京航空局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

９．２　当該公共サービス実施受注者が民法第７０９条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土交通省東京航空局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注者は国土交通省東京航空局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

１０．対象公共サービスに係る法第７条第８項に規定する評価に関する事項（法第１４条第２項第１１号）

１０．１　実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成２８年６月予定）を踏まえ、平成２８年３月３１日時点における状況を調査するものとする。

１０．２　調査の方法

国土交通省東京航空局は、受注者が実施した維持工事の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

ただし、上記（１．２．１）における工事の質として設定した項目については、随時確認することとし、上述の調査に併せて集計する。

また、必要に応じて従来の実施方法との比較検討を行うものとする。

１０．３　調査項目

１０．３．１　上記（１．２．１）に示す維持工事の質、上記（１．２．２）に示す維持工事において確保すべき水準に、上記（１．２．３）での提案を反映し、確定した工事の履行状況。

１０．４　上記調査項目に関する内容については、本維持工事の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ平成２８年５月を目途に提出するにあたり、国土交通省東京航空局に設置する学識経験者が参画する第三者委員会に報告し、意見を聞くものとする。

１１．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

１１．１　対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

国土交通省東京航空局は、受注者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、工事終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第２６条及び法第２７条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

１１．２　国土交通省東京航空局の監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本維持工事の実施状況に係る監督は、上記（８．１．８）により行うこととする。

１１．３　受注者が負う可能性のある主な責務等

１１．３．１　受注者の責務等

本維持工事に従事する者は、刑法（昭和４０年法律第４５号）その他の刑罰の適用については、法第２５条第２項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

１１．３．２　罰則等

（１）法第２５条第１項の規定に違反して、法第２４条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第５４条の規定により１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処されることとなる。

（２）　次のいずれかに該当する者は、法第５５　条の規定により３０万円以下の罰金に処されることとなる。

①　上記（８．１．１～８．１．６）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は上記（８．１．８）による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

②　正当な理由なく、上記（８．３）による指示に違反した者

（３）　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の工事に関し、上記（１）の違反行為をしたときは、法第５６条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記（１）の刑を科されることとなる。

１１．３．３　会計検査について

受注者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）第２２条に該当するときは、又は同法第２３条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省東京航空局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

評価内容と評価基準

工事件名：函館空港土木施設維持修繕工事

評価項目	評価基準	配点	加算点
（1）維持工事の実施全般についての提案 ①緊急時（地震・台風等自然災害含む）への対応 （2）実施方法についての提案 ①日々の作業実施時の対応	※評価項目①，②それぞれの1提案につき以下の評価を行う。 有効な提案：優（2点） 適切ではあるが有効とは認めがたい：可（0点）	2評価項目設定 1評価項目×有効1評価提案×2.0点×5提案=10点	20点
○上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的（※留意点を参考）に記載してください。○抽象的表現の提案は、加点評価しない。○提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。○提案する数は、評価項目毎に最大5提案までとし、6提案以上は評価しない。			
（3）企業の施工実績等について			5点
①過去15年間の同種工事の施工実績の有無 注1）	同種工事の施工実績あり	1.0点	
	類似工事の施工実績あり	0.0点	
②国土交通省（内閣府沖縄総合事務局を含む。）における過去4年間の舗装工事（空港土木施設維持修繕工事含む。）の受注額（特定JVは除く。）の大きいもの上位3件（ただし、受注額に係わらず空港土木施設維持修繕工事は含めるものとする。）の工事成績評定点の平均点 注2）	80点以上	1.5点	
	80点未満75点以上	1.0点	
	75点未満70点以上	0.5点	
	70点未満又は受注実績なし	0.0点	
③過去2年間の優良工事表彰等の有無 注2）	国又は都道府県の工事発注機関の表彰（国においては局長相当、都道府県においては知事相当の表彰）の実績有り	0.5点	
	国又は都道府県の工事発注機関の表彰（国においては事務所長相当、都道府県においては知事相当以外の表彰）の実績あり	0.3点	
	表彰の実績なし	0.0点	
④企業の品質管理体制／環境体制について	ISO9000S及びISO14000Sの取得あり	0.5点	
	上記何れかの取得あり	0.3点	
	取得なし	0.0点	
⑤地域内における本店・支店の所在地の有無について	北海道内に本店又は支店	1.0点	
	上記以外	0.0点	
⑥当該工事区域近隣地における過去2年間の防災訓練等参加又は災害対応の活動の実績の有無 注2） 注3）	参加実績あり	0.5点	
	実績なし	0.0点	
（4）配置予定技術者の能力について			5点
①主任（監理）技術者の保有する資格「A)とB)は累積加算する。」	A）監理技術者	1.0点	
	B）財団法人道路保全センター又は一般社団法人日本道路建設業協会発行の1級舗装施工管理技術者資格	1.0点	
	上記以外の有資格者	0点	
②過去15年間の主任（監理）技術者の同種又は類似工事の施工経験の有無 注1）	同種工事を主任（監理）技術者又は現場代理人としての担当実績あり	2.0点	
	類似工事を主任（監理）技術者又は現場代理人としての担当実績あり	1.5点	
	同種工事を担当者としての実績あり	0.5点	
	類似工事を担当者としての実績あり	0.0点	
③主任（監理）技術者が担務した国土交通省（内閣府沖縄総合事務局を含む。）における過去4年間の舗装工事（空港土木施設維持修繕工事含む。）の受注額（特定JVは除く。）の大きいもの上位3件（ただし、受注額に係わらず空港土木施設維持修繕工事は含めるものとする。）の工事成績評定点の平均点 注2）	80点以上	0.5点	
	80点未満75点以上	0.3点	
	75点未満70点以上	0.2点	
	70点未満65点以上又は担務実績なし	0.0点	
	平均値でなく1件でも65点未満有り	−0.5点	
④過去2年間の優良工事技術者表彰等の有無 注2）	国又は都道府県の工事発注機関の表彰（国においては局長相当、都道府県においては知事相当の表彰）の実績有り	0.5点	
	国又は都道府県の工事発注機関の表彰（国においては事務所長相当、都道府県においては知事相当以外の表彰）の実績あり	0.3点	
	表彰の実績なし	0.0点	
	最高加算点	30点	

【補足事項】

1．ペナルティーについて

(1)工事成績評定点から減点をするペナルティ

①技術提案として事前に提出し加点対象として評価された提案にあっては同等以上の施工を行うものとする。提案内容が履行されない場合は、当該提案に応じた加算点をペナルティとし、工事成績評定点から減点する。ただし、当局の都合により履行が出来なくなった場合は、ペナルティの対象としない。

②配置予定技術者を途中交代せざるを得ない状況により当局との協議により変更した場合の変更配置予定技術者の能力等が下回る場合は、当初加算点との差分をペナルティとし、工事成績評定点から減点する。（競争参加資格に付してある資格と経験を満足しない技術者は同等の変更配置予定技術者として認められない。）

2．虚偽の申告等の場合は、契約金額の減額又は契約違反としての措置をとる場合がある。

3．同種又は類似工事については下表とする。

同種工事	空港の制限区域内の「草刈工、清掃工、標識工、緊急補修工及び除雪工」の全ての工種を含む経常的維持工事の施工実績
類似工事 企業としての競争参加資格条件（配置予定技術者の経験） ＝ ①又は②の何れか	①空港の制限区域内の滑走路、誘導路又はエプロンの何れかの舗装工事の施工実績
	②空港の制限区域内の「草刈工、清掃工、標識工、緊急補修工又は除雪工」の何れかの工種を含む経常的維持工事の施工実績
※上記でいう「空港」とは、国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港又は共用空港の何れかをいう。	
※上記でいう「経常的」とは、3ヶ月以上の工期を有する工事をいう。	

注1）過去15年の施工実績とは平成10年4月1日以降に完成・引渡しが完了した工事とする。

注2）過去2年間とは平成23年4月1日から平成25年3月31日、過去4年間とは平成21年4月1日から平成25年3月31日とする。

注3）当該工事区域近隣地とは函館市、北斗市、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町をいう。

別紙2

施工体制確認審査（施工体制評価点）係る評価内容と評価基準

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	／15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	／15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

従来の実施状況に関する情報の開示

（単位：千円）

1．従来の実施に要した経費

			22年度	23年度	24年度
	人件費	常勤職員	－	－	－
		非常勤職員	－	－	－
	物件費		－	－	－
	請負費等	請負費定額分	123,848	147,201	128,769
		成果報酬等	－	－	－
		旅費その他	－	－	－
計（a）			123,848	147,201	128,769
参考値（b）	減価償却費		－	－	－
	退職給付費用		－	－	－
	間接部門費		－	－	－
（a）＋（b）			123,848	147,201	128,769

（注記事項）
※本実施要項に記載の維持工事については、すべて民間事業者に委託していることから、請負費等以外に経費は発生しない。
※各年度の請負費の差の要因は、除雪工の増減によるものである。

2．従来の実施に要した人員（請負費における人員）

	22年度	23年度	24年度
巡回点検	18	18	18
草刈工	2,009	2,026	1,935
清掃工	292	339	293
標識工	93	63	64
植栽維持工	109	109	109
緊急補修工	0	34	6
除雪工	1,084	1,725	1,524
合　計	3,605	4,314	3,949

（月単位の人員配置状況）　※端数処理の関係で合計が一致しない

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
平成24年度	25	336	696	417	303	275	351	57	391	389	462	247
平成23年度	25	336	697	467	341	275	396	113	451	419	600	193
平成22年度	29	324	690	503	345	274	338	86	229	531	204	52

（業務の繁閑の状況とその対応）
- 特に春から秋の期間は草刈工等の実施のため、冬期間は除雪工実施のため、人員を確保する必要がある。なお、草刈は草丈の状況により変動する。
- 4月は実施作業が少ないため人員が少ない。また、6月は実施作業が多いことに加え、特に人員を要する草刈作業日数が多いため人員が多い。
- 緊急補修工及び除雪工は気象状況等により変動する。

（注記事項）
特になし

3．従来の実施に要した施設及び設備

受注者に使用させた国有財産

（用地関係）
① 現場事務所・作業員詰所・資材倉庫の用地　1,418 ㎡

（備品関係）
① 航空用無線機　26 台（携帯式、車載式）

（支給品関係）
① 路面清掃車用ブラシ(掃寄・ｶﾞｯﾀﾎﾟﾘﾌﾞﾗｼ)　4 個
② 路面清掃車用ブラシ(吸込ﾎﾟﾘﾌﾞﾗｼ)　1 個
③ 作業用水　81.5 m3
④ 除雪車用ブラシ(高速スイーパ除雪車S-250C用)　6 組
⑤ 除雪車用ブラシ(高速スイーパ除雪車S-580C用鋼製)　985 枚

	⑥ 除雪車用ブラシ(高速スイーパ除雪車S-580C用樹脂)	6 枚
	⑦ ウレタンゴム（高速プラウ除雪車用）	0 枚（30t×200W×850L）
	⑧ カッティングエッジ（高速プラウ除雪車用）	0 枚
	（車両関係）	
	① 路面清掃車（HS-800W）	1 台
	② 高速スイーパ除雪車（自走式S-250C）	3 台
	③ 高性能スイーパ除雪車（自走式S-580C）	3 台
	④ 高速プラウ除雪車（4.5m級グレーダ付）	4 台
	⑤ 高速ロータリ除雪車（600PS）	3 台
	⑥ 凍結防止剤散布車（4m3級）	1 台
	受注者が用意した車両等	
	（設備関係）	
	①現場事務所	1 棟（2階建）
	②仮設トイレ	1 棟
	（車両関係等）	
	作業（夏期）	
	巡回点検	
	保安車両	1 台
	草刈工	
	トラクター	6 台
	草刈装置	2 台
	集草装置	2 台
	梱包装置	2 台
	小型草刈機	1 台
	肩掛式草刈機	15 台
	ダンプトラック（2t）	3 台
	平ボディトラック(2t)	3 台
	ユニック車(4t)	1 台
	ブロア	2 台
	人員搬送車両	1 台
	保安車両	1 台
	舗装面清掃工	
	保安車両	1 台
	排水溝清掃工	
	バックホウ(ｸﾚｰﾝ仕様0.2m3級)	1 台
	バキューム車	1 台
	ダンプトラック（2t）	1 台
	人員搬送車両	1 台
	保安車両	1 台
	発電機(100V)	1 台
	インパクトレンチ	1 台
	投光器(バルーン式)	1 台
	酸素濃度測定器	1 台
	標識工	
	ラインマーカー車	1 台
	ハンドマーカー	2 台
	トラック	1 台
	保安車両	1 台
	植栽維持工	
	ダンプトラック（2t）	1 台
	平ボディトラック（2t）	1 台
	人員搬送車両	1 台
	保安車両	1 台
	エンジンポンプ	1 台
	水タンク(1,000ﾘｯﾄﾙ)	1 台
	緊急補修工	

発電機	1 台
ハンドカッター	1 台
ダンプトラック(2t)	2 台
人員搬送車両	1 台
タンパ(60～80kg)	1 台
振動コンパクタ(40～60kg)	1 台
投光器(バルーン式)	2 台
電動ピック	1 台
湿式掃除機	1 台
保安車両	1 台
作業(冬期)	
除雪工	
タイヤショベル	5 台
ダンプトラック(10t)	5 台
保安車両	2 台
人員搬送車両	2 台
スノーダンプ(人力用)	10 台

(注記事項)
工事を実施するため、「受注者に使用させた国有財産」については無償で貸与する。
工事を実施するため、「受注者に使用させた国有財産」以外のものについては、すべて受注者が用意する。

4. 従来の実施における目的の達成

	22年度	23年度	24年度
土木施設の維持工事に起因する不具合の復旧未実施件数	0 件	0 件	0 件
土木施設の維持工事に起因する航空機の破損又は損傷による航空機の運航への影響件数	0 件	0 件	0 件

(注記事項)
特になし

5. 従来の実施方法等

(組織図)
○ 別添2 「国土交通省東京航空局函館空港事務所組織図」
(業務実施方法)
○ 別添3 「受注者の組織図」
○ 別添４ 「従来の実施方法フロー」
(維持工事対象施設数)
○ 別添5 従来の仕様書「平成24年度函館空港土木施設維持修繕工事」

6. その他閲覧可能資料

1. 航空法
2. 航空法施行規則
3. 航空保安業務処理規程(第10制限区域内実施規程, 第11除雪作業実施規程)
4. 函館空港土木施設維持工事施工計画書
5. 除雪車両等取扱要領(平成7年8月改訂)
6. 空港土木施設施工要領(平成21年4月)
7. 空港土木施設管理規程(平成19年4月)
8. 函館空港除雪作業実施細目

※「1. 従来の実施に要した経費」は、各年度における契約額である。
※「2. 従来の実施に要した人員」は、各年度における契約数量に基づき、推計したものである。
※「3. 従来の実施に要した施設及び設備」は、平成24年度実績である。

別添2

国土交通省東京航空局函館空港事務所組織図

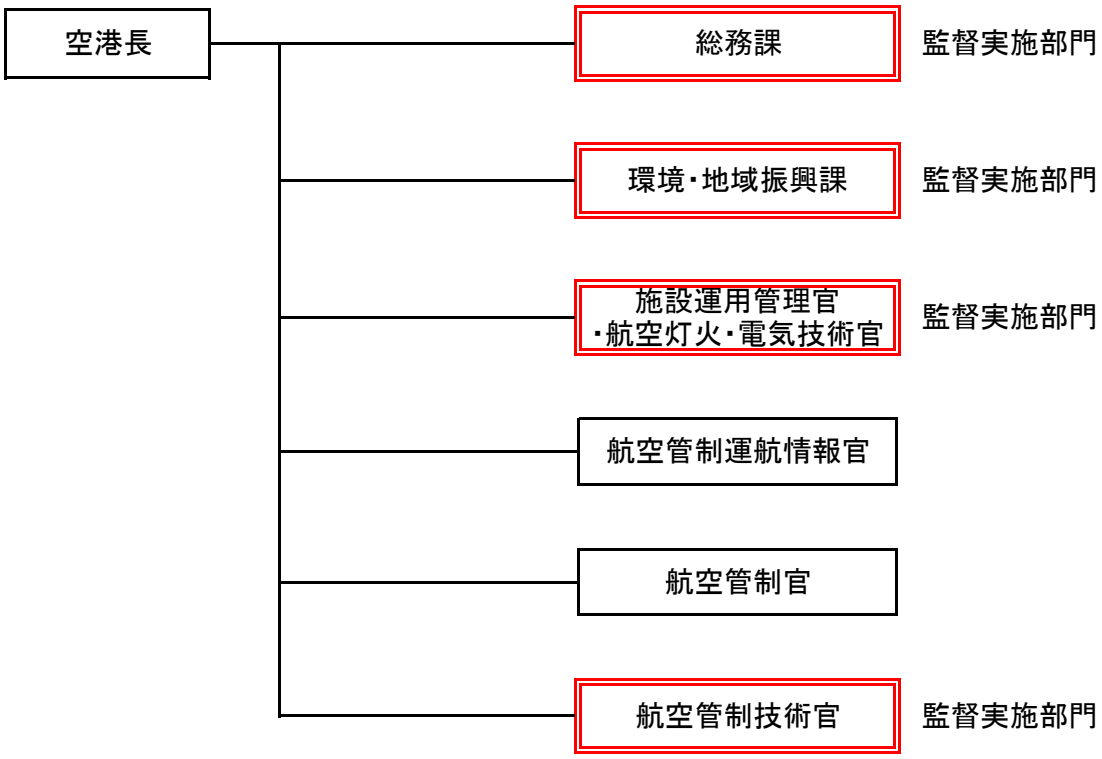

受注者の組織図

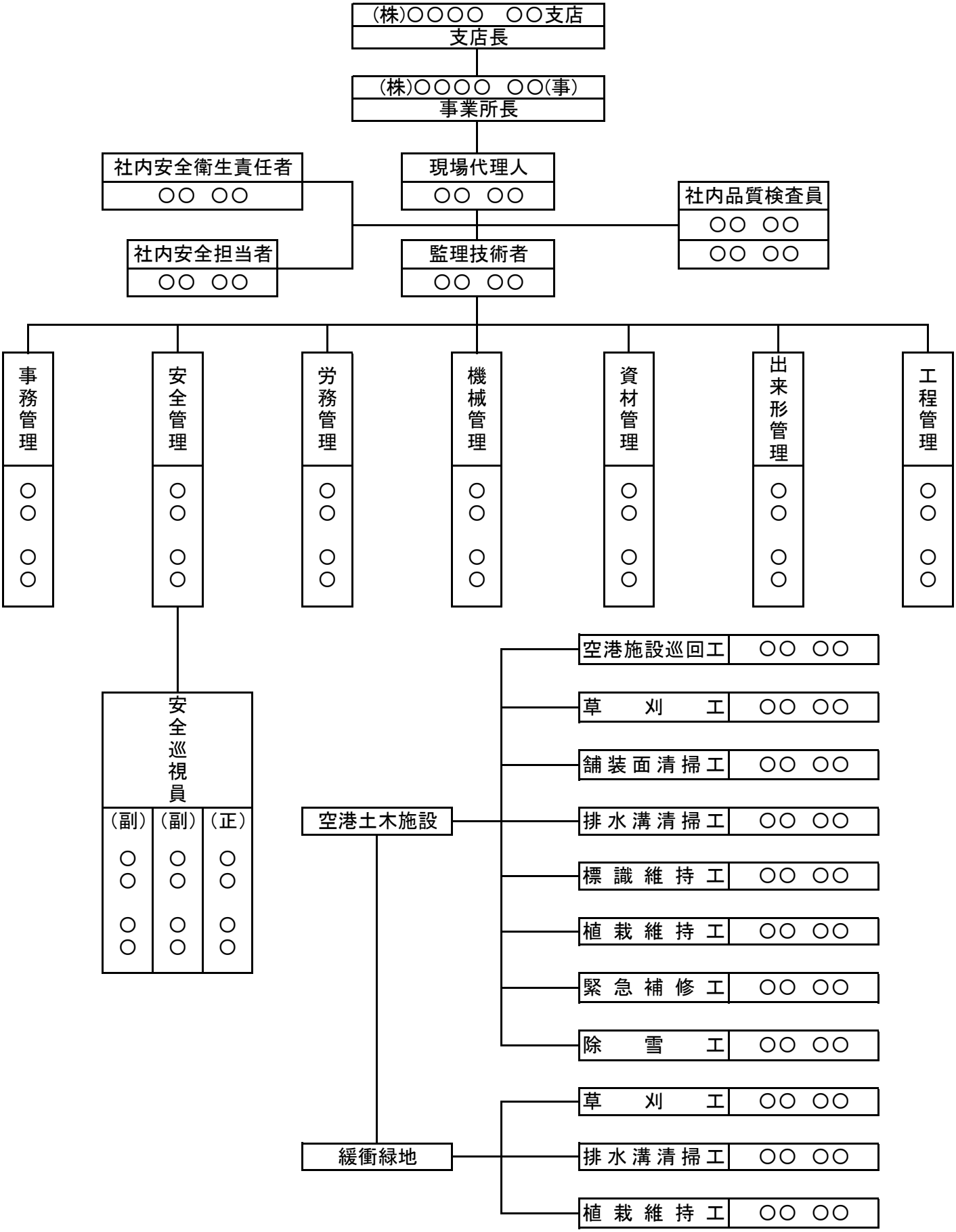
(株)○○○○　○○支店
支店長
(株)○○○○　○○(事)
事業所長
社内安全衛生責任者
○○　○○
現場代理人
○○　○○
社内品質検査員
○○　○○
○○　○○
社内安全担当者
○○　○○
監理技術者
○○　○○
事務管理
○○
○○
安全管理
○○
○○
労務管理
○○
○○
機械管理
○○
○○
資材管理
○○
○○
出来形管理
○○
○○
工程管理
○○
○○
安全巡視員
(副)
○○
○○
(副)
○○
○○
(正)
○○
○○
空港土木施設
空港施設巡回工　○○　○○
草　刈　工　○○　○○
舗装面清掃工　○○　○○
排水溝清掃工　○○　○○
標識維持工　○○　○○
植栽維持工　○○　○○
緊急補修工　○○　○○
除　雪　工　○○　○○
緩衝緑地
草　刈　工　○○　○○
排水溝清掃工　○○　○○
植栽維持工　○○　○○

従来の実施状況フロー

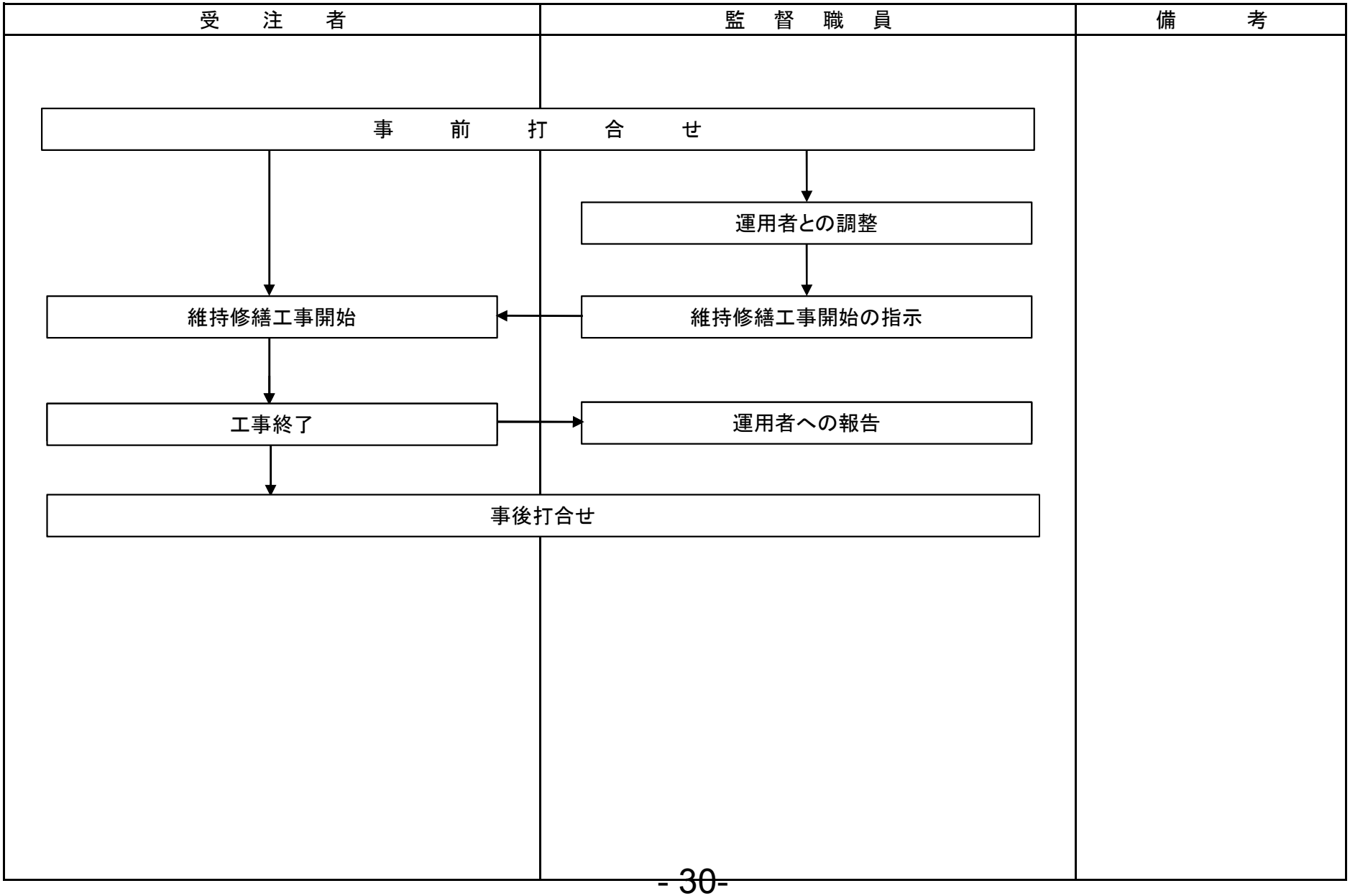
受　注　者
監　督　職　員
備　考
事　前　打　合　せ
運用者との調整
維持修繕工事開始
維持修繕工事開始の指示
工事終了
運用者への報告
事後打合せ

別添５

函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）

特　記　仕　様　書

平成２５年３月

国土交通省　東京航空局

原　　仕　　様

P. 1

１．工事概要

本工事は、函館空港の土木施設及び同空港周辺の緩衝緑地帯等を維持修繕するもので、巡回点検、草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及び無線施設除雪工を施工するものである。

２．施工場所

函館市高松町　函館空港内及び空港周辺

３．工期

平成２３年　４月　１日から平成２６年　３月３１日までとする。

４．工事内容

工事数量総括表とする。

５．支給品及び貸与品等

５－１　支給品

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	引渡時期	摘要
路面清掃車用ブラシ	Tﾌﾞﾗｼ、Zﾌﾞﾗｼ、Rﾌﾞﾗｼ	式	1	監督職員の指定する場所	平成23年4月1日以降	
路面清掃車用ブラシ	ｶﾞｯﾀﾌﾞﾗｼ、掃寄ﾌﾞﾗｼ、吸込ﾌﾞﾗｼ	式	1	監督職員の指定する場所	平成23年12月20日以降	
除雪車用ブラシ	高速ｽｲｰﾊﾟ除雪車 S-250C用	式	1	監督職員の指定する場所	平成23年4月1日以降	
除雪車用ブラシ	高速ｽｲｰﾊﾟ除雪車 S-580C用	式	1	監督職員の指定する場所	平成23年4月1日以降	
作業用水		式	1	監督職員の指定する場所	平成23年4月1日以降	
ウレタンゴム	高速プラウ除雪車用	式	1	監督職員の指定する場所	平成23年4月1日以降	
カッティングエッジ	高速プラウ除雪車用	式	1	監督職員の指定する場所	平成23年4月1日以降	
緊急補修材		式	1	監督職員の指定する場所	平成23年4月1日以降	必要の都度

５－２　貸与品等

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所 引渡時期	返還場所 返還時期	摘要
路面清掃車	ＨＳ－６０	台	1	監督職員の指定する場所 平成23年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成23年12月20日まで	
路面清掃車	ＨＳ－８００W	台	1	監督職員の指定する場所 平成23年12月20日以降	監督職員の指定する場所 平成26年3月31日まで	監督職員の指示による
高速スイーパ除雪車	自走式S-250C	台	3	監督職員の指定する場所 平成23年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成26年3月31日まで	監督職員の指示による

変　　更　　仕　　様

P. 1

１．工事概要

原仕様に同じ

２．施工場所

原仕様に同じ

３．工期

原仕様に同じ

４．工事内容

原仕様に同じ

５．支給品及び貸与品等

５－１　支給品

原仕様に同じ

５－２　貸与品等

原仕様に同じ

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所 引渡時期	返還場所 返還時期	摘要
高性能スイーパ除雪車	自走式S-580C	台	3	監督職員の指定する場所 平成23年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成26年3月31日まで	監督職員の指示による
高速プラウ除雪車	4.5m級､ｸﾞﾚｰﾀﾞ付	台	4	監督職員の指定する場所 平成23年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成26年3月31日まで	監督職員の指示による
高速ロータリ除雪車	600ps級	台	3	監督職員の指定する場所 平成23年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成26年3月31日まで	監督職員の指示による
凍結防止剤散布車	2,000ℓ､4.0㎥	台	1	監督職員の指定する場所 平成23年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成26年3月31日まで	監督職員の指示による
無線機	車載、携帯用	式	1	監督職員の指定する場所 平成23年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成26年3月31日まで	必要の都度

５－３　その他

（１）作業用水は、予め使用願いを提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
　なお、請負者は使用に際し節水に努め、その使用量を監督職員に報告しなければならない。

（２）路面清掃車用ブラシ、除雪車用ブラシ、ウレタンゴム及びカッティングエッジは、作業に支障を与える程度に摩耗した時点で監督職員の承諾を得て取り替えなければならない。

（３）緊急補修材は使用の都度、使用量を報告しなければならない。

（４）貸与車両の消耗品及び軽微な整備については、請負者の負担とする。
詳細については、本仕様書別添―1参照

（５）除雪工関係車両については、毎年１２月１日より３月３１日までを貸与期間とするが、この期間以外に除雪工を実施する場合は、監督職員の指示により貸与車両の寄託を受けることとする。

６．借上車両

（１）借上車両は、４．工事内容に記載した車両・台数とする。

（２）借上期間は、毎年１２月１日より３月３１日までとし、車両置場については、監督職員の承諾を得なければならない。

品名	規格	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ	2.1㎥級可変ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ	平成23年11月22日～平成24年 3月31日	平成24年12月 1日～平成25年 3月31日	平成25年12月 1日～平成26年 3月31日
ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ	2.1㎥級ﾊﾞｹｯﾄ	平成23年12月 1日～平成24年 3月31日	平成24年12月 1日～平成25年 3月31日	平成25年12月 1日～平成26年 3月31日

（３）借上台数、期間等については、気象状況等により変更する場合がある。

５－３　その他

原仕様に同じ

６．借上車両

原仕様に同じ

原　　仕　　様

P. 3

7．工事仕様

7－1　総則

本特記仕様書に定めのない事項については、国土交通省航空局監修、（財）港湾空港建設技術サービスセンター発行（平成２２年４月）の、「空港土木工事共通仕様書」の定めによるものとする。

7－2　維持・修繕工共通事項

（1）一般事項

制限区域内への立入りは、函館空港長より許可を受けた人員および車両とする。

工事区域には制限区域内もあることから、空港の運用に支障をきたすことのないよう十分留意する。

1）就業時間

昼間作業は、０８：００～１７：００を原則とし、夜間作業の範囲・工種及び作業時間帯は、航空機の運航への影響を考慮し以下のとおりとする。

なお、巡回点検及び緊急補修工においては、その都度協議の上、決定することとし、除雪工及び無線施設除雪工については監督職員の指示による。

作業範囲	工種	夜間作業時間帯
①滑走路中心線より両側７５ｍの範囲 ②誘導路中心線より両側４７．５ｍの範囲 ③その他設計図書に示す範囲	草刈工 清掃工 標識維持工	２０：３０～０７：００

（2）安全管理

1）作業を行う場合は、必要に応じて携帯用無線機を常備し、航空機及び作業員の安全を図るものとする。

2）作業を行う場合は、監督職員の指示又は承諾する場所へ、交通誘導員等を配置し安全対策を講ずるものとする。

3）夜間作業の時間帯に行う空港施設巡回工、草刈工及び緊急補修工について夜間照明を配置し、作業区域の安全を図るものとする。

4）除雪作業中における既設舗装面及び灯器破損防止のため、次の処置を行うこと。

①除雪工事前までにスノーポール、赤旗等を設置しなければならない。

なお、設置箇所については監督職員の承諾を得ること。

②既設舗装面及び埋込型灯器の破損防止のため、除雪車両の切刃部に支給するウレタンゴムを装着しなければならない。

③地上型灯器には必要に応じ、旗またはセーフティコーン等を取付けなければならない。

変　　更　　仕　　様

P. 3

7．工事仕様

7－1　総則

原仕様に同じ

7－2　維持・修繕工共通事項

原仕様に同じ

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様

５）安全管理上、当然必要と思われる事項については監督職員と協議の上、実施するものとする。

（３）特定建設資材以外の処理

１）草刈工において発生する刈り草は、下表に示す場所に搬出するものとする。

無償引取先	所在地	受入時間
函館市農業協同組合	函館空港から１km以内	24時間

２）植栽維持工において発生する抜草、剪定枝及び清掃工において発生する土砂等の処分については「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表に示す場所へ搬出するものとし、処分量が確認できる証明書を提出するものとする。

ただし、発生した土砂等については、監督職員の承諾を得た場所に汚泥処理槽を設置したうえで、産業廃棄物保管基準に基づき適正に保管し、十分に抜気を行った後に搬出するものとする。

建設等廃材の種類	施設の名称	所在地	受入時間
抜草	函館市環境部 日乃出清掃工場	函館市日乃出町26-2	※下記参照
剪定枝			
土砂・汚泥	函館環境衛生㈱	函館市西桔梗818-12	

※受入時間

日乃出清掃工場：　０８時４５分～１８時００分（４月～１０月）
　　０８時４５分～１６時４５分（１１月～３月）

函館環境衛生㈱：　０８時４５分～１８時００分

３）清掃工において発生する紙屑、ビニール、空缶及びビン等は、空港内で監督職員の指示する場所へ搬出するものとする。

４）各工種による処分量については、各年度毎に整理し全体を工期末日までに精算変更を行うものとする。

（４）保険の付与

貸与車両に対する損害保険については、対人損害保険３，０００万円以上、対物賠償保険２００万円以上（免責３万円以上）の任意保険に加入し監督職員に報告しなければならない。加入期間は下表の通りとするが、この期間以外に除雪工を実施する場合は、監督職員の指示により加入することとし、工期末日までに精算変更を行うこととする。

P. 4

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様
P. 5	P. 5

なお、請負者の原因で貸与車両を破損した場合、請負者の責により原状回復を行うこととする。なお、責任の範囲に関しては 本仕様書 別添―１に示す。

品名	保険加入期間
路面清掃車	平成23年4月1日～平成26年3月31日
除雪工関係車両	当該年の4月1日～当該年の4月30日、当該年の11月1日～当該年の3月31日

７－３　巡回点検

（１）巡回点検

１）点検日は、監督職員と協議の上、決定しなければならない。

２）点検範囲は、滑走路、誘導路及びエプロンの舗装路面全域とし、徒歩による目視観察を行うものとする。

３）点検にあたっては、次の異常の種類を報告しなければならない。
ひび割れ・変形・段差・摩耗・崩壊・グルービングの異常・目地破損・座屈・表面の異常、標識の異常・ゴム付着・油汚れ・異物・その他

４）点検時に著しい異常箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。また、点検結果は経年変化がわかるように整理し報告しなければならない。

（２）緊急点検

１）自然災害または事故等の人為的災害や不測の事態により、基本施設等の空港施設に不具合等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、監督職員の指示により施設の点検を実施しなければならない。また、点検方法については監督職員と協議し決定するものとする。
なお、緊急点検は１回当り世話役、普通作業員各１名を想定しているが規模により増減することがある。

２）異常の有無に係わらず、速やかに監督職員にその結果を報告しなければならない。
なお、著しい異常を発見した際は、可及的速やかに監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

３）緊急点検は、各年度毎に整理し全体を工期末日までに精算変更を行うものとする。

７－３　巡回点検

原仕様に同じ

７－４　草刈工

（１）航空機の運航、車両の走行などに支障となる場合は、草刈から搬出までを一連作業として実施すること。

（２）フェンス沿いの施工においては、センサーに損傷を与えないよう十分注意し施工しなければならない。

７－４　草刈工

原仕様に同じ

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様
P. 6	P. 6
７－５　清掃工 （１）舗装面清掃工 １）施工においては、航空機の運航、道路交通及びその他周辺構造物に影響を与えないよう十分注意し、施工しなければならない。 ２）ターミナル前清掃は、設計図に示す一般旅客者等の利用するターミナル前道路及び駐車場（「有料駐車場等の区域を除く」以下同じ）の舗装面、緑地帯、植え込み、立木、フェンス等の構造物の周囲で、紙屑、タバコの吸殻、空き缶、ビン等のゴミを掃き取り又は、拾い集め等の方法により清掃しなければならない。 なお、実施にあたっては、原則として土・日曜日、祝祭日、年末年始を除き、１回当り作業員１名にて４時間以上巡回しなければならない。 （２）排水溝清掃工 多雨期及び台風集中時期等を考慮し、排水の機能を満足出来るよう適切な時期に行うものとする。 （３）ゴム除去工 １）滑走路上に付着しているゴムを除去するもので、除去の範囲は監督職員と協議のうえ施工するものとし工期末日までに精算変更を行うものとする。 ２）請負者は、ゴム除去本施工にあたり、超高圧水の水圧、噴射距離及び除去速度について、監督職員の承諾を得なければならない。	７－５　清掃工 原仕様に同じ
７－６　標識維持工 （１）塗料は、既設の標識と同色とし、色は白色、黄色、赤色及び黒色とする。 （２）白色、黄色の塗料は、JIS K 5665　１種の規定に適合する常温式トラフィックペイントとし、使用量は１００㎡当り２７㍑とする。 （３）赤色の塗料はJIS W 8301の規定に適合する色彩とし、JIS K 5665 1種に準拠したものとし、使用量は１００ｍ２当り２７㍑とする。 （４）黒色の塗料は、JIS K5665　１種に準拠したものとし、使用量は１００㎡当り２７㍑とする。	７－６　標識維持工 原仕様に同じ
７－７　植栽維持工 （１）剪定、施肥の実施にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。 （２）施肥に使用する材料の種類及び使用量は下表を標準とする。	７－７　植栽維持工 原仕様に同じ

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様
P. 7	P. 7

名称	材料	使用量
高木、中木、被覆植物	打込式緩効性肥料	1本/株
中低木	緩効性固形肥料　N3･P6･K4	1,094ｇ/㎡
寄植、芝、地被植物	高度化成肥料　N15･P15･K15	30ｇ/㎡

７－８　緊急補修工

緊急補修工の実施について指示があった場合、速やかに施工体制を整え、航空機運航、構内道路交通、空港運用への影響ができるだけ最小になるよう短時間に施工しなければならない。

（１）舗装補修工

滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、監督職員からの指示により補修を実施するものとする。なお、補修する断面、範囲及び使用材料等はその都度監督職員と協議し施工しなければならない。

（２）施設補修工

滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装以外において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、監督職員からの指示により補修を実施するものとする。なお、補修する断面、範囲及び使用材料等はその都度監督職員と協議し施工しなければならない。

なお、応急処置は１回当り世話役、普通作業員各１名を想定している。

（３）実施対象期間及び時間帯は、以下によるものとする。

平成２３年　４月　１日　００：００～平成２６年　３月３１日　２４：００

（４）緊急補修工は、各年度毎に整理し全体を工期末日までに精算変更を行うものとする。

７－９　除雪工

（１）本工事における、除雪工法・範囲は次のとおりとする。

スイーパ除雪	滑 走 路	135,000㎡	誘 導 路	140,000㎡
プラウ除雪	滑 走 路	222,400㎡	誘 導 路	210,600㎡
	エプロン	83,500㎡		
道路除雪	場周道路	44,600㎡	保安道路	17,600㎡
	構内道路	19,100㎡	駐 車 場	16,500㎡
氷盤処理	滑 走 路	135,000㎡	誘 導 路	140,000㎡
	エプロン	17,800㎡	構内道路	19,100㎡

７－８　緊急補修工

原仕様に同じ

７－９　除雪工

原仕様に同じ

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様

P. 8

運搬除雪	エプロン	83,500㎡	構内道路	19,100㎡
	駐 車 場	16,500㎡		
雪堤除去	―			
人力除雪	歩道部	5,740㎡	灯器等周辺	1,650㎡

なお、各工種別の施工範囲及び作業形態は、監督職員と協議しなければならない。

（２）氷盤処理

１）凍結防止剤の散布範囲・散布量は、監督職員の指示により実施しなければならない。

２）制限区域内における凍結防止剤の材料は下表のとおりとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

形状	種別	規格
粒状（固体）	蟻酸系又は酢酸系	米国連邦規格ＡＭＳ認証試験に合格したもの
液状（液体）	蟻酸系又は酢酸系	

３）構内道路における凍結防止剤の材料は、塩化カルシウムとする。

（３）運搬除雪

除雪した雪は、監督職員が指示する場所へ運搬するものとする。

（４）待機補償

待機の結果、気象の変化等により待機不稼動（除雪作業を行なわなかった場合を言う。）及び、待機稼動（連続９時間のうち除雪作業時間がβ時間未満の場合を言う。）となった場合には、実績により４．工事内容、待機補償の待機不稼動及び待機稼動の数量を変更する。

なお、待機中の拘束労務単価は、公共工事設計労務単価（基準額）の６０％とし、各除雪車両等のβ時間は下表のとおりとする。

名称	規格・形状寸法	β時間
高速スイーパ除雪車	自走式　S-250C	2.4時間
高性能スイーパ除雪車	自走式　S-580C	2.4時間
高速プラウ除雪車	4.5m級、ｸﾞﾚｰﾀﾞ付	2.4時間
高速ロータリ除雪車	６００ｐｓ級	2.4時間
トラクタショベル	2.1㎥級、ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ	2.4時間
トラクタショベル	2.1㎥級、ﾊﾞｹｯﾄ	2.4時間
凍結防止剤散布車	2,000ℓ、4㎥	2.4時間
湿地ブルドーザ	１６ｔ級	3.2時間
ダンプトラック	１０ｔ	3.6時間

（５）除雪工は、各年度毎に整理し全体を工期末日までに精算変更を行うものとする。

P. 8

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様

P. 9

７－１０　無線施設除雪工

（１）本工事における除雪場所・工法は次のとおりとする。

ＧＳ局舎	人力除雪（歩道）	10㎡
ＧＳ反射面	機械除雪（トラクタショベル）	1,100㎡
	人力除雪（灯器周り）	70㎡
	凍結防止剤散布	580㎡
Ａ地区	機械除雪（湿地ブルドーザ）	12,400㎡
ＬＯＣ空中線前方域	機械除雪（湿地ブルドーザ）	7,300㎡
	人力除雪（灯器周り）	240㎡
ＡＳＲ／ＴＸ施設	機械除雪（トラクタショベル）	600㎡
	人力除雪（歩道）	60㎡

なお、各工種別の施工範囲及び作業形態は、監督職員と協議しなければならない。

（２）待機補償

７－１２（４）「待機補償」を適用する。

（３）無線施設の除雪

１）ＧＳ反射面

①モニタ空中線周りなどの構造物周辺は、人力により除雪する。

②反射面に傷つけないように注意して除雪すること。

③除雪方向は滑走路側より南側場周道路側へ反射面を傷つけないように押し出す。

④反射面の残留積雪及び氷結を可能な限り少なくすること。

⑤堆積した氷結を除雪することが困難な場合は、凍結防止剤を散布すること。

２）Ａ地区

①ＧＳ空中線、ハンドホール及びポール周りなど構造物周辺は人力により除雪する。

②除雪方向は滑走路側より南側場周道路側へ押し出す。その際、凹凸を作らないように除雪を実施し、芝地を保護すること。

③除雪により雪堤ができた場合は、可能な限り除去すること。

３）ＬＯＣ空中線前方域

①モニタ空中線及び灯器周りなど構造物周辺は人力により除雪する。

②除雪方向は滑走路側より両方向へ押し出す。その際、凹凸を作らないように除雪を実施し、芝地を保護すること。

③除雪により雪堤ができた場合は、可能な限り除去すること。

４）その他

①上記１）～３）以外の場所については、各図面に示すとおり実施する。

②ＡＳＲ／ＴＸ施設部分については、監督職員の立会い・指示のもとで行うこと。

P. 9

７－１０　無線施設除雪工

原仕様に同じ

原　　仕　　様

P. 10

（４）無線施設除雪工は、各年度毎に整理し全体を工期末日までに精算変更を行うものとする。

７－１１　草刈工（緩衝緑地帯等）

７－４ に準ずる。

７－１２　清掃工（緩衝緑地帯等）

７－５ に準ずる。

７－１３　植栽維持工（緩衝緑地帯等）

（１）剪定、施肥については、７－７に準ずる。

（２）薬剤散布の実施にあたっては、以下により行うものとする。

１）害虫の発生状況により散布回数を変更する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

２）薬剤の散布量、希釈率は下表を標準とするが、特記以外の薬剤を使用する場合は、監督職員の承諾を得た散布量、混合割合としなければならない。

項　目		散布量（原液）				希釈率
樹木の種類		高　木	中　低　木		寄　植	薬剤：水
樹木の区分		幹周60cm	樹高100cm～200cm	樹高200cm～300cm		
薬剤	単位	100本当り	100本当り	100本当り	100㎡	
ﾃﾞｨﾌﾟﾃﾚｯｸｽ	cc	50	50	50	50	1:1,000

３）薬剤の種類、散布回数及び散布量について変更が生じた場合は、各年度毎に整理し全体を工期末日までに精算変更を行うものとする。

変　　更　　仕　　様

P. 10

７－１１　草刈工（緩衝緑地帯等）

原仕様に同じ

７－１２　清掃工（緩衝緑地帯等）

原仕様に同じ

７－１３　植栽維持工（緩衝緑地帯等）

原仕様に同じ

原　　仕　　様

P. 11

８．その他

８－１　工事に伴う路面の汚れについては、速やかに清掃しなければならない。

８－２　請負者は工事の施工に先だって数量等の照査を行ない、疑義が生じた場合は監督職員と協議することとし、工事内容を精査変更した場合は工事費を変更する場合がある。

なお、工事期間中に工事数量及び施工条件に変更が生じた場合は、各年度毎に整理し全体を工期の末日までに契約変更を行うものとする。

８－３　再生資源の利用等

（１）特定建設資材の分別解体等・再資源化等

１）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）」。（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結後に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

イ）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

変　　更　　仕　　様

P. 11

８．その他

８－１　原仕様に同じ

８－２　原仕様に同じ

８－３　再生資源の利用等

原仕様に同じ

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様
P. 12	P. 12

ロ）当局が費用を計上している再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	大林道路㈱ MRC-戸井	函館市小安町607-7
アスファルト		

ハ）受入時間

大林道路㈱MRC-戸井　：　０８時００分～１７時００分

※夜間の受入は事前連絡により

ニ）仮置き等

夜間撤去後、大林道路株式会社の受入時間外に処分するものとして計上している。

ただし、一時仮置きし、受入時間内に処分する場合は、空港内で監督職員の指定する仮置場を使用することができる。

２）請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１［再生資源利用計画書（実施書）］及び様式２［再生資源利用促進計画書（実施書）］を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

（２）建設副産物

建設資材を搬入する場合または建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を監督職員に提出しなければならない。

（３）建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という）の登録対象工事であり、請負者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様
P. 13	P. 13
８－４　環境物品等の調達 　請負者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２２年２月５日変更閣議決定）に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。 　請負者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。	８－４　環境物品等の調達 原仕様に同じ
８－５　施工状況検査 　本工事において、監督職員が行う施工状況検査の詳細や工種名称等は、監督職員の指示による。	８－５　施工状況検査 原仕様に同じ
８－６　工事費等調査 　請負者は、本工事が間接工事費等諸経費動向調査及び歩掛実態調査の対象となった場合には、別途監督職員より通知される調査要領に基づき調査票の作成を行わなければならない。 　なお、調査対象となった場合の調査費用については、設計変更の対象とする。	８－６　工事費等調査 原仕様に同じ
８－７　過積載の防止 （１）工事用資材等の積載超過のないようにすること。 （２）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。 （３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 （４）さし枠の装着または物品積載装置の不当改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。 （５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 （６）下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 （７）上記のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。	８－７　過積載の防止 原仕様に同じ

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様
P. 14	P. 14
８－８　技術提案 （１）入札時技術提案し、落札した請負者については以下の特記事項の対象とする。 １）施工計画書 請負者は、技術提案書に記述した施工計画に基づき施工計画書を作成し、施工しなければならない。 ２）提案内容の履行 提案内容の履行に変更が生じた場合及び施工計画に基づく施工ができなかった場合は、監督職員と協議しなければならない。 ３）提案内容の変更 予期しない障害が発生したことにより、提案内容を記述した施工計画に基づく施工ができない場合は、施工計画を変更することができる。ただし、監督職員の承諾を得なければならない。 ４）提案内容不履行の場合の措置 請負者の責により、入札に係わる技術提案を遵守できない場合は請負工事成績評定点について審査する。 ５）提案内容の保護 提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。 ６）責任の所在 発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。 ７）その他 ・入札時技術提案に基づく請負代金額の変更は行わないものとする。	８－８　技術提案 原仕様に同じ
８－９　契約後ＶＥ方式の試行工事 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。 （１）定義 「ＶＥ提案」とは、工事請負契約書第１９条２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減を可能とする工事材料、施工方法等設計図書の変更について、請負者が発注者に行う提案をいう。 （２）ＶＥ提案の範囲 １）請負者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。	８－９　契約後ＶＥ方式の試行工事 原仕様に同じ

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様
P. 15 ２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。 ①施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。 ②工事請負契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。 ③提案の実施にあたり、関係機関との協議等、第三者との調整等を要する提案。 （３）ＶＥ提案書の提出 １）請負者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（契約後に別途監督職員より提示）に記載し、発注者に提出しなければならない。 イ）　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由 ロ）　ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係わる施工上の条件等を含む） ハ）　ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 ニ）　発注者が別途発注する関連工事との関係 ホ）　工業所有地権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項 ヘ）　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項 ２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他書類の提出を請負者に求めることができる。 ３）請負者は、前項のＶＥ提案を契約締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。 ４）ＶＥ提案の提出費用は、請負者の負担とする。 （４）ＶＥ提案の審査 ＶＥ提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、経済性等を評価する。 （５）ＶＥ提案の採否の通知及び設計変更等 １）発注者は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面により請負者に通知するものとする。ただし、請負者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ２）提出されたＶＥ提案を採用しなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。 ３）発注者は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第１９条の２の規定に基づくものとする。 ４）発注者は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第２４条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ５）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という）を削減しないものとする。	P. 15

原　　仕　　様	変　　更　　仕　　様
P. 16 ６）ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第１８条の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、請負者はこれに応じるものとする。 ７）発注者は、工事請負契約書第１８条の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第２４条第１項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第１８条の条件変更が生じた場合の前記５）のＶＥ管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と請負者が協議して定めるものとする。 （６）ＶＥ提案の保護 評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても活用できるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利を保護する。 （７）責任の所在 発注者が、ＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。 ９．工事完成検査 本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。	P. 16 ９．工事完成検査 原仕様に同じ

費用負担区分表

項目		発注者	請負者
車検、税及び保険	車検整備	○	×
	重量税		
	自動車税		
	自賠責保険		
	自動車任意保険	×	○
法定点検	点検整備	返納期間中	貸与期間中
燃料及び油脂	燃料	返納期間中	貸与期間中
	エンジンオイル		
	デファレンシャルオイル		
	トランスミッションオイル		
	ブレーキフルード		
	グリース		
	その他オイル類		
消耗品	オイルエレメント	返納期間中	貸与期間中
	ウインドウォッシャー液		
	バッテリー液		
	ワックス		
	不凍液		
	ウェス		
	油膜取り		
	くもり止め		
	消臭剤		
	タイヤクリーナー		
	セーム皮		
	洗車ブラシ		
	カーシャンプー		
	タール落とし		
	手袋		
	バケツ		
	その他必要な消耗品		
修理及び整備	請負者の瑕疵に寄る修理	×	○
	請負者の瑕疵に寄らない修理	○	×
	タイヤの交換		
	チューブの交換		
	バッテリーの交換		
	タイヤチェーンの交換		
	シートカバーの交換		
	カークーラーの修理調整		
	ファンベルトの修理交換		
その他	駐車場	○	×
	シートカバーのクリーニング	×	○

工事数量総括表

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）		事業区分（前回） 工事区分（前回）				事業区分（今回） 工事区分（今回）				数量増減	空港維持修繕 空港維持工事 摘要 （平成２４年度）
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	内訳数量（前回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	内訳数量（今回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
空港維持（土木施設）												
巡回点検		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
空港施設巡回工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
巡回点検（制限区域内）	滑走路,誘導路,エプロン(夜間)	回	9	3	3	3	9	3	3	3	0	526,300㎡×3回/年
緊急点検（制限区域内）	(昼間)	回	8	0	4	4	4	0	0	4	△ 4	
緊急点検（制限区域内）	(夜間)	回	8	0	4	4	4	0	0	4	△ 4	
草刈工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
草　刈　工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
大型機械刈	制限区域内(昼間)	㎡	2,213,000	736,600	738,200	738,200	2,210,200	736,600	735,400	738,200	△ 2,800	367,700㎡×2回/年
大型機械刈	制限区域内(夜間)	㎡	2,565,000	855,000	855,000	855,000	2,560,600	855,000	851,800	853,800	△ 4,400	427,500㎡×1回/年 424,300㎡×1回/年
大型機械刈	管理地区(昼間)	㎡	170,400	56,800	56,800	56,800	119,200	56,800	5,600	56,800	△ 51,200	5,600㎡×1回/年
小型機械刈	制限区域内(昼間)	㎡	39,000	13,000	13,000	13,000	39,000	13,000	13,000	13,000	0	6,500㎡×2回/年
肩掛式機械刈	制限区域内平面部(昼間)	㎡	103,500	34,500	34,500	34,500	103,310	34,500	34,310	34,500	△ 190	17,170㎡×1回/年 17,140㎡×1回/年
肩掛式機械刈	制限区域内平面部(夜間)	㎡	9,780	3,260	3,260	3,260	9,780	3,260	3,260	3,260	0	1,630㎡×2回/年
肩掛式機械刈	制限区域内法面部(昼間)	㎡	31,380	10,460	10,460	10,460	31,380	10,460	10,460	10,460	0	5,230㎡×2回/年
肩掛式機械刈	管理地区平面部(昼間)	㎡	94,950	31,650	31,650	31,650	78,050	31,650	14,750	31,650	△ 16,900	14,750㎡×1回/年
肩掛式機械刈	管理地区法面部(昼間)	㎡	107,730	35,910	35,910	35,910	100,380	35,910	28,560	35,910	△ 7,350	28,560㎡×1回/年
肩掛式機械刈	ターミナル地区平面部(昼間)	㎡	45,090	15,030	15,030	15,030	45,090	15,030	15,030	15,030	0	5,010㎡×3回/年
肩掛式機械刈	ターミナル地区法面部(昼間)	㎡	5,670	1,890	1,890	1,890	5,670	1,890	1,890	1,890	0	630㎡×3回/年
清掃工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
舗装面清掃工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
基本施設路面清掃（機械）	滑走路(夜間)	㎡	2,670,000	890,000	890,000	890,000	2,670,000	890,000	890,000	890,000	0	222,500㎡×4回/年
基本施設路面清掃（機械）	誘導路(夜間)	㎡	2,229,600	715,200	757,200	757,200	2,101,800	715,200	629,400	757,200	△ 127,800	189,300㎡×2回/年 125,400㎡×2回/年
基本施設路面清掃（機械）	エプロン（夜間）	㎡	1,349,700	440,900	454,400	454,400	1,349,700	440,900	454,400	454,400	0	113,600㎡×4回/年
路面清掃（機械）	道路(夜間)	m	84,000	28,000	28,000	28,000	84,000	28,000	28,000	28,000	0	3,500m×8回/年
ターミナル地区清掃	人力(昼間)	回	156	52	52	52	156	52	52	52	0	52週×1回/週
発生材運搬処理		m^3	4.8	2.8	1	1	6.3	2.8	2.5	1	1.5	
排水溝清掃工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
側溝清掃	制限区域内　幅1m未満(昼間)	m	28,560	9,520	9,520	9,520	28,560	9,520	9,520	9,520	0	9,520m×1回/年
側溝清掃	制限区域内　幅1m未満(夜間)	m	6,630	2,210	2,210	2,210	6,630	2,210	2,210	2,210	0	2,210m×1回/年
皿型排水溝清掃	制限区域内(昼間)	m	750	250	250	250	750	250	250	250	0	250m×1回/年
皿型排水溝清掃	制限区域内(夜間)	m	30	10	10	10	30	10	10	10	0	10m×1回/年
有蓋排水溝清掃	制限区域内(昼間)	m	960	320	320	320	960	320	320	320	0	320m×1回/年
有蓋排水溝清掃	制限区域内(夜間)	m	2,670	890	890	890	2,670	890	890	890	0	890m×1回/年
桝清掃	制限区域内　700mm未満(昼間)	箇所	465	155	155	155	465	155	155	155	0	155箇所×1回/年
桝清掃	制限区域内　700mm未満(夜間)	箇所	132	44	44	44	132	44	44	44	0	44箇所×1回/年
桝清掃	制限区域内　700mm以上(昼間)	箇所	48	16	16	16	48	16	16	16	0	16箇所×1回/年
桝清掃	制限区域内　700mm以上(夜間)	箇所	27	9	9	9	27	9	9	9	0	9箇所×1回/年
側溝清掃	ターミナル地区等　幅1m未満(昼間)	m	300	100	100	100	300	100	100	100	0	100m×1回/年
有蓋排水溝清掃	ターミナル地区等(昼間)	m	90	30	30	30	90	30	30	30	0	30m×1回/年
有蓋排水溝清掃	ターミナル地区等(夜間)	m	780	260	260	260	780	260	260	260	0	260m×1回/年

工事数量総括表

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）			事業区分（前回） 工事区分（前回）				事業区分（今回） 工事区分（今回）				数量増減	空港維持修繕 空港維持工事 摘要 （平成２４年度）
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	内訳数量（前回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	内訳数量（今回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
桝清掃		ターミナル地区等　700mm未満(昼間)	箇所	18	6	6	6	18	6	6	6	0	6箇所×1回/年
桝清掃		ターミナル地区等　700mm未満(夜間)	箇所	57	19	19	19	57	19	19	19	0	19箇所×1回/年
桝清掃		ターミナル地区等　700mm以上(夜間)	箇所	36	12	12	12	36	12	12	12	0	12箇所×1回/年
発生材運搬処理			m^3	3.5	1.5	1	1	4.9	1.5	2.4	1	1.4	
汚泥処理槽		処理槽5㎥	式	1	1	1	1	1	1	1	1	0	8ヶ月/年
ゴム除去工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
ゴム除去		滑走路(夜間)	㎡	6,000	6,000	0	0	6,000	6,000	0	0	0	
発生材運搬処理			t	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	
発生材運搬処理		汚泥	m^3	6.0	6.0			6.0	6.0	0	0	0	
標識維持工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
飛行場標識維持工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
マーキング		滑走路中心線常温式･黄色(夜間)	㎡	7,776	2,592	2,592	2,592	7,776	2,592	2,592	2,592	0	1,296㎡×2回/年
マーキング		滑走路接地帯常温式･黄色(夜間)	㎡	5,508	1,836	1,836	1,836	5,508	1,836	1,836	1,836	0	1,836㎡×1回/年
マーキング		滑走路目標点等常温式･黄色(夜間)	㎡	7,200	2,400	2,400	2,400	7,200	2,400	2,400	2,400	0	2,400㎡×1回/年
マーキング		滑走路末端常温式･黄色(夜間)	㎡	3,672	1,224	1,224	1,224	3,672	1,224	1,224	1,224	0	1,224㎡×1回/年
マーキング		滑走路指示常温式･黄色(夜間)	㎡	663	221	221	221	663	221	221	221	0	221㎡×1回/年
マーキング		滑走路縁線常温式･黄色(夜間)	㎡	4,699	0	2,349	2,350	2,350	0	0	2,350	△ 2,349	
マーキング		滑走路過走帯常温式･黄色(夜間)	㎡	288	288	0	0	288	288	0	0	0	288㎡×1回/3年
マーキング		誘導路中心線常温式･黄色(夜間)	㎡	2,892	926	983	983	2,892	926	983	983	0	983㎡×1回/年
マーキング		誘導路縁線常温式･黄色(夜間)	㎡	2,149	0	1,074	1,075	1,075	0	0	1,075	△ 1,074	
マーキング		誘導路停止位置常温式･黄色(夜間)	㎡	603	201	201	201	603	201	201	201	0	201㎡×1回/年
マーキング		誘導路停止位置案内(背景)常温式･赤色(夜間)	㎡	1,008	336	336	336	1,008	336	336	336	0	336㎡×1回/年
マーキング		誘導路停止位置案内(文字)常温式･白色(夜間)	㎡	291	97	97	97	291	97	97	97	0	97㎡×1回/年
マーキング		誘導路停止位置案内(縁線)常温式･黒色(夜間)	㎡	144	48	48	48	144	48	48	48	0	48㎡×1回/年
マーキング		誘導路フィレット常温式･黄色(夜間)	㎡	1,195	0	597	598	598	0	0	598	△ 597	
マーキング		エプロン導入線常温式･黄色(夜間)	㎡	2,172	702	735	735	2,172	702	735	735	0	735㎡×1回/年
マーキング		エプロン縁線常温式･黄色(夜間)	㎡	206	0	103	103	206	0	206	0	0	206㎡×1回/3年
マーキング		エプロン導出入線常温式･白色(夜間)	㎡	144	48	48	48	144	48	48	48	0	48㎡×1回/年
マーキング		エプロン小型機スポット常温式･黄色(夜間)	㎡	207	69	69	69	207	69	69	69	0	69㎡×1回/年
マーキング		エプロン番号、文字常温式･黄色(夜間)	㎡	93	29	32	32	93	29	32	32	0	32㎡×1回/年
区画線維持工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
ペイント式区画線		道路中心線・実線・白色（昼間）	m	825	275	275	275	825	275	275	275	0	275m×1回/年
ペイント式区画線		道路中心線・破線・白色（昼間）	m	579	193	193	193	579	193	193	193	0	193m×1回/年
ペイント式区画線		道路外側線・実線・白色（昼間）	m	2,946	982	982	982	2,946	982	982	982	0	982m×1回/年
ペイント式区画線		道路安全地帯･境界線・白色（昼間）	㎡	159	53	53	53	159	53	53	53	0	53m×1回/年
ペイント式区画線		道路文字・矢印・白色（昼間）	㎡	246	82	82	82	246	82	82	82	0	82㎡×1回/年
ペイント式区画線		駐車枠･ﾀｸｼｰﾌﾟｰﾙ・白色（昼間）	㎡	165	55	55	55	165	55	55	55	0	55㎡×1回/年
植栽維持工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
植木手入れ工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
樹木剪定		高木(夏期)幹周60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	321	107	107	107	267	107	80	80	△ 54	80本×1回/年
樹木剪定		高木(夏期)幹周60cm以上120cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	30	10	10	10	42	10	16	16	12	16本×1回/年
樹木剪定		中低木 樹高100cm以上200cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	108	36	36	36	50	36	7	7	△ 58	7本×1回/年
樹木剪定		中低木 樹高200cm以上300cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	51	17	17	17	109	17	46	46	58	46本×1回/年
寄植剪定		中木 環境緑地帯(昼間)	㎡	429	143	143	143	165	143	11	11	△ 264	11㎡×1回/年

工事数量総括表

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）			事業区分（前回） 工事区分（前回）				事業区分（今回） 工事区分（今回）				数量増減	空港維持修繕 空港維持工事 摘要 （平成２４年度）
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	内訳数量（前回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	内訳数量（今回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
寄植剪定		低木 環境緑地帯(昼間)	㎡	633	211	211	211	629	211	209	209	△ 4	209㎡×1回/年
寄植剪定		低木 中央分離帯(昼間)	㎡	12	4	4	4	32	4	14	14	20	14㎡×1回/年
樹木施肥		高木 幹周60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	321	107	107	107	267	107	80	80	△ 54	80本×1回/年
樹木施肥		高木 幹周60cm以上120cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	30	10	10	10	42	10	16	16	12	16本×1回/年
樹木施肥		中低木 樹高200cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	108	36	36	36	108	36	36	36	0	36本×1回/年
樹木施肥		中木 樹高200cm以上300cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	51	17	17	17	31	17	7	7	△ 20	7本×1回/年
寄植・芝施肥		寄木(中低木)・環境緑地帯(昼間)	㎡	504	168	168	168	504	168	168	168	0	168㎡×1回/年
寄植・芝施肥		寄木(中低木)・中央分離帯(昼間)	㎡	12	4	4	4	32	4	14	14	20	14㎡×1回/年
寄植・芝施肥		芝・環境緑地(昼間)	㎡	12,450	4,150	4,150	4,150	12,450	4,150	4,150	4,150	0	2,075㎡×2回/年
寄植・芝施肥		地被植物(昼間)	㎡	300	100	100	100	300	100	100	100	0	100㎡×1回/年
寄植・芝施肥		被覆植物(昼間)	株	303	101	101	101	101	101	0	0	△ 202	
雑草抜き取り		(昼間)	㎡	600	200	200	200	606	200	203	203	6	203㎡×1回/年
発生材運搬処理			t	1.2	0.4	0.4	0.4	1.3	0.4	0.5	0.4	0.1	
緊急補修工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		見積参考資料による
舗装補修工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
アスファルト舗装補修			式	1	0	1	1	1	0	1	1		
コンクリート舗装補修			式	1	0	1	1	1	0	0	1		
クラック補修			式	1	1	1	1	1	1	0	1		
殻処分			式	1	0	1	1	1	0	0	1		
施設補修工			式	1	0	1	1	1	0	0	1		
応急処置			式	1	1	1	1	1	1	0	1		
除雪工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
除雪工			式	1	1	1	1	1	1	1	1		
スイーパ除雪車		高速 自走式S-250C(昼間)	時間	992	476	258	258	1,177	476	443	258	185	
スイーパ除雪車		高速 自走式S-250C(夜間)	時間	60	16	22	22	70	16	32	22	10	
スイーパ除雪車		高性能 自走式S-580C(昼間)	時間	914	446	234	234	1,141	446	461	234	227	
スイーパ除雪車		高性能 自走式S-580C(夜間)	時間	51	11	20	20	59	11	28	20	8	
プラウ除雪車		高速 4.5m級ｸﾞﾚｰﾀﾞ付(昼間)	時間	1,128	526	301	301	1,267	526	440	301	139	
プラウ除雪車		高速 4.5m級ｸﾞﾚｰﾀﾞ付(夜間)	時間	322	152	85	85	370	152	133	85	48	
ロータリ除雪車		高速 600PS(昼間)	時間	624	298	163	163	765	298	304	163	141	
ロータリ除雪車		高速 600ps(夜間)	時間	265	135	65	65	318	135	118	65	53	
凍結防止剤散布車		2,000ℓ、4.0㎥(昼間)	時間	5	1	2	2	3.1	1	0.1	2	△ 1.9	
凍結防止剤散布車		2,000ℓ、4.0㎥(夜間)	時間	2	0	1	1	1	0	0	1	△ 1	
トラクタショベル		2.1㎥級 可変ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ(昼間)	時間	411	209	101	101	515	209	205	101	104	
トラクタショベル		2.1㎥級 可変ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ(夜間)	時間	212	122	45	45	256	122	89	45	44	
トラクタショベル		2.1㎥級 ﾊﾞｹｯﾄ(昼間)	時間	366	180	93	93	404	180	131	93	38	
トラクタショベル		2.1㎥級 ﾊﾞｹｯﾄ(夜間)	時間	215	123	46	46	255	123	86	46	40	
ダンプトラック		10ｔ(昼間)	時間	286	114	86	86	289	114	89	86	3	
ダンプトラック		10ｔ(夜間)	時間	293	115	89	89	305	115	101	89	12	
湿地ブルドーザ		16ｔ(昼間)	時間	9	7	1	1	11	7	3	1	2	
湿地ブルドーザ		16ｔ(夜間)	時間	26	24	1	1	32	24	7	1	6	
人力除雪		灯器周り(昼間)	㎡	6,020	3,640	1,190	1,190	6,457	3,640	1,627	1,190	437	
人力除雪		灯器周り(夜間)	㎡	6,940	5,620	660	660	7,235	5,620	955	660	295	
人力除雪		歩道(昼間)	㎡	62,110	20,010	21,050	21,050	58,269	20,010	17,209	21,050	△ 3,841	

工事数量総括表

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）		事業区分（前回） 工事区分（前回）				事業区分（今回） 工事区分（今回）				数量増減	空港維持修繕 空港維持工事 摘要 （平成２４年度）
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	内訳数量（前回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	内訳数量（今回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
人力除雪	歩道(夜間)	㎡	84,110	28,410	27,850	27,850	74,987	28,410	18,727	27,850	△ 9,123	
凍結防止剤積込（人力）	昼間	kg	4,200	1,200	1,500	1,500	2,725	1,200	25	1,500	△ 1,475	
凍結防止剤積込（人力）	夜間	kg	200	0	100	100	100	0	0	100	△ 100	
凍結防止剤	液状	kg	9,000	3,000	3,000	3,000	6,025	3,000	25	3,000	△ 2,975	
凍結防止剤	粒状	kg	3,000	0	1,500	1,500	1,525	0	25	1,500	△ 1,475	
凍結防止剤	塩化カルシウム	kg	1,360	1,160	100	100	1,285	1,160	25	100	△ 75	
借上車両		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
トラクタショベル	2.1㎥級　可変ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ	日	746	262	242	242	746	262	242	242	0	2台
トラクタショベル	2.1㎥級　ﾊﾞｹｯﾄ	日	728	244	242	242	728	244	242	242	0	2台
待機補償		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
待機稼動	特殊運転手	時間	442	212	115	115	619	212	292	115	177	
	一般運転手	時間	1,816	1,000	408	408	2,162	1,000	754	408	346	
	助手	時間	1,867	1,085	391	391	2,289	1,085	813	391	422	
	世話役	時間	368	214	77	77	453	214	162	77	85	
待機不稼動	特殊運転手	人	31	11	10	10	25	11	4	10	△ 6	
	一般運転手	人	209	95	57	57	242	95	90	57	33	
	助手	人	236	106	65	65	265	106	94	65	29	
	世話役	人	47	21	13	13	53	21	19	13	6	
無線施設除雪工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
除雪工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
トラクタショベル	2.1㎥級バケット(昼間)	時間	16	8	4	4	25	8	13	4	9	
湿地ブルドーザ	16ｔ(昼間)	時間	20	18	1	1	25	18	6	1	5	
湿地ブルドーザ	16ｔ(夜間)	時間	2	0	1	1	1	0	0	1	△ 1	
人力除雪	灯器周り(昼間)	㎡	850	670	90	90	1,105	670	345	90	255	
人力除雪	灯器周り(夜間)	㎡	20	0	10	10	10	0	0	10	△ 10	
人力除雪	歩道(昼間)	㎡	200	100	50	50	180	100	30	50	△ 20	
凍結防止剤散布	GS反射板(昼間)	㎡	20	0	10	10	10	0	0	10	△ 10	
凍結防止剤	粒状	kg	20	0	10	10	10	0	0	10	△ 10	
待機補償		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
待機稼働	特殊運転手	時間	19	17	1	1	38	17	20	1	19	
空港維持（緩衝緑地等）												
空港維持（移転補償跡地）												
草刈工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
草　刈　工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
大型機械刈	(昼間)	㎡	51,600	17,200	17,200	17,200	51,600	17,200	17,200	17,200	0	8,600㎡×2回/年
小型機械刈	(昼間)	㎡	1,200	400	400	400	1,200	400	400	400	0	200㎡×2回/年
肩掛式機械刈	平面部(昼間)	㎡	43,080	14,360	14,360	14,360	43,080	14,360	14,360	14,360	0	7,180㎡×2回/年
空港維持（緩衝緑地）												
草刈工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
草　刈　工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
小型機械刈	(昼間)	㎡	322,800	107,600	107,600	107,600	322,800	107,600	107,600	107,600	0	53,800㎡×2回/年
肩掛式機械刈	平面部(昼間)	㎡	659,700	219,900	219,900	219,900	659,700	219,900	219,900	219,900	0	109,950㎡×2回/年
清掃工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
排水溝清掃工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		

工事数量総括表

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）		事業区分（前回） 工事区分（前回）				事業区分（今回） 工事区分（今回）				数量増減	空港維持修繕 空港維持工事 摘要
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	内訳数量（前回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	内訳数量（今回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度		（平成２４年度）
側溝清掃	幅1m未満(昼間)	m	6,540	2,180	2,180	2,180	6,540	2,180	2,180	2,180	0	2,180m×1回/年
有蓋排水溝清掃	(昼間)	m	150	50	50	50	150	50	50	50	0	50m×1回/年
素掘排水溝清掃	(昼間)	m	7,260	2,420	2,420	2,420	7,260	2,420	2,420	2,420	0	2,420m×1回/年
桝清掃	700mm未満(昼間)	箇所	123	41	41	41	123	41	41	41	0	41箇所×1回/年
桝清掃	700mm以上(昼間)	箇所	6	2	2	2	6	2	2	2	0	2箇所×1回/年
発生土砂等処分		m^3	10.7	0.7	5	5	6.8	0.7	1.1	5	△ 3.9	
植栽維持工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
植木手入れ工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
雑草抜き取り	抜根除草・植込み地	㎡	48,600	16,200	16,200	16,200	48,600	16,200	16,200	16,200	0	16,200㎡×1回/年
樹木薬剤散布	高木　幹周60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	12,672	4,224	4,224	4,224	12,672	4,224	4,224	4,224	0	4,224本×1回/年
樹木薬剤散布	中木　樹高100以上200cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	7,983	2,661	2,661	2,661	7,983	2,661	2,661	2,661	0	2,661本×1回/年
樹木薬剤散布	中木　樹高200以上300cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	15,090	5,030	5,030	5,030	15,090	5,030	5,030	5,030	0	5,030本×1回/年
樹木薬剤散布	低木　樹高60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	726	242	242	242	726	242	242	242	0	242本×1回/年
薬剤	ディプテレックス	cc	29,199	9,733	9,733	9,733	29,199	9,733	9,733	9,733	0	9,733cc/年
発生材運搬処理		t	0.4	0.2	0.1	0.1	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1	
空港維持（航空灯火施設）												
草刈工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
草　刈　工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
小型機械刈	(昼間)	㎡	21,000	7,000	7,000	7,000	21,000	7,000	7,000	7,000	0	3,500㎡×2回/年
肩掛式機械刈	平面部(昼間)	㎡	13,020	4,340	4,340	4,340	13,020	4,340	4,340	4,340	0	2,170㎡×2回/年
排水溝清掃工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
側溝清掃	幅1m未満(昼間)	m	1,770	590	590	590	1,770	590	590	590	0	590m×1回/年
有蓋排水溝清掃	(昼間)	m	30	10	10	10	30	10	10	10	0	10m×1回/年
桝清掃	700mm未満(昼間)	箇所	45	15	15	15	45	15	15	15	0	15箇所×1回/年
空港維持（航空無線施設）												
草刈工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
草　刈　工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
大型機械刈	(昼間)	㎡	31,800	10,600	10,600	10,600	31,800	10,600	10,600	10,600	0	5,300㎡×2回/年
小型機械刈	(昼間)	㎡	9,000	3,000	3,000	3,000	9,000	3,000	3,000	3,000	0	1,500㎡×2回/年
肩掛式機械刈	平面部(昼間)	㎡	12,900	4,300	4,300	4,300	12,900	4,300	4,300	4,300	0	2,150㎡×2回/年
肩掛式機械刈	法面部(昼間)	㎡	4,620	1,540	1,540	1,540	4,620	1,540	1,540	1,540	0	770㎡×2回/年
空港維持（庁舎）												
草刈工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
草　刈　工		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
小型機械刈	(昼間)	㎡	2,300	500	900	900	2,300	500	900	900	0	900㎡×1回/年
共通仮設												
共通仮設費		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
安全費		式	1	1	1	1	1	1	1	1		見積参考資料による
交通誘導員		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
夜間照明費		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
技術管理費		式	0	1	0	0	1	1	0	0	1	見積参考資料による
施工調査費	放射性物質測定調査	式	0	1	0	0	1	1	0	0	1	
共通仮設費（率計上）		式	1	1	1	1	1	1	1	1		

工事数量総括表

工　事　名	函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）		事　業　区　分（前回） 工　事　区　分（前回）				事　業　区　分（今回） 工　事　区　分（今回）				数量増減	空港維持修繕 空港維持工事 摘要 （平成２４年度）
工事区分・工種・種別・細別	規　　格	単位	内訳数量（前回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	内訳数量（今回）	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
共通仮設費（率計上）		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
純工事費		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
現場管理費		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
工事原価		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
一般管理費等		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
工事価格		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
消費税相当額		式	1	1	1	1	1	1	1	1		
												以上

見積参考資料

工　事　名	函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）						空港維持修繕 空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規　　格	単位	平成23年度	平成24年度 数量（前回）	平成24年度 数量（今回）	平成25年度	摘要 （平成２４年度）
空港維持（土木施設）							
緊急補修工		式	1	1	1	1	
舗装補修工		式	1	1	1	1	
アスファルト舗装補修	（昼間）	式	0	1	0	1	
	施工面積	㎡	0	10	0	10	1箇所当り幅1m×延長2m
	切断距離	m	0	30	0	30	
	施工箇所数	箇所	0	5	0	5	
	アスファルト合材	t	0	2	0	2	
	補修厚	m	0	0.05	0.00	0.05	
コンクリート舗装補修	（昼間）	式	0	1	0	1	
	施工面積	㎡	0	3	0	3	1箇所当り幅0.15m×延長4m
	切断距離	m	0	42	0	42	
	施工箇所数	箇所	0	5	0	5	
	超速硬ｺﾝｸﾘｰﾄ ｽﾁｰﾙﾌｧｲﾊﾞｰ入り	m3	0.00	0.09	0.00	0.09	
	補修厚	m	0.00	0.03	0.00	0.03	
クラック補修	（昼間）	式	0	1	0	1	
	ｸﾗｯｸ注入材　　（加熱型）	kg	0	20	0	20	
	普通作業員	人	0	5	0	5	
殻処分	（昼間）	式	0	1	0	1	
	As殻 L=10.90km　運搬･処理費	m^3	0.0	0.5	0.0	0.5	
	Co殻 L=10.90km　運搬･処理費	m^3	0.00	0.09	0.00	0.09	
施設補修工		式	0	1	0	1	
応急処置	（昼間）	式	0	1	0	1	
	世話役	人	0	3	0	3	1人×3回
	普通作業員	人	0	3	0	3	1人×3回
実態精算（平成２３年度）							
クラック補修	（夜間）	式	1	0	0	0	
	アスファルト合材（密粒度As13F）	t	0.51	0	0	0	
	アスファルト乳剤（PK-4）	ﾘｯﾄﾙ	2.16	0	0	0	
	ｸﾗｯｸ注入材　　（加熱型）	kg	40.0	0	0	0	
	砂	m^3	0.006	0	0	0	
	世話役（夜間）（割増５．５ｈ）	人	5.5	0	0	0	
	普通作業員（夜間）（割増５．０ｈ）	人	28.0	0	0	0	
	ダンプトラック（２ｔ）	h	46	0	0	0	稼働２日
	トラック（２ｔ）	h	22	0	0	0	稼働２日
応急処置	油処理剤	L	72	0	0	0	ﾒｰﾙｸﾘｰﾝ505
	吸着マット	枚	265	0	0	0	ルックリン
	世話役（夜間）（割増2.0h）	人	0.5	0	0	0	
	普通作業員（夜間）（割増2.0h）	人	3.0	0	0	0	
	世話役（昼間）	人	0.5	0	0	0	
	普通作業員（昼間）	人	2.5	0	0	0	
	トラック（２ｔ）	h	10	0	0	0	稼働３日
	動力噴霧器賃料	日	1	0	0	0	
	水タンク賃料（2,000L）	日	1	0	0	0	
実態精算（平成２４年度）							
アスファルト舗装補修	（昼間）	式	0	0	1	0	
	アスファルト合材（常温合材）	kg	0	0	2.0	0	レミファルト
	アスファルト合材（常温合材）	kg	0	0	3.0	0	ファルコンＨＲ
	世話役（昼間）	人	0	0	1.0	0	
	普通作業員（昼間）	人	0	0	2.5	0	
	発動発電機　　（2kVA）	h	0	0	2.0	0	稼働２日
	電動ピック　　（加熱型）	h	0	0	1.0	0	稼働１日
	トラック（２ｔ）	h	0	0	2.0	0	稼働２日
アスファルト舗装補修	（夜間）						
	アスファルト合材（加熱合材）	t	0	0	1.0	0	As13F
	アスファルト乳剤（ＰＫ－４）	ﾘｯﾄﾙ	0	0	3.1	0	
	世話役（夜間割増1.5h）	人	0	0	0.5	0	
	普通作業員（夜間割増1.5h）	人	0	0	2.0	0	
	トラック（２ｔ）	h	0	0	3.0	0	稼働１日
	タンパ（60～80kg）	h	0	0	3.0	0	稼働１日

見積参考資料

工　事　名	函館空港土木施設維持修繕工事（第２回設計変更）						空港維持修繕 空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規　　格	単位	平成23年度	平成24年度 数量（前回）	平成24年度 数量（今回）	平成25年度	摘要 （平成２４年度）
共通仮設							
共通仮設費		式	1	1	1	1	
安全費		式	1	1	1	1	
交通誘導員	（昼間）	人	0.0	1.0	8.0	1.0	
交通誘導員	（夜間）	人	0.0	1.0	1.0	1.0	
交通誘導員	（夜間）（割増４．０ｈ）	人	2.0	0.0	0.0	0.0	
夜間照明費	投光車　1000(W)×4～6灯	台日	89	75	0	75	
夜間照明費	投光器　400(W)	台日	9	0	2	0	
技術管理費		式	1	0	0	0	
施工調査費	放射性セシウム(Cs-134,Cs-137),放射性ヨウ素(I-131)	検体	3	0	0	0	

別紙３

函館空港土木施設維持修繕工事

工　事　概　要　書

平成２５年　９月

国土交通省　東京航空局

１．工事概要

本工事は、函館空港の土木施設（及び同空港周辺の緩衝緑地帯等）を維持修繕するもので、巡回点検、草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及び無線施設除雪工を施工するものである。

２．施工場所

函館市高松町　函館空港内及び空港周辺

３．工期

平成２６年　４月　１日から平成２９年　３月３１日までとする。

４．工事内容

工事数量総括表とする。

５．支給品及び貸与品等

５－１　支給品

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	引渡時期	摘要
路面清掃車用ブラシ	ｶﾞｯﾀﾌﾞﾗｼ、掃寄ﾌﾞﾗｼ、吸込ﾌﾞﾗｼ	式	1	監督職員の指定する場所	平成26年4月1日以降	
除雪車用ブラシ	高速ｽｲｰﾊﾟ除雪車 S-250C用	式	1	監督職員の指定する場所	平成26年4月1日以降	
除雪車用ブラシ	高性能ｽｲｰﾊﾟ除雪車 S-580C用	式	1	監督職員の指定する場所	平成26年4月1日以降	
作業用水		式	1	監督職員の指定する場所	平成26年4月1日以降	
ウレタンゴム	高速プラウ除雪車用	式	1	監督職員の指定する場所	平成26年4月1日以降	
カッティングエッジ	高速プラウ除雪車用	式	1	監督職員の指定する場所	平成26年4月1日以降	

５－２　貸与品等

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所 引渡時期	返還場所 返還時期	摘要
路面清掃車	ＨＳ－８００W	台	1	監督職員の指定する場所 平成26年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成29年3月31日まで	
高速スイーパ除雪車	自走式S-250C	台	3	監督職員の指定する場所 平成26年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成29年3月31日まで	
高性能スイーパ除雪車	自走式S-580C	台	3	監督職員の指定する場所 平成26年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成29年3月31日まで	
高速プラウ除雪車	4.5m級、ｸﾞﾚｰﾀﾞ付	台	4	監督職員の指定する場所 平成26年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成29年3月31日まで	

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所 引渡時期	返還場所 返還時期	摘要
高速ロータリ除雪車	600ps級	台	3	監督職員の指定する場所 平成26年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成29年3月31日まで	
凍結防止剤散布車	2,000ℓ、4.0㎥	台	1	監督職員の指定する場所 平成26年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成29年3月31日まで	
無線機	車載、携帯用	式	1	監督職員の指定する場所 平成26年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成29年3月31日まで	必要の都度

５－３　その他

（１）作業用水は、予め使用願いを提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、受注者は使用に際し節水に努め、その使用量を監督職員に報告しなければならない。

（２）路面清掃車用ブラシ、除雪車用ブラシ、ウレタンゴム及びカッティングエッジは、作業に支障を与える程度に摩耗した時点で監督職員の承諾を得て取り替えなければならない。

（３）貸与車両の修理等に係る費用負担の区分は、本仕様書別添－１のとおりとする。

（４）除雪工関係車両については、毎年１２月１日より３月３１日までを貸与期間とするが、この期間以外に除雪工を実施する場合は、監督職員の指示により貸与車両の寄託を受けることとする。

６．借上車両

（１）借上車両は、４．工事内容に記載した車両・台数とする。

（２）借上期間は、毎年１２月１日より３月３１日までとし、車両置場については、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）借上台数、期間等については、気象状況等により変更する場合がある。

７．工事仕様

７－１　総則

本特記仕様書に定めのない事項については、国土交通省航空局監修、（財）港湾空港建設技術サービスセンター発行（平成２５年４月）の、「空港土木工事共通仕様書」、（財）経済調査会発行（平成１５年４月）の「航空無線工事共通仕様書」の定めによるものとする。

また、以下の要領、規程等を参考に実施するものとする。

・除雪車両等取扱要領（平成７年８月改訂）
・空港土木施設施工要領（平成２１年４月）
・空港土木施設管理規程（平成１９年４月）
・函館空港除雪作業実施細目

７－２　維持・修繕工共通事項

（１）一般事項

工事区域には制限区域内もあることから、空港の運用に支障をきたすことのないよう十分留意する。

なお、制限区域内への立入りは、函館空港長より許可を受けた人員および車両とする。

１）就業時間

昼間作業は、０８：００～１７：００を原則とし、夜間作業の範囲・工種及び作業時間帯は、航空機の運航への影響を考慮し以下のとおりとする。

なお、巡回点検（緊急点検）及び緊急補修工においては、その都度協議の上、決定するものとし、除雪工及び無線施設除雪工については監督職員の指示による。

作業範囲	工種	夜間作業時間帯
①滑走路中心線より両側７５ｍの範囲 ②誘導路中心線より両側４７．５ｍの範囲 ③その他設計図書に示す範囲	草刈工 清掃工 標識維持工	２０：３０～０７：００

（２）安全管理

１）作業を行う場合は、必要に応じて車載又は携帯用無線機を常備し、航空機及び作業員の安全を図るものとする。

２）作業を行う場合は、監督職員の指示又は承諾する場所へ、交通誘導員等を配置し安全対策を講ずるものとする。

３）夜間作業の時間帯に行う空港施設巡回工、草刈工、ゴム除去工及び緊急補修工について夜間照明を配置し、作業区域の安全を図るものとする。

４）除雪作業実施にあたり、次の処置を行うこと。

①除雪作業実施にあたり灯器の位置や舗装境界を明確にするために、スノーポール、赤旗等を設置すること。

なお、設置箇所については監督職員の承諾を得ること。

②既設舗装面及び埋込型灯器の破損防止のため、除雪車両の切刃部に支給するウレタンゴムを装着しなければならない。

③地上型灯器には必要に応じ、旗またはセーフティコーン等を取付けなければならない。

５）安全管理上、当然必要と思われる事項については、監督職員と協議の上、実施するものとする。

（３）特定建設資材以外の処理

１）草刈工において発生する刈り草は、下表に示す場所に搬出するものとする。

なお、搬出にあたっては、予め引取先に連絡するものとする。

無償引取先	所在地
函館市農業協同組合	函館空港から５km以内

受入時間：函館市農業協同組合

月曜日～土曜日　　９時００分～１６時００分

日曜・祝日　　休日

２）植栽維持工において発生する抜草、剪定枝等の一般廃棄物及び清掃工、緊急補修工において発生するゴム屑、土砂・汚泥・切断汚泥の処分については「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき処理し、処分量が確認できる証明書を提出するものとする。

ただし、発生した土砂等については、監督職員の承諾を得た場所に汚泥処理槽を設置したうえで、産業廃棄物保管基準に基づき適正に保管し、十分に抜気を行った後に搬出するものとする。

なお、処分場については下表の場所を参考とし、予め監督職員の承諾を得るものとする。

建設等廃材の種類	施設の名称	所在地
抜草	函館市環境部 日乃出清掃工場	函館市日乃出町26-2
剪定枝		
ゴム屑	㈱亀田清掃	函館市東山町121-20
土砂・汚泥	函館環境衛生㈱	函館市西桔梗818-12

受入時間：函館市環境部日乃出清掃工場

月曜日～土曜日　　８時４５分～１７時００分

日曜　　休日

年末年始（不定期）　　休日

受入時間：㈱亀田清掃

月曜日～土曜日　　０８時３０分～１７時３０分

日曜　　休日

年末年始（不定期）　　休日

受入時間：函館環境衛生㈱

月曜日～土曜日　　８時００分～１７時００分

日曜・祝日　　休日

１２月３０日～１月３日　　休日

３）清掃工において発生する紙屑、ビニール、空缶及びビン等は、空港内で監督職員の指示する場所へ搬出するものとする。

４）各工種による処分量については、各年度毎に整理し精算変更を行うものとする。

（４）保険の付与

貸与車両に対する損害保険については、対人損害保険３，０００万円以上、対物賠償保険２００万円以上（免責３万円以下）の任意保険に加入し監督職員に報告しなければならない。加入期間は下表の通りとするが、この期間以外に除雪工を実施する場合は、監督職員の指示により加入することとし、各年度毎に整理し精算変更を行うものとする。

なお、受注者の原因で貸与車両を破損した場合、受注者の責により原状回復を行うものとする。

品名	保険加入期間
路面清掃車	平成26年4月1日～平成29年3月31日
除雪工関係車両	当該年の4月1日～当該年の4月30日、当該年の11月1日～当該翌年の3月31日

７－３　巡回点検

（１）巡回点検

１）点検日は、監督職員と協議の上、決定しなければならない。

２）点検範囲は、滑走路、誘導路及びエプロンの舗装路面全域とし、徒歩による目視観察を行うものとする。

３）点検にあたっては、次の異常の種類を報告しなければならない。

ひび割れ・変形・段差・摩耗・崩壊・グルービングの異常・目地破損・座屈・表面の異常、標識の異常・ゴム付着・油汚れ・異物・その他

４）点検時に著しい異常箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。また、点検結果は経年変化がわかるように整理し報告しなければならない。

（２）緊急点検

１）自然災害または事故等の人為的災害や不測の事態により、基本施設等の空港施設に不具合等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、監督職員の指示により施設の点検を実施しなければならない。また、点検方法については監督職員と協議し決定するものとする。

なお、緊急点検は１回当り世話役、普通作業員各１名を想定しているが規模により増減することがある。

２）異常の有無に係わらず、速やかに監督職員にその結果を報告しなければならない。

なお、著しい異常を発見した際は、可及的速やかに監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

３）緊急点検は、各年度毎に整理し精算変更を行うものとする。

７－４　草刈工

（１）航空機の運航等に支障となる場合は、草刈から搬出までを一連作業として実施すること。

（２）夜間の施工で発生する刈草は、設計図に示す仮置場に搬出するものとする。

なお、処分場への運搬は、昼間に実施するものとする。

（３）フェンス沿いの施工においては、センサーに損傷を与えないよう十分注意し施工しなければならない。

（４）空港内には、各種構造物が点在しているため、これらの構造物周辺の作業においては損傷を与えないよう十分注意して行うこと。

７－５　清掃工

（１）舗装面清掃工

１）施工においては、航空機の運航、道路交通及びその他周辺構造物に影響を与えないよう十分注意し、施工しなければならない。

２）ターミナル前清掃は、設計図に示す一般旅客者等の利用するターミナル前道路及び駐車場（「有料駐車場等の区域を除く」以下同じ）の舗装面、緑地帯、植え込み、立木、フェンス等の構造物の周囲で、紙屑、タバコの吸殻、空き缶、ビン等のゴミを掃き取り又は、拾い集め等の方法により清掃しなければならない。

なお、実施にあたっては、原則として土・日曜日、祝日、年末年始を除き、１回当り普通作業員１名にて４時間以上巡回しなければならない。

施工時期	回数
4月～3月	１回／週

（２）排水溝清掃工

梅雨時期及び台風集中時期等を考慮し、排水の機能を満足出来るよう適切な時期に行うものとする。

（３）ゴム除去工

１）滑走路上に付着しているゴムを除去するもので、除去の範囲は監督職員の指示する箇所を施工するものとし、各年度毎に整理し精算変更を行うものとする。

２）施工にあたっては、超高圧水の水圧、噴射距離及び除去速度について、監督職員の承諾を得なければならない。

７－６　標識維持工

（１）使用する塗料は、既設の標識と同色とする。

（２）白色、黄色の塗料は、JIS K 5665　１種の規定に適合する常温式トラフィックペイントとし、使用量は１００㎡当り２７㍑とする。

（３）赤色の塗料はJIS W 8301の規定に適合する色彩とし、JIS K 5665 1種に準拠したものとし、使用量は１００㎡当り２７㍑とする。

（４）黒色の塗料は、JIS K5665　１種に準拠したものとし、使用量は１００㎡当り２７㍑とする。

７－７　植栽維持工

（１）剪定、施肥、雑草抜き取りの実施にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。

（２）施肥に使用する材料の種類及び使用量は下表を標準とする。

名称		材料	使用量
高木	幹周60cm未満	緩効性固形肥料　N3･P6･K4	0.5kg/本
	幹周60cm以上120cm未満	緩効性固形肥料　N3･P6･K4	0.8kg/本
中低木	樹高200cm未満	緩効性固形肥料　N3･P6･K4	0.12kg/本
中木	樹高200cm以上300cm未満	緩効性固形肥料　N3･P6･K4	0.285kg/本
低木	樹高60cm未満	緩効性固形肥料　N3･P6･K4	0.12kg/本
寄植		緩効性固形肥料　N3･P6･K4	0.1kg/本
芝、地被植物		高度化成肥料　N15･P15･K15	30g/㎡

７－８　緊急補修工

自然災害、航空機事故、施設の老朽化等により基本施設等に破損が生じ、又は、生ずるおそれがある場合で、監督職員から緊急補修工の実施について指示があったときは、速やかに施工体制を整え、航空機運航、構内道路交通、空港運用への影響ができるだけ最小になるよなう短時間に施工しければならない。

なお、被害が広範囲にわたる大規模な自然災害が発生した場合は、迅速且つ効率的な対応が必要となるため、応急復旧等の施工体制については、監督職員と別途協議するものとする。

（１）舗装補修工

滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、監督職員から指示により補修を実施するものとする。なお、補修する断面、範囲、使用材料等はその都度監督職員と協議し施工しなければならない。

（２）施設補修工

滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装以外において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、監督職員からの指示により補修を実施するものとし、補修する断面、範囲、使用材料等はその都度監督職員と協議し施工しなければならない。

なお、施設補修工　応急処置は１回当り普通作業員２名を想定している。

（３）実施対象期間及び時間帯は、以下によるものとする。

平成２６年　４月　１日　００：００～平成２９年　３月３１日　２４：００

（４）緊急補修工は、各年度毎に整理し精算変更を行うものとする。

７－９　除雪工

（１）本工事における、除雪工法・範囲は次のとおりとする。

スイーパ除雪	滑 走 路	135,000㎡	誘 導 路	120,300㎡
プラウ除雪	滑 走 路	222,500㎡	誘 導 路	211,700㎡
	エプロン	96,800㎡		
道路除雪	場周道路	48,000㎡	保安道路	20,400㎡
	構内道路	17,000㎡	駐 車 場	5,500㎡
氷盤処理	滑 走 路	135,000㎡	誘 導 路	120,300㎡
	エプロン	77,500㎡	構内道路	17,000㎡
運搬除雪	エプロン	96,800㎡	構内道路	17,000㎡
	駐 車 場	5,500㎡		
雪堤除去	―			
人力除雪	歩道部	2,230㎡	灯器等周辺	1,600㎡

なお、各工種別の施工範囲及び作業形態は、監督職員と協議しなければならない。

（２）氷盤処理

１）凍結防止剤の散布範囲・散布量は、監督職員の指示により実施しなければならない。

２）制限区域内における凍結防止剤の材料は下表のとおりとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

形状	種別	規格
粒状（固体）	蟻酸系又は酢酸系	米国連邦規格ＡＭＳ認証試験に合格したもの
液状（液体）	蟻酸系又は酢酸系	

３）構内道路における凍結防止剤の材料は、塩化カルシウムとする。

（３）運搬除雪

除雪した雪は、監督職員が指示する場所へ運搬するものとする。

（４）待機補償

待機の結果、気象の変化等により待機不稼動（除雪作業を行なわなかった場合を言う。）及び、待機稼動（連続９時間のうち除雪作業時間がβ時間未満の場合を言う。）となった場合には、実績により４．工事内容、待機補償の待機不稼動及び待機稼動の数量を変更する。

なお、待機中の拘束労務単価は、公共工事設計労務単価（基準額）の６０％とし、各除雪車両等のβ時間は下表のとおりとする。

名称	規格・形状寸法	β時間
高速スイーパ除雪車	自走式　S-250C	2.4時間
高性能スイーパ除雪車	自走式　S-580C	2.4時間
高速プラウ除雪車	4.5m級、ｸﾞﾚｰﾀﾞ付	2.4時間
高速ロータリ除雪車	６００ｐｓ級	2.4時間
トラクタショベル	2.1㎥級、ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ	2.4時間
トラクタショベル	2.1㎥級、ﾊﾞｹｯﾄ	2.4時間
凍結防止剤散布車	2,000ℓ、4㎥	2.4時間
湿地ブルドーザ	１６ｔ級	3.0時間
ダンプトラック	１０ｔ	3.5時間

（５）灯器周り

灯器周りの除雪にあっては下記事項に留意し、監督職員と作業方法について協議した上で実施すること。

１）灯器周りの人力除雪については平坦な仕上がりとし、可能な場合は、灯器の基礎構造物が視認できるよう除雪すること。

２）機械除雪については、可能な限り平坦な仕上がりとすること。

３）投雪を行う場合は、灯器に注意するとともに、その前面に雪堤を作らないようにすること。

（６）除雪工は、各年度毎に整理し精算変更を行うものとする。

７－１０　無線施設除雪工

（１）本工事における除雪場所・工法は次のとおりとする。

ＧＳ局舎	人力除雪（歩道）	10㎡
ＧＳ反射面	機械除雪（トラクタショベル）	1,100㎡
	人力除雪（灯器周り）	70㎡
	凍結防止剤散布	580㎡
Ａ地区	機械除雪（湿地ブルドーザ）	12,400㎡
ＬＯＣ空中線前方域	機械除雪（湿地ブルドーザ）	7,300㎡
	人力除雪（灯器周り）	240㎡
ＡＳＲ／ＴＸ施設	機械除雪（トラクタショベル）	600㎡
	人力除雪（歩道）	60㎡

なお、各工種別の施工範囲及び作業形態は、監督職員と協議しなければならない。

（２）待機補償

７－９（４）「待機補償」を適用する。

（３）無線施設の除雪

１）ＧＳ反射面

①モニタ空中線周りなどの構造物周辺は、人力により除雪する。

②反射面に傷つけないように注意して除雪すること。

③除雪方向は滑走路側より南側場周道路側へ反射面を傷つけないように押し出す。

④反射面の残留積雪及び氷結を可能な限り少なくすること。

⑤堆積した氷結を除雪することが困難な場合は、凍結防止剤を散布すること。

２）Ａ地区

①ＧＳ空中線、ハンドホール及びポール周りなど構造物周辺は人力により除雪する。

②除雪方向は滑走路側より南側場周道路側へ押し出す。その際、凹凸を作らないように除雪を実施し、芝地を保護すること。

③除雪により雪堤ができた場合は、可能な限り除去すること。

３）ＬＯＣ空中線前方域

①モニタ空中線及び灯器周りなど構造物周辺は人力により除雪する。

②除雪方向は滑走路側より両方向へ押し出す。その際、凹凸を作らないように除雪を実施し、芝地を保護すること。

③除雪により雪堤ができた場合は、可能な限り除去すること。

４）その他

①上記１）～３）以外の場所については、各図面に示すとおり実施する。

②ＡＳＲ／ＴＸ施設部分については、監督職員の立会い・指示のもとで行うこと。

（４）無線施設除雪工は、各年度毎に整理し精算変更を行うものとする。

７－１１　草刈工（緩衝緑地帯等）

７－４ に準ずる。

７－１２　清掃工（緩衝緑地帯等）

７－５ に準ずる。

７－１３　植栽維持工（緩衝緑地帯等）

（１）剪定、施肥については、７－７に準ずる。

（２）薬剤散布の実施にあたっては、以下により行うものとする。

１）害虫の発生状況により散布回数を変更する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

２）薬剤の散布量、希釈率は下表を標準とするが、特記以外の薬剤を使用する場合は、監督職員の承諾を得た散布量、混合割合としなければならない。

項　目		散布量（原液）				希釈率
樹木の種類		高　木	中　　木		低木	薬剤：水
樹木の区分		幹周60cm	樹高100cm～200cm	樹高200cm～300cm	樹高60cm	
薬剤	単位	100本当り	100本当り	100本当り	100本当り	
アセルプリン	cc	17	17	17	17	1:10,000

３）薬剤の種類、散布回数及び散布量について変更が生じた場合は、各年度毎に整理し精算変更を行うものとする。

８．その他

８－１　工事に伴う路面の汚れについては、速やかに清掃しなければならない。

８－２　受注者は工事の施工に先だって数量等の照査を行ない、疑義が生じた場合は監督職員と協議することとし、工事内容を精査変更した場合は工事費を変更する場合がある。

なお、工事期間中に工事数量及び施工条件に変更が生じた場合は、各年度毎に整理し契約変更を行うものとする。

８－３　再生資源の利用等

（１）特定建設資材の分別解体等・再資源化等

１）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）」。（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結後に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

イ）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

ロ）当局が費用を計上している再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	（有）つしま砕石工業	亀田郡七飯町鳴川496-2
アスファルト		

ハ）受入時間　（有）つしま砕石工業

月曜日～土曜日　８時００分～１７時００分

日曜　休日

年末年始（不定期）　休日

ニ）仮置き等

夜間撤去後、大林道路株式会社の受入時間外に処分するものとして計上している。

ただし、一時仮置きし、受入時間内に処分する場合は、空港内で監督職員の指定する仮置場を使用することができる。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１［再生資源利用計画書（実施書）］及び様式２［再生資源利用促進計画書（実施書）］を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

（２）建設副産物

建設資材を搬入する場合または建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を監督職員に提出しなければならない。

（３）建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という）の登録対象工事であり、受注者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

８－４　環境物品等の調達

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２４年２月７日一部変更閣議決定）に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

８－５　施工状況検査

本工事において、監督職員が行う施工状況検査の詳細や工種名称等は、監督職員の指示による。

８－６　工事費等調査

受注者は、本工事が間接工事費等諸経費動向調査及び歩掛実態調査の対象となった場合には、別途監督職員より通知される調査要領に基づき調査票の作成を行わなければならない。

なお、調査対象となった場合の調査費用については、設計変更の対象とする。

８－７　過積載の防止

（１）工事用資材等の積載超過のないようにすること。

（２）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

（３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

（４）さし枠の装着または物品積載装置の不当改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。

（５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。

（６）下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

（７）上記のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

８－８　技術提案

入札時技術提案し、落札した受注者については以下の特記事項の対象とする。

（１）施工計画書

受注者は、入札時に提案した技術提案のうち、競争参加資格通知時に「履行義務有り」として通知された技術提案については、技術提案に基づき施工計画書を作成し、施工しなければならない。

また、受注者履行確認方法を監督職員と協議し、併せて施工計画書に記載の上、監督職員に提出しなければならない。

（２）施工計画の変更

発注者の事情による設計条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案に基づく施工が出来ない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、施工計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

（３）技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

（４）責任の所在

発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において技術提案範囲に係る部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

（５）その他

技術提案に基づく請負代金額の変更は行わないものとする。

８－９　契約後ＶＥ方式の試行工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

（１）定義

「ＶＥ提案」とは、工事請負契約書第１９条２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減を可能とする工事材料、施工方法等設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（２）ＶＥ提案の範囲

１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。

２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②工事請負契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施にあたり、関係機関との協議等、第三者との調整等を要する提案。

（３）ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（契約後に別途監督職員より提示）に記載し、発注者に提出しなければならない。

イ）　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

ロ）　ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係わる施工上の条件等を含む）

ハ）　ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

ニ）　発注者が別途発注する関連工事との関係

ホ）　工業所有地権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

ヘ）　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（４）ＶＥ提案の審査

ＶＥ提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、経済性等を評価する。

（５）ＶＥ提案の採否の通知及び設計変更等

１）受注者は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

２）提出されたＶＥ提案を採用しなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

３）発注者は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第１９条の２の規定に基づくものとする。

４）発注者は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第２４条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

５）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という）を削減しないものとする。

６）ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第１８条の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

７）発注者は、工事請負契約書第１８条の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第２４条第１項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第１８条の条件変更が生じた場合の前記５）のＶＥ管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（６）ＶＥ提案の保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても活用できるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利を保護する。

（７）責任の所在

発注者が、ＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

９．工事完成検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

費用負担区分表

項目		発注者	受注者
車検、税及び保険	車検整備	○	×
	重量税		
	自動車税		
	自賠責保険		
	自動車任意保険	×	○
法定点検	点検整備	返納期間中	貸与期間中
主燃料	燃料	返納期間中	貸与期間中
小規模な修理	電球交換	返納期間中	貸与期間中
	ワイパーブレード交換		
	オイル交換		
	シャーピン交換		
	チャート紙交換		
	作動油補充		
	ウォッシャー補充		
	不凍液補充		
	バッテリー液補充		
	部分塗装		
	グリースアップ		
	その他、工場現場で行う修理		
日常点検	始業・終業点検	返納期間中	貸与期間中
	雪落し		
	洗車		
	給油		
支給品の交換	スイーパ用ブラシ	返納期間中	貸与期間中
	カッティングエッジ		
	ウレタンゴム		
消耗品等※1	ワイパーブレード	返納期間中	貸与期間中
	補充用オイル		
	シャーピン		
	チャート紙		
	ウォッシャー液		
	不凍液		
	バッテリー液		
	グリース		
	電装品		
	その他、必要な消耗品		
修理及び整備	タイヤの交換	○	×
	バッテリーの交換		
	カークーラーの修理調整		
	ファンベルトの修理交換		
	油圧ホースの修理		
	その他、受注者の瑕疵によらない修理及び整備		

※1：支給品は除く。

工事数量総括表

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		事業区分				空港維持修繕
			工事区分				空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	内訳数量	平成26年度	平成27年度	平成28年度	摘要
空港維持（土木施設）							
巡回点検		式	1	1	1	1	
空港施設巡回工		式	1	1	1	1	
巡回点検（制限区域内）	滑走路,誘導路,エプロン(夜間)	回	9	3	3	3	526,300㎡×3回/年
緊急点検（制限区域内）	(昼間)	回	12	4	4	4	
緊急点検（制限区域内）	(夜間)	回	12	4	4	4	
草刈工		式	1	1	1	1	
草　刈　工		式	1	1	1	1	
大型機械刈	制限区域内(昼間)	㎡	2,214,600	738,200	738,200	738,200	369,100㎡×2回/年
大型機械刈	制限区域内(夜間)	㎡	2,565,000	855,000	855,000	855,000	427,500㎡×2回/年
大型機械刈	管理地区(昼間)	㎡	170,400	56,800	56,800	56,800	56,800㎡×1回/年
小型機械刈	制限区域内(昼間)	㎡	39,000	13,000	13,000	13,000	6,500㎡×2回/年
肩掛式機械刈	制限区域内平面部(昼間)	㎡	103,500	34,500	34,500	34,500	17,250㎡×2回/年
肩掛式機械刈	制限区域内平面部(夜間)	㎡	9,780	3,260	3,260	3,260	1,630㎡×2回/年
肩掛式機械刈	制限区域内法面部(昼間)	㎡	31,380	10,460	10,460	10,460	5,230㎡×2回/年
肩掛式機械刈	管理地区平面部(昼間)	㎡	94,950	31,650	31,650	31,650	31,650㎡×1回/年
肩掛式機械刈	管理地区法面部(昼間)	㎡	107,730	35,910	35,910	35,910	35,910㎡×1回/年
肩掛式機械刈	ターミナル地区平面部(昼間)	㎡	45,090	15,030	15,030	15,030	5,010㎡×3回/年
肩掛式機械刈	ターミナル地区法面部(昼間)	㎡	5,670	1,890	1,890	1,890	630㎡×3回/年
清掃工		式	1	1	1	1	
舗装面清掃工		式	1	1	1	1	
基本施設路面清掃（機械）	滑走路(夜間)	㎡	2,670,000	890,000	890,000	890,000	222,500㎡×4回/年
基本施設路面清掃（機械）	誘導路(夜間)	㎡	2,271,600	757,200	757,200	757,200	189,300㎡×4回/年
基本施設路面清掃（機械）	エプロン（夜間）	㎡	1,363,200	454,400	454,400	454,400	113,600㎡×4回/年
路面清掃（機械）	道路(夜間)	m	84,000	28,000	28,000	28,000	3,500m×8回/年
ターミナル地区清掃	人力(昼間)	回	156	52	52	52	52週×1回/週
発生材運搬処理		m^3	3	1	1	1	
排水溝清掃工		式	1	1	1	1	
側溝清掃	制限区域内　幅1m未満(昼間)	m	28,560	9,520	9,520	9,520	9,520m×1回/年
側溝清掃	制限区域内　幅1m未満(夜間)	m	6,630	2,210	2,210	2,210	2,210m×1回/年
皿型排水溝清掃	制限区域内(昼間)	m	750	250	250	250	250m×1回/年
皿型排水溝清掃	制限区域内(夜間)	m	30	10	10	10	10m×1回/年
有蓋排水溝清掃	制限区域内(昼間)	m	960	320	320	320	320m×1回/年
有蓋排水溝清掃	制限区域内(夜間)	m	2,670	890	890	890	890m×1回/年
桝清掃	制限区域内　700mm未満(昼間)	箇所	465	155	155	155	155箇所×1回/年
桝清掃	制限区域内　700mm未満(夜間)	箇所	132	44	44	44	44箇所×1回/年
桝清掃	制限区域内　700mm以上(昼間)	箇所	48	16	16	16	16箇所×1回/年
桝清掃	制限区域内　700mm以上(夜間)	箇所	27	9	9	9	9箇所×1回/年
側溝清掃	ターミナル地区等　幅1m未満(昼間)	m	300	100	100	100	100m×1回/年
有蓋排水溝清掃	ターミナル地区等(昼間)	m	90	30	30	30	30m×1回/年
有蓋排水溝清掃	ターミナル地区等(夜間)	m	780	260	260	260	260m×1回/年
桝清掃	ターミナル地区等　700mm未満(昼間)	箇所	18	6	6	6	6箇所×1回/年
桝清掃	ターミナル地区等　700mm未満(夜間)	箇所	57	19	19	19	19箇所×1回/年
桝清掃	ターミナル地区等　700mm以上(夜間)	箇所	36	12	12	12	12箇所×1回/年
発生材運搬処理		m^3	3	1	1	1	
汚泥処理槽	処理槽5㎥	式	1	1	1	1	8ヶ月/年
ゴム除去工		式	1	1	1	1	
ゴム除去	滑走路(夜間)	㎡	750	750	0	0	750㎡×1回/3年
発生材運搬処理		t	0.2	0.2	0	0	
標識維持工		式	1	1	1	1	
飛行場標識維持工		式	1	1	1	1	
マーキング	滑走路中心線常温式･黄色(夜間)	㎡	7,776	2,592	2,592	2,592	1,296㎡×2回/年
マーキング	滑走路接地帯常温式･黄色(夜間)	㎡	5,508	1,836	1,836	1,836	1,836㎡×1回/年
マーキング	滑走路目標点等常温式･黄色(夜間	㎡	7,200	2,400	2,400	2,400	2,400㎡×1回/年
マーキング	滑走路末端常温式･黄色(夜間)	㎡	3,672	1,224	1,224	1,224	1,224㎡×1回/年
マーキング	滑走路指示常温式･黄色(夜間)	㎡	663	221	221	221	221㎡×1回/年
マーキング	滑走路縁線常温式･黄色(夜間)	㎡	4,699	1,566	1,566	1,567	4,699㎡×1回/3年
マーキング	滑走路過走帯常温式･黄色(夜間)	㎡	288	96	96	96	288㎡×1回/3年
マーキング	誘導路中心線常温式･黄色(夜間)	㎡	2,949	983	983	983	983㎡×1回/年
マーキング	誘導路縁線常温式･黄色(夜間)	㎡	2,149	716	716	717	2,149㎡×1回/3年
マーキング	誘導路停止位置常温式･黄色(夜間	㎡	603	201	201	201	201㎡×1回/年
マーキング	誘導路停止位置案内(背景)常温式･赤色(夜間)	㎡	1,008	336	336	336	336㎡×1回/年
マーキング	誘導路停止位置案内(文字)常温式･白色(夜間)	㎡	291	97	97	97	97㎡×1回/年
マーキング	誘導路停止位置案内(縁線)常温式･黒色(夜間)	㎡	144	48	48	48	48㎡×1回/年
マーキング	誘導路フィレット常温式･黄色(夜間)	㎡	1,195	398	398	399	1,195㎡×1回/3年
マーキング	エプロン導入線常温式･黄色(夜間	㎡	2,205	735	735	735	735㎡×1回/年
マーキング	エプロン縁線常温式･黄色(夜間)	㎡	206	68	69	69	206㎡×1回/3年
マーキング	エプロン導出入線常温式･白色(夜間)	㎡	144	48	48	48	48㎡×1回/年
マーキング	エプロン小型機スポット常温式･黄色(夜間)	㎡	207	69	69	69	69㎡×1回/年
マーキング	エプロン番号、文字常温式･黄色(夜間)	㎡	96	32	32	32	32㎡×1回/年
マーキング	飛行場名標識常温式･白色(夜間)	㎡	108	36	36	36	108㎡×1回/3年

工事数量総括表

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		事業区分				空港維持修繕
			工事区分				空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	内訳数量	平成26年度	平成27年度	平成28年度	摘要
区画線維持工		式	1	1	1	1	
ペイント式区画線	道路中心線・実線・白色（昼	m	825	275	275	275	275m×1回/年
ペイント式区画線	道路中心線・破線・白色（昼	m	579	193	193	193	193m×1回/年
ペイント式区画線	道路外側線・実線・白色（昼	m	2,946	982	982	982	982m×1回/年
ペイント式区画線	道路安全地帯･境界線・白色（昼	㎡	159	53	53	53	53m×1回/年
ペイント式区画線	道路文字・矢印・白色（昼間）	㎡	246	82	82	82	82㎡×1回/年
ペイント式区画線	駐車枠･ﾀｸｼｰﾌﾟｰﾙ・白色（昼間）	㎡	165	55	55	55	55㎡×1回/年
植栽維持工		式	1	1	1	1	
植木手入れ工		式	1	1	1	1	
樹木剪定	高木(夏期)幹周60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	240	80	80	80	80本×1回/年
樹木剪定	高木(夏期)幹周60cm以上120cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	48	16	16	16	16本×1回/年
樹木剪定	中低木 樹高60cm以上100cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	21	7	7	7	7本×1回/年
樹木剪定	中低木 樹高100cm以上200cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	21	7	7	7	7本×1回/年
樹木剪定	中低木 樹高200cm以上300cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	228	76	76	76	76本×1回/年
樹木剪定	低木 樹高60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	765	255	255	255	255本×1回/年
寄植剪定	中木 環境緑地帯(昼間)	㎡	33	11	11	11	11㎡×1回/年
寄植剪定	低木 環境緑地帯(昼間)	㎡	627	209	209	209	209㎡×1回/年
寄植剪定	低木 中央分離帯(昼間)	㎡	42	14	14	14	14㎡×1回/年
樹木施肥	高木 幹周60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	240	80	80	80	80本×1回/年
樹木施肥	高木 幹周60cm以上120cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	48	16	16	16	16本×1回/年
樹木施肥	中低木 樹高200cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	228	76	76	76	76本×1回/年
樹木施肥	中木 樹高200cm以上300cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	21	7	7	7	7本×1回/年
樹木施肥	低木 樹高60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	765	255	255	255	255本×1回/年
寄植・芝施肥	寄木(中低木)・環境緑地帯(昼間)	㎡	504	168	168	168	168㎡×1回/年
寄植・芝施肥	寄木(中低木)・中央分離帯(昼間)	㎡	42	14	14	14	14㎡×1回/年
寄植・芝施肥	芝・環境緑地(昼間)	㎡	12,450	4,150	4,150	4,150	2,075㎡×2回/年
寄植・芝施肥	地被植物(昼間)	㎡	300	100	100	100	100㎡×1回/年
雑草抜き取り	(昼間)	㎡	609	203	203	203	203㎡×1回/年
発生材運搬処理		t	1.2	0.4	0.4	0.4	
緊急補修工		式	1	1	1	1	見積参考資料による
舗装補修工		式	1	1	1	1	
アスファルト舗装補修		式	1	1	1	1	
コンクリート舗装補修		式	1	1	1	1	
クラック補修		式	1	1	1	1	
殻処分		式	1	1	1	1	
施設補修工		式	1	1	1	1	
応急処置		式	1	1	1	1	
除雪工		式	1	1	1	1	
除雪工		式	1	1	1	1	
スイーパ除雪車	高速　自走式S-250C(昼間)	時間	774	258	258	258	
スイーパ除雪車	高速　自走式S-250C(夜間)	時間	66	22	22	22	
スイーパ除雪車	高性能　自走式S-580C(昼間)	時間	702	234	234	234	
スイーパ除雪車	高性能　自走式S-580C(夜間)	時間	60	20	20	20	
プラウ除雪車	高速　4.5m級ｸﾞﾚｰﾀﾞ付(昼間)	時間	903	301	301	301	
プラウ除雪車	高速　4.5m級ｸﾞﾚｰﾀﾞ付(夜間)	時間	255	85	85	85	
ロータリ除雪車	高速　600PS(昼間)	時間	489	163	163	163	
ロータリ除雪車	高速　600ps(夜間)	時間	195	65	65	65	
凍結防止剤散布車	2,000ℓ、4.0㎥(昼間)	時間	6	2	2	2	
凍結防止剤散布車	2,000ℓ、4.0㎥(夜間)	時間	3	1	1	1	
トラクタショベル	2.1㎥級　可変ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ(昼間)	時間	303	101	101	101	
トラクタショベル	2.1㎥級　可変ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ(夜間)	時間	135	45	45	45	
トラクタショベル	2.1㎥級　ﾊﾞｹｯﾄ(昼間)	時間	279	93	93	93	
トラクタショベル	2.1㎥級　ﾊﾞｹｯﾄ(夜間)	時間	138	46	46	46	
ダンプトラック	10t(昼間)	時間	258	86	86	86	
ダンプトラック	10t(夜間)	時間	267	89	89	89	
湿地ブルドーザ	16t(昼間)	時間	3	1	1	1	
湿地ブルドーザ	16t(夜間)	時間	3	1	1	1	
人力除雪	灯器周り(昼間)	㎡	3,570	1,190	1,190	1,190	
人力除雪	灯器周り(夜間)	㎡	1,980	660	660	660	
人力除雪	歩道(昼間)	㎡	63,150	21,050	21,050	21,050	
人力除雪	歩道(夜間)	㎡	83,550	27,850	27,850	27,850	
凍結防止剤積込（人力）	昼間	kg	4,500	1,500	1,500	1,500	
凍結防止剤積込（人力）	夜間	kg	300	100	100	100	
凍結防止剤	液状	kg	9,000	3,000	3,000	3,000	
凍結防止剤	粒状	kg	4,500	1,500	1,500	1,500	
凍結防止剤	塩化カルシウム	kg	300	100	100	100	
借上車両		式	1	1	1	1	
トラクタショベル	2.1㎥級　可変ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ	日	728	242	244	242	2台
トラクタショベル	2.1㎥級　ﾊﾞｹｯﾄ	日	728	242	244	242	2台
待機補償		式	1	1	1	1	
待機稼動	特殊運転手	時間	345	115	115	115	
	一般運転手	時間	1,224	408	408	408	
	助手	時間	1,173	391	391	391	
	世話役	時間	231	77	77	77	

工事数量総括表

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		事業区分				空港維持修繕
			工事区分				空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	内訳数量	平成26年度	平成27年度	平成28年度	摘要
待機不稼動	特殊運転手	人	30	10	10	10	
	一般運転手	人	171	57	57	57	
	助手	人	195	65	65	65	
	世話役	人	39	13	13	13	
無線施設除雪工		式	1	1	1	1	
除雪工		式	1	1	1	1	
トラクタショベル	2.1㎥級バケット(昼間)	時間	12	4	4	4	
湿地ブルドーザ	16ｔ(昼間)	時間	3	1	1	1	
湿地ブルドーザ	16ｔ(夜間)	時間	3	1	1	1	
人力除雪	灯器周り(昼間)	㎡	270	90	90	90	
人力除雪	灯器周り(夜間)	㎡	30	10	10	10	
人力除雪	歩道(昼間)	㎡	150	50	50	50	
凍結防止剤散布	GS反射板(昼間)	㎡	30	10	10	10	
凍結防止剤	粒状	kg	30	10	10	10	
待機補償		式	1	1	1	1	
待機稼働	特殊運転手	時間	3	1	1	1	
空港維持（緩衝緑地等）							
空港維持（移転補償跡地）							
草刈工		式	1	1	1	1	
草　刈　工		式	1	1	1	1	
大型機械刈	(昼間)	㎡	51,600	17,200	17,200	17,200	8,600㎡×2回/年
小型機械刈	(昼間)	㎡	1,200	400	400	400	200㎡×2回/年
肩掛式機械刈	平面部(昼間)	㎡	43,080	14,360	14,360	14,360	7,180㎡×2回/年
空港維持（緩衝緑地）							
草刈工		式	1	1	1	1	
草　刈　工		式	1	1	1	1	
小型機械刈	(昼間)	㎡	322,800	107,600	107,600	107,600	53,800㎡×2回/年
肩掛式機械刈	平面部(昼間)	㎡	659,700	219,900	219,900	219,900	109,950㎡×2回/年
清掃工		式	1	1	1	1	
排水溝清掃工		式	1	1	1	1	
側溝清掃	幅1m未満(昼間)	m	6,540	2,180	2,180	2,180	2,180m×1回/年
有蓋排水溝清掃	(昼間)	m	150	50	50	50	50m×1回/年
素掘排水溝清掃	(昼間)	m	7,260	2,420	2,420	2,420	2,420m×1回/年
桝清掃	700mm未満(昼間)	箇所	123	41	41	41	41箇所×1回/年
桝清掃	700mm以上(昼間)	箇所	6	2	2	2	2箇所×1回/年
発生土砂等処分		m^3	15	5	5	5	
植栽維持工		式	1	1	1	1	
植木手入れ工		式	1	1	1	1	
雑草抜き取り	抜根除草・植込み地	㎡	48,600	16,200	16,200	16,200	16,200㎡×1回/年
樹木薬剤散布	高木　幹周60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	12,672	4,224	4,224	4,224	4,224本×1回/年
樹木薬剤散布	中木　樹高100以上200cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	7,983	2,661	2,661	2,661	2,661本×1回/年
樹木薬剤散布	中木　樹高200以上300cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	15,090	5,030	5,030	5,030	5,030本×1回/年
樹木薬剤散布	低木　樹高60cm未満・環境緑地帯(昼間)	本	726	242	242	242	242本×1回/年
薬剤	アセルプリン	cc	6,201	2,067	2,067	2,067	2,067cc/年
発生材運搬処理		t	0.3	0.1	0.1	0.1	
空港維持（航空灯火施設）							
草刈工		式	1	1	1	1	
草　刈　工		式	1	1	1	1	
小型機械刈	(昼間)	㎡	21,000	7,000	7,000	7,000	3,500㎡×2回/年
肩掛式機械刈	平面部(昼間)	㎡	13,020	4,340	4,340	4,340	2,170㎡×2回/年
排水溝清掃工		式	1	1	1	1	
側溝清掃	幅1m未満(昼間)	m	1,770	590	590	590	590m×1回/年
有蓋排水溝清掃	(昼間)	m	30	10	10	10	10m×1回/年
桝清掃	700mm未満(昼間)	箇所	45	15	15	15	15箇所×1回/年
空港維持（航空無線施設）							
草刈工		式	1	1	1	1	
草　刈　工		式	1	1	1	1	
大型機械刈	(昼間)	㎡	31,800	10,600	10,600	10,600	5,300㎡×2回/年
小型機械刈	(昼間)	㎡	9,000	3,000	3,000	3,000	1,500㎡×2回/年
肩掛式機械刈	平面部(昼間)	㎡	12,900	4,300	4,300	4,300	2,150㎡×2回/年
肩掛式機械刈	法面部(昼間)	㎡	4,620	1,540	1,540	1,540	770㎡×2回/年
空港維持（庁舎）							
草刈工		式	1	1	1	1	
草　刈　工		式	1	1	1	1	
小型機械刈	(昼間)	㎡	2,700	900	900	900	900㎡×1回/年

工事数量総括表

工　事　名	函館空港土木施設維持修繕工事		事　業　区　分				空港維持修繕
			工　事　区　分				空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規　　格	単位	内訳数量	平成26年度	平成27年度	平成28年度	摘要
共通仮設							
共通仮設費		式	1	1	1	1	
安全費		式	1	1	1	1	見積参考資料による
交通誘導員		式	1	1	1	1	
夜間照明費		式	1	1	1	1	
共通仮設費（率計上）		式	1	1	1	1	
共通仮設費（率計上）		式	1	1	1	1	
純工事費		式	1	1	1	1	
現場管理費		式	1	1	1	1	
工事原価		式	1	1	1	1	
一般管理費等		式	1	1	1	1	
工事価格		式	1	1	1	1	
消費税相当額		式	1	1	1	1	
							以上

見積参考資料

工　事　名	函館空港土木施設維持修繕工事	事　業　区　分				空港維持修繕
		工　事　区　分				空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規　　格	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	摘要
空港維持（土木施設）						
緊急補修工		式	1	1	1	
舗装補修工		式	1	1	1	
アスファルト舗装補修	（昼間）	式	1	1	1	
	施工面積	㎡	10	10	10	1箇所当り幅1m×延長2m
	切断距離	m	30	30	30	
	施工箇所数	箇所	5	5	5	
	アスファルト合材	t	2	2	2	
	補修厚	m	0.05	0.05	0.05	
コンクリート舗装補修	（昼間）	式	1	1	1	
	施工面積	㎡	3	3	3	1箇所当り幅0.15m×延長4m
	切断距離	m	42	42	42	
	施工箇所数	箇所	5	5	5	
	超速硬ｺﾝｸﾘｰﾄ ｽﾁｰﾙﾌｧｲﾊﾞｰ入り	m3	0.09	0.09	0.09	
	補修厚	m	0.03	0.03	0.03	
クラック補修	（昼間）	式	1	1	1	
	ｸﾗｯｸ注入材　　（加熱型）	kg	20	20	20	
	普通作業員	人	5	5	5	
殻処分	（昼間）	式	1	1	1	
	As殻 L=10.90km　運搬･処理費	m^3	0.5	0.5	0.5	
	Co殻 L=10.90km　運搬･処理費	m^3	0.09	0.09	0.09	
施設補修工		式	1	1	1	
応急処置	（昼間）	式	1	1	1	
	世話役	人	3	3	3	1人×3回
	普通作業員	人	3	3	3	1人×3回
共通仮設						
共通仮設費		式	1.0	1.0	1.0	
安全費		式	1.0	1.0	1.0	
交通誘導員	（昼間）	人	1.0	1.0	1.0	
交通誘導員	（夜間）	人	1.0	1.0	1.0	
夜間照明費	投光車　1000(W)×4～6灯	台日	77.0	75.0	75.0	

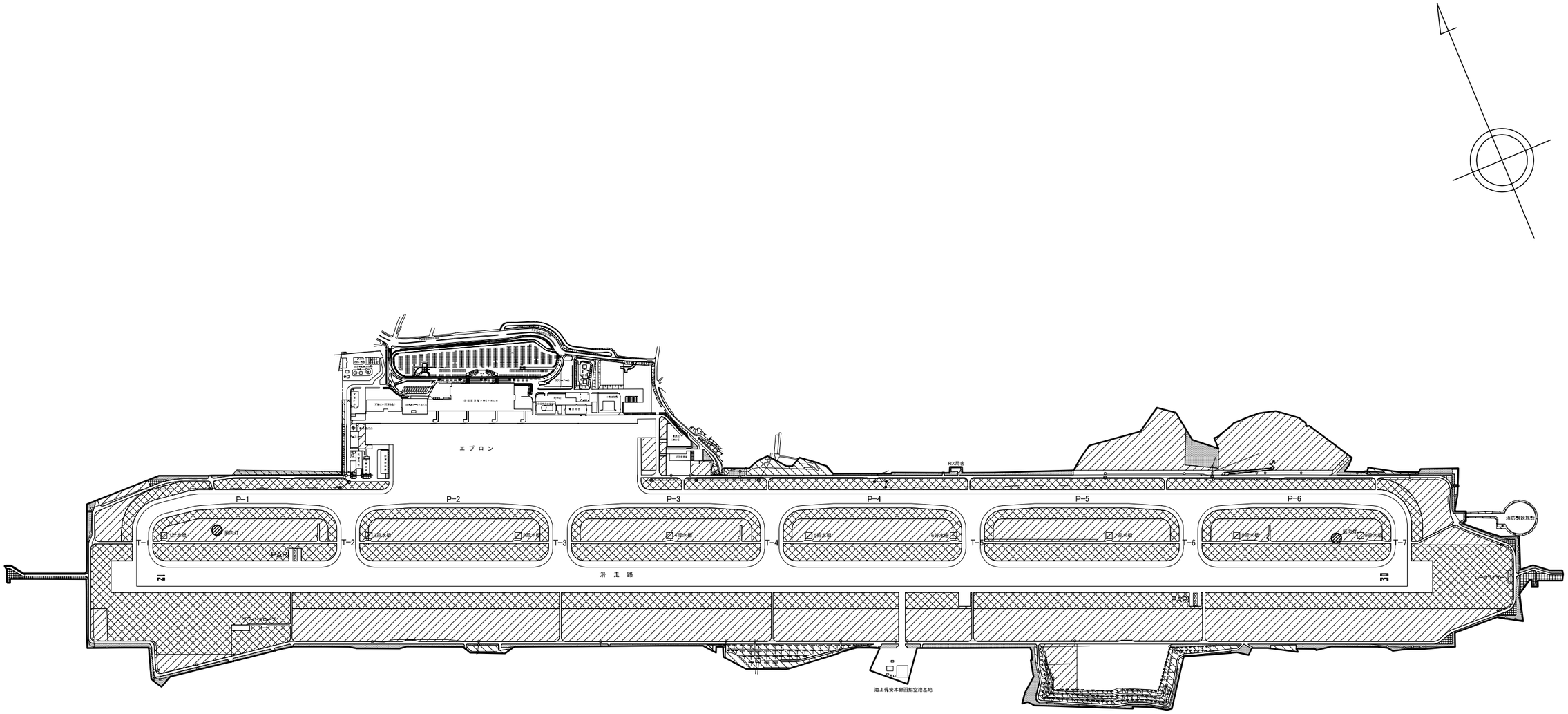

凡例	
	工種
	大型機械刈(昼)
	大型機械刈(夜)
	小型機械刈(昼)
	肩掛式機械刈 平面部(昼)
	肩掛式機械刈 排水溝(昼)
	肩掛式機械刈 平面部(夜)
	肩掛式機械刈 排水溝(夜)
	肩掛式機械刈 法面部(昼)

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	草刈工（1）		
作成年月	平成２５年　９月		
縮尺	図示	図面番号	1/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

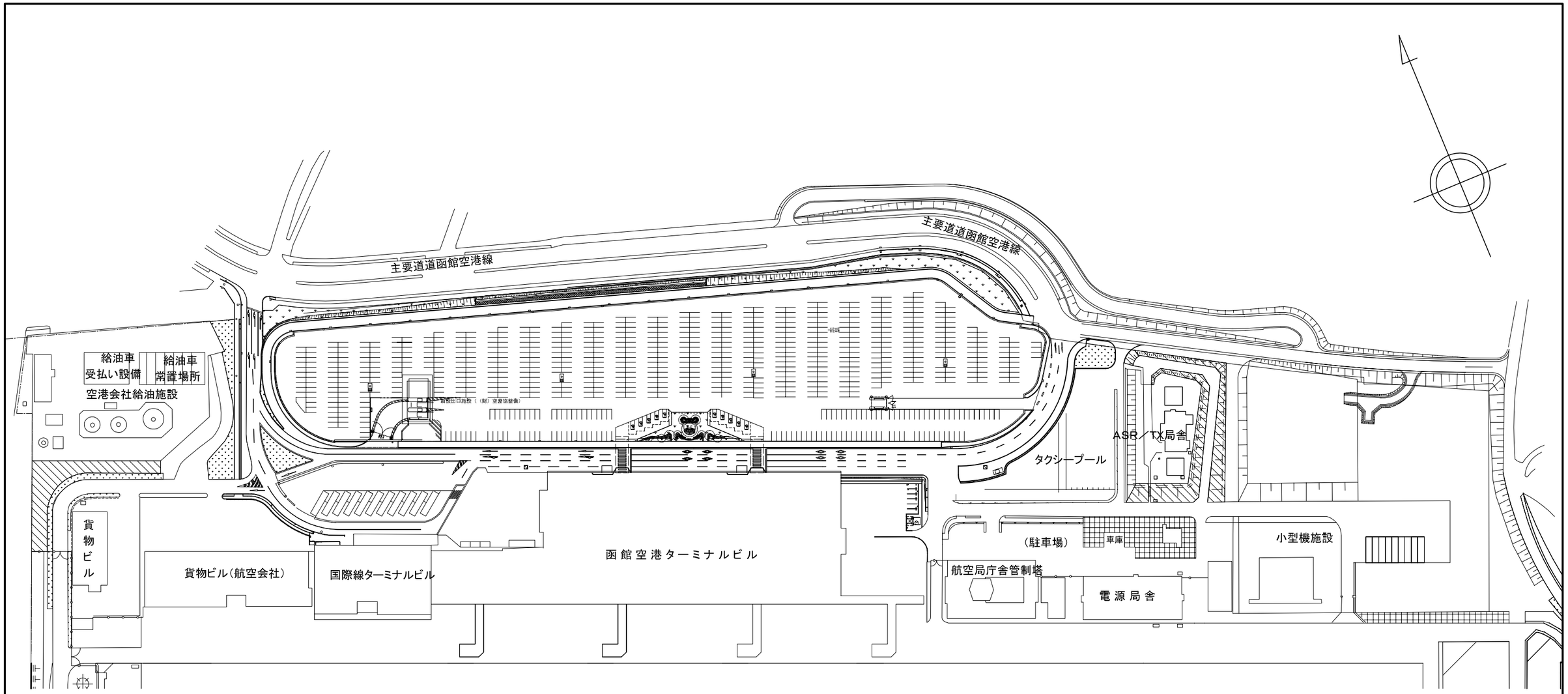

凡	例
	工　種
	小型機械刈
	肩掛式機械刈（平面）
	肩掛式機械刈（法面）

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	草刈工（２）		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　尺	図示	図面番号	2/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

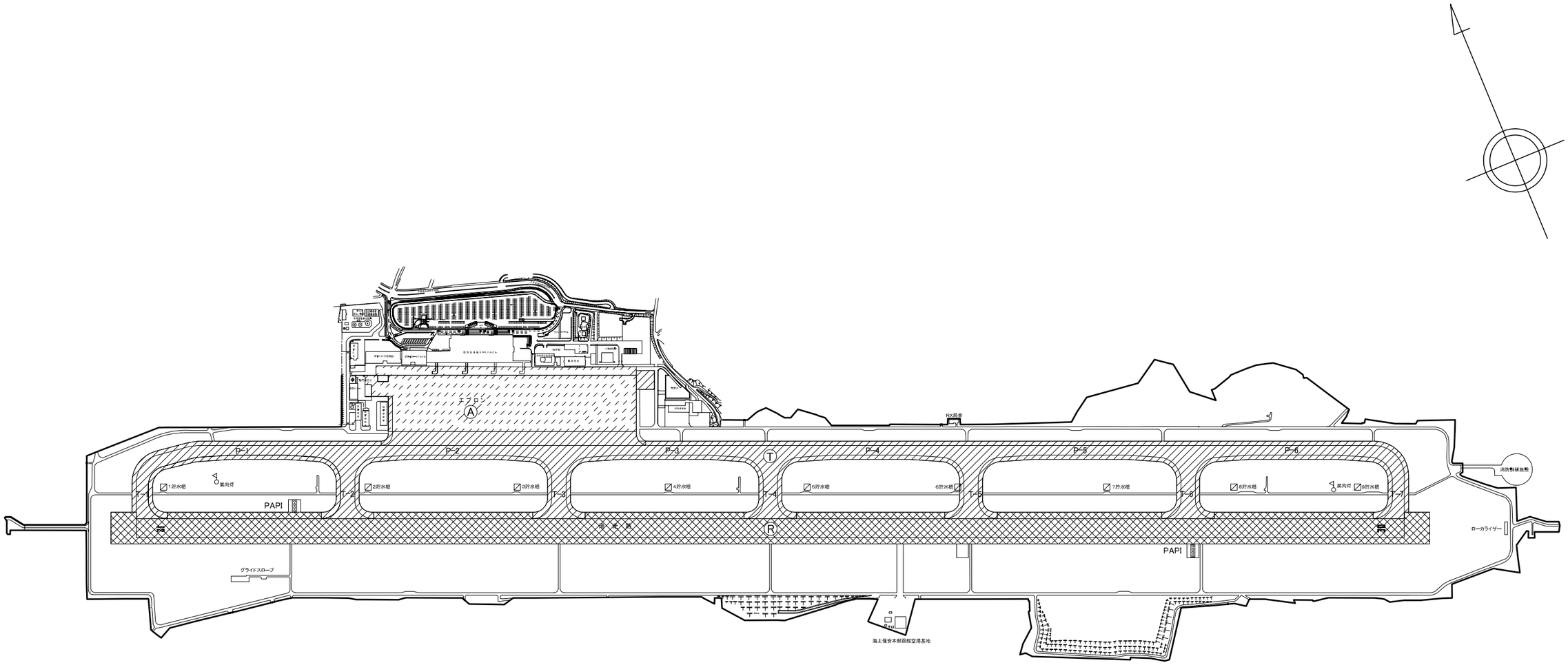

凡	例
	工 種
Ⓡ	滑 走 路
Ⓣ	誘 導 路
Ⓐ	エプロン

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	清掃工　舗装面清掃工図（１）		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	3/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

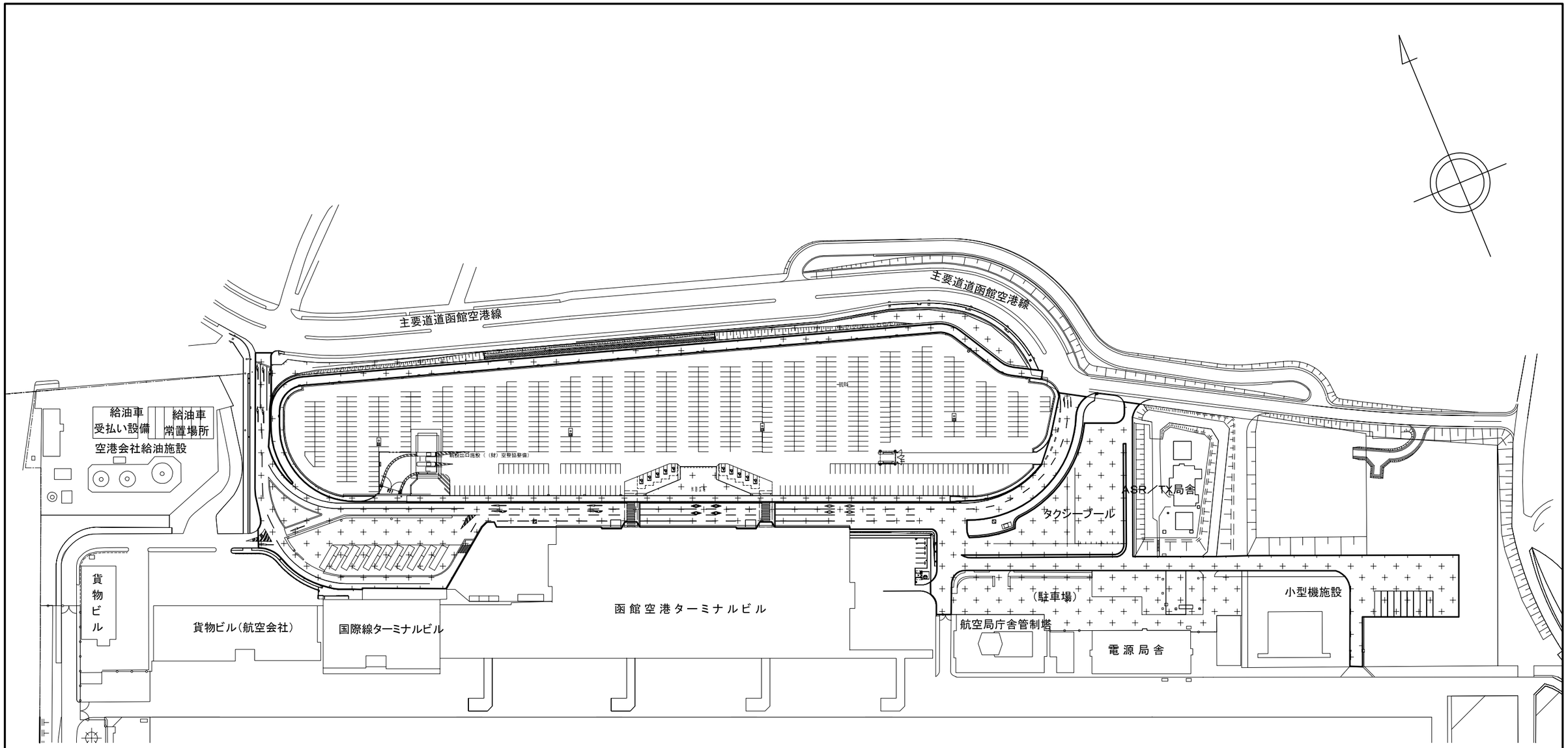

凡　　例	
	工　　種
———	Ⓓ　道　　路
	Ⓒ　ターミナル

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	清掃工　舗装面清掃工図（２）		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	4/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

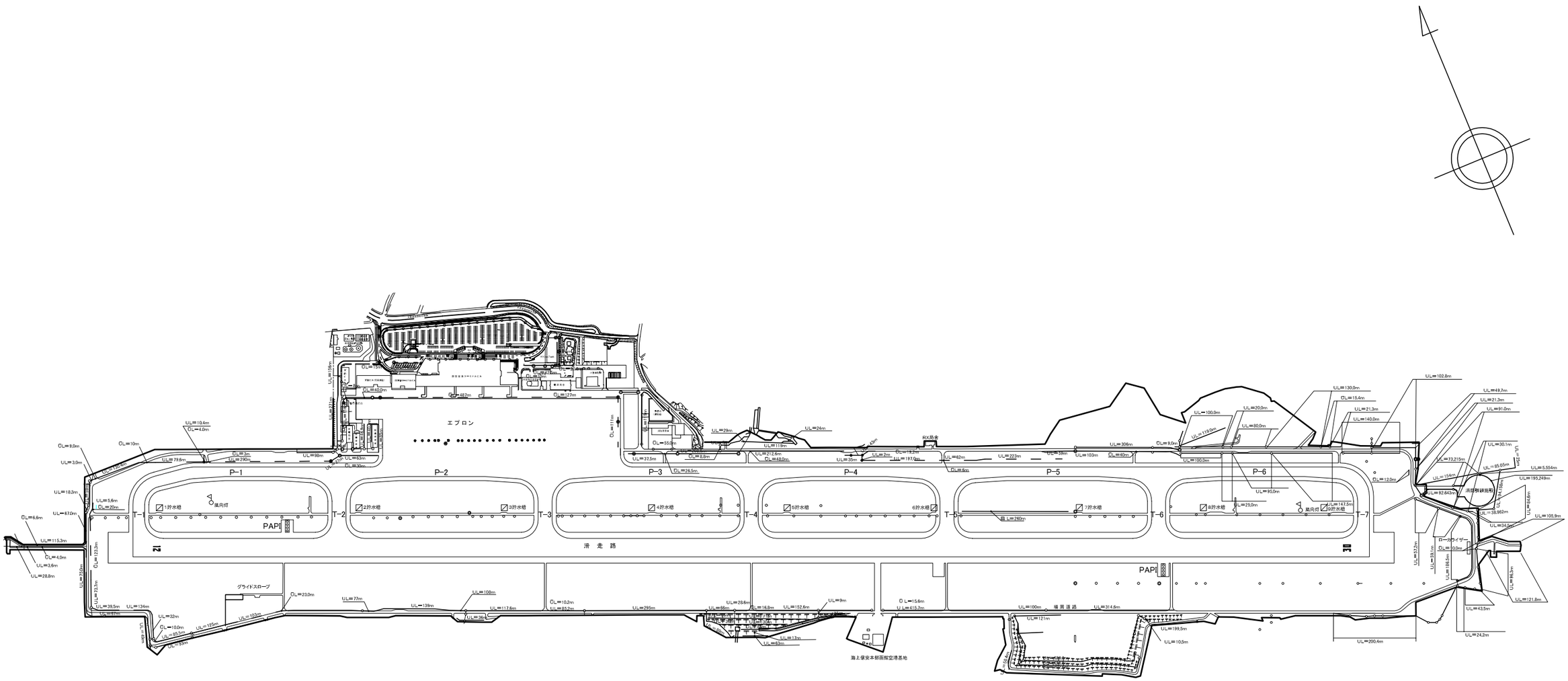

凡　　例	
記号	名　　称
U	開渠排水溝
Ū	有蓋排水溝
皿	皿型排水溝
◎	集水桝(700m/m以上)昼
◉	集水桝(700m/m以上)夜
○	集水桝(700m/m未満)昼
●	集水桝(700m/m未満)夜

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	清掃工　排水溝清掃工図		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	5/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

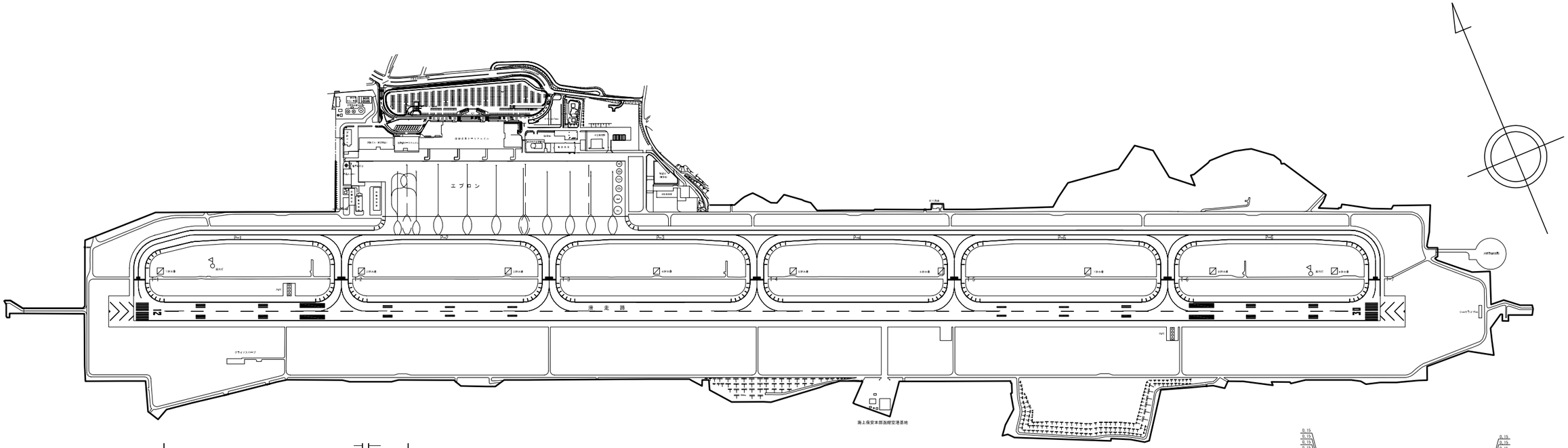

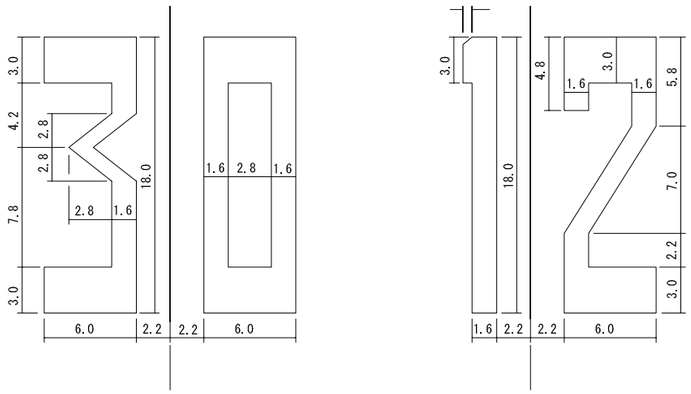

指示標識詳細図

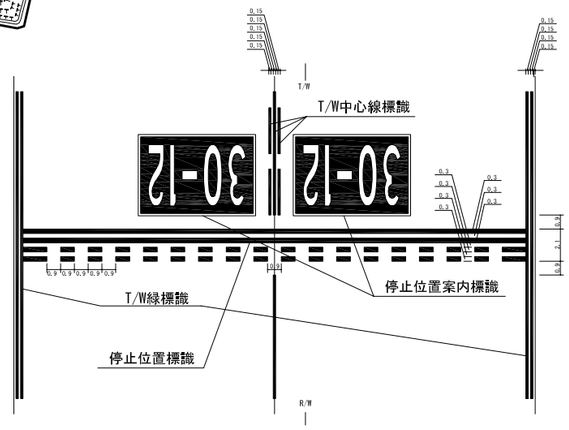

誘導路標識詳細図

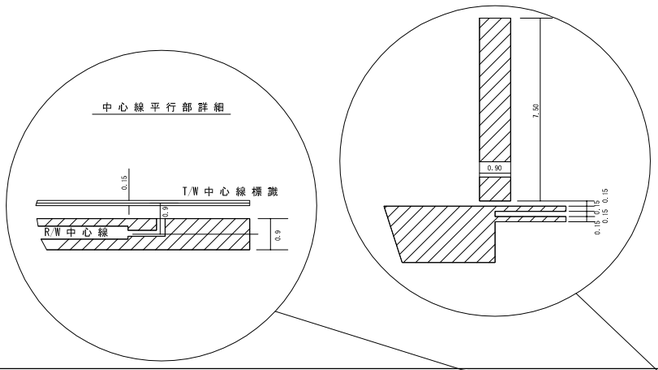

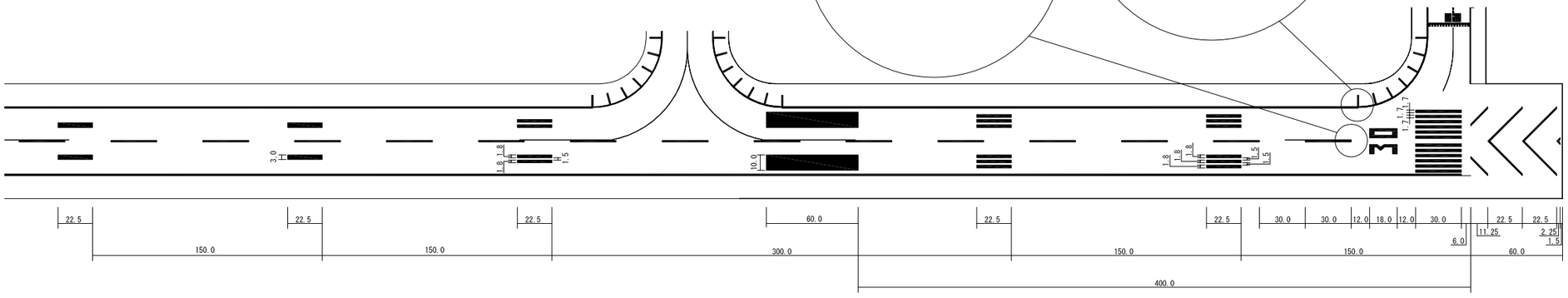

滑走路標識詳細図

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	標識維持工　飛行場標識維持工図（１）		
作成年月	平成２５年　９月		
縮尺	図示	図面番号	6/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

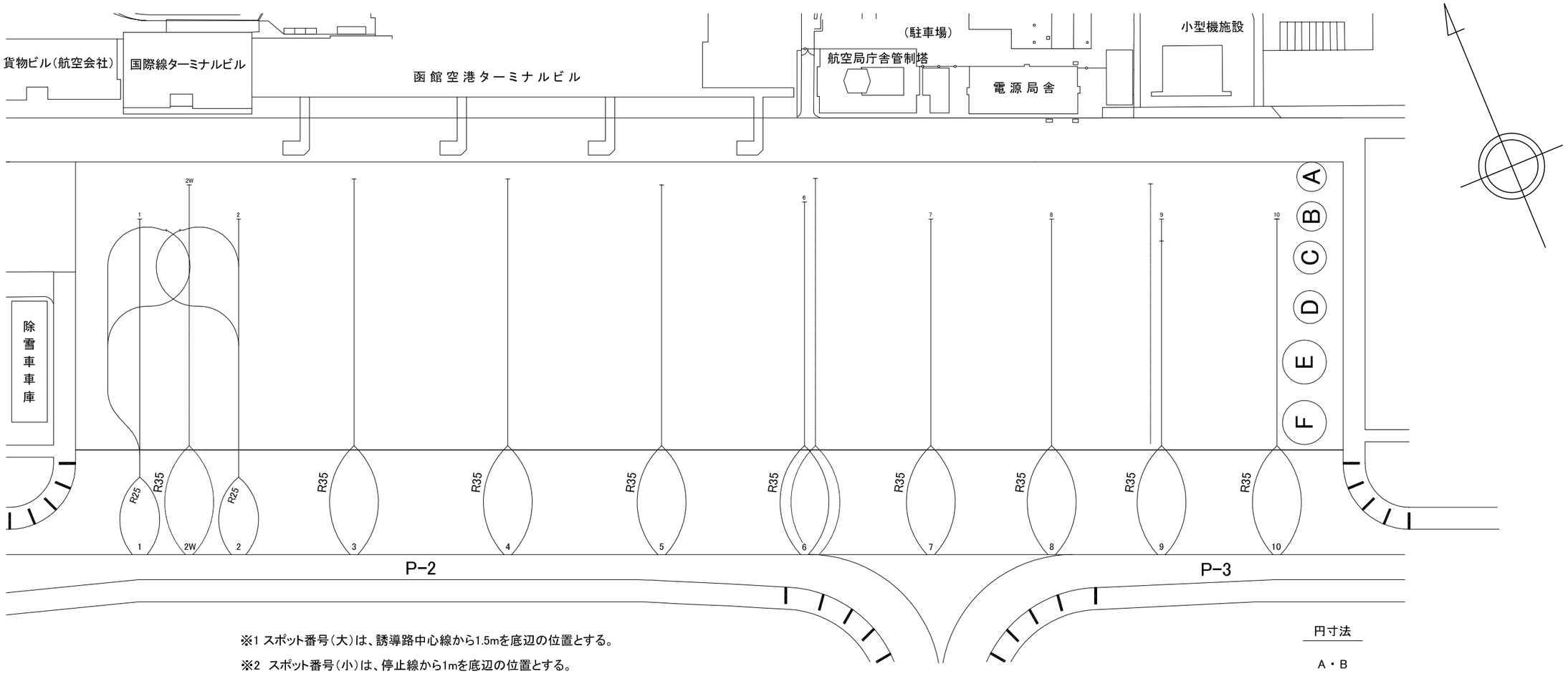

※1 スポット番号(大)は、誘導路中心線から1.5mを底辺の位置とする。

※2 スポット番号(小)は、停止線から1mを底辺の位置とする。

スポット番号(大)標識詳細図

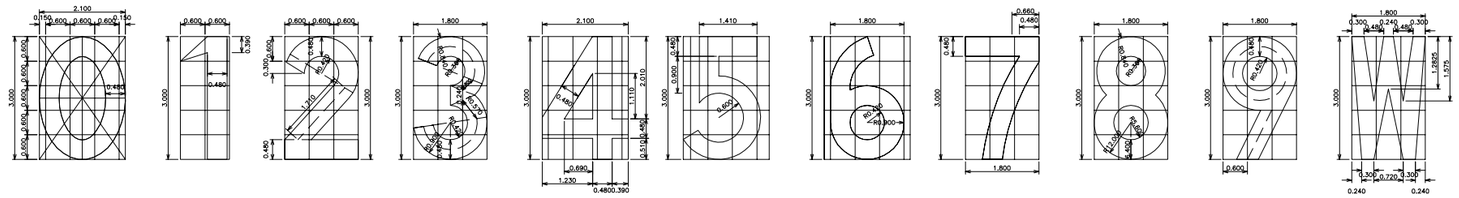

スポット番号(小)標識詳細図

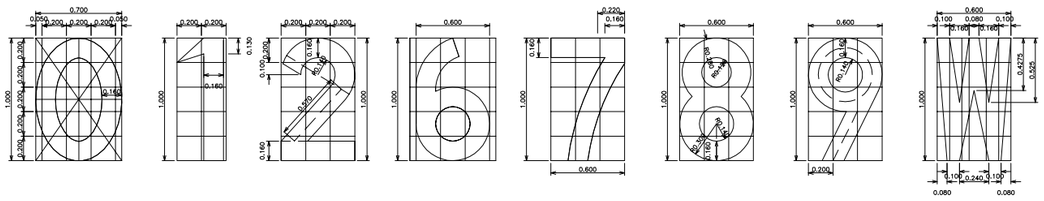

導入線標識詳細図

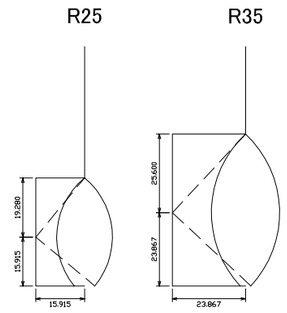

円寸法

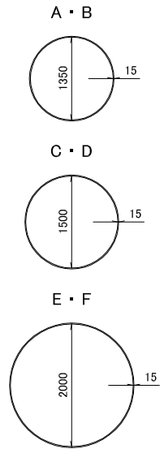

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	標識維持工　飛行場標識維持工図（２）		
作成年月	平成２５年　９月		
縮尺	図示	図面番号	7/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

標 識 詳 細 図

停止位置案内標識配置図

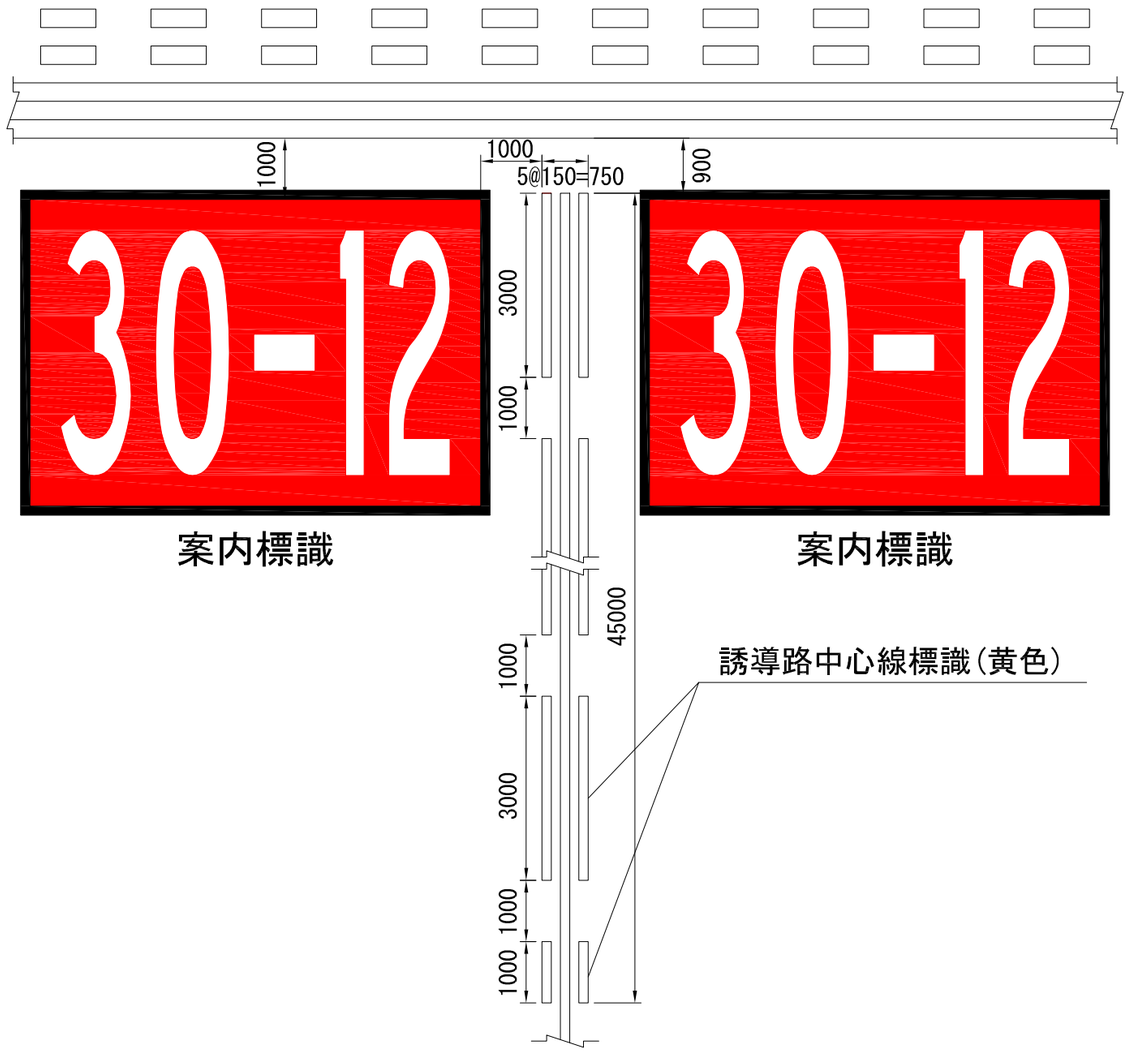

案内標識詳細図

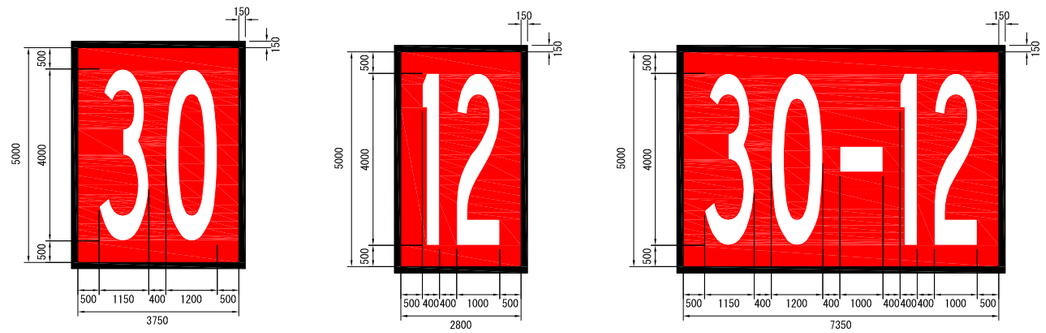

※文字・数字は白色とし背景については赤色とする。
※案内標識の周囲を幅１５cmの黒色で縁取りをする。

案内標識文字詳細図

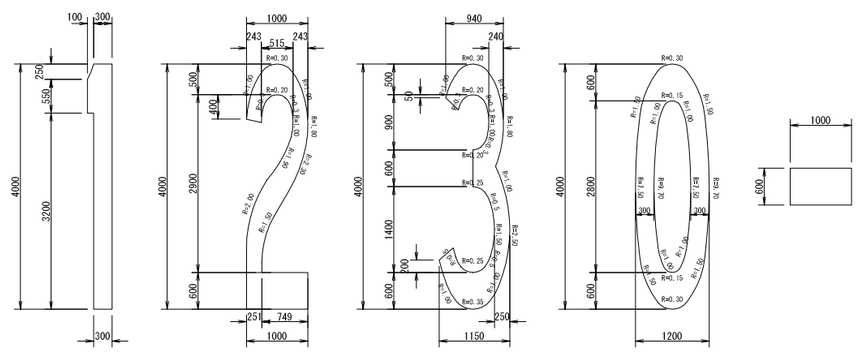

1.27㎡　1.97㎡　1.77㎡　2.58㎡　0.60㎡

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	標識維持工　飛行場標識維持工 標識詳細図		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	8/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

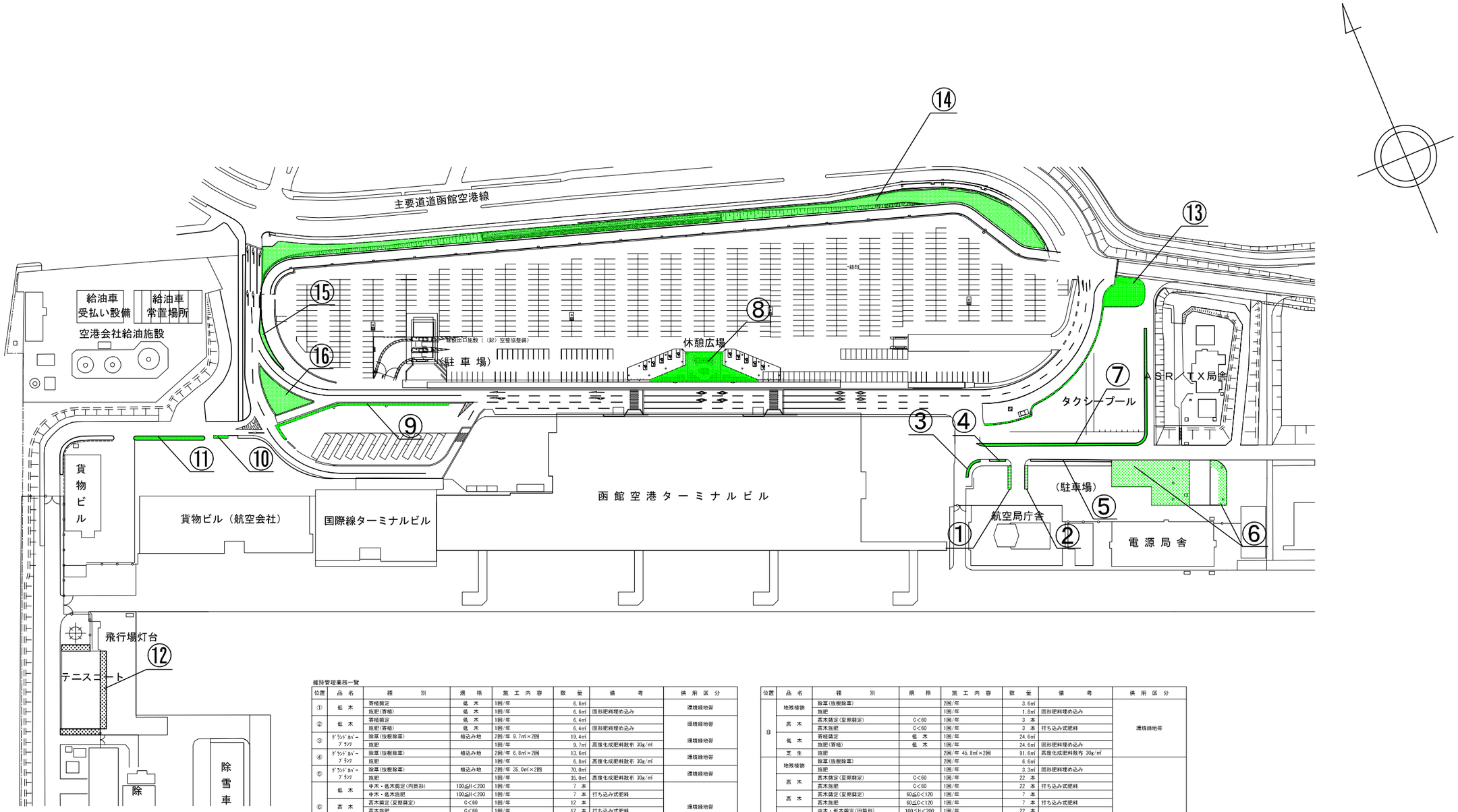

④は4.2m×0.9mの維持範囲とする。
⑤は、0㎡とする。

維持管理業務一覧

位置	品名	種別	規格	施工内容	数量	備考	供用区分
①	低木	客植剪定	低木	1回/年	6.6㎡		環境緑地帯
		施肥(客植)	低木	1回/年	6.6㎡	固形肥料埋め込み	
②	低木	客植剪定	低木	1回/年	6.4㎡		環境緑地帯
		施肥(客植)	低木	1回/年	6.4㎡	固形肥料埋め込み	
③	ｸﾞﾗｼﾞﾄﾞﾊﾞｰﾌﾞﾗｼﾝｸﾞ	除草(抜根除草)	植込み地	2回/年 9.7㎡×2回	19.4㎡		環境緑地帯
		施肥		1回/年	9.7㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	
④	ｸﾞﾗｼﾞﾄﾞﾊﾞｰﾌﾞﾗｼﾝｸﾞ	除草(抜根除草)	植込み地	2回/年 6.8㎡×2回	13.6㎡		環境緑地帯
		施肥		1回/年	6.8㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	
⑤	ｸﾞﾗｼﾞﾄﾞﾊﾞｰﾌﾞﾗｼﾝｸﾞ	除草(抜根除草)	植込み地	2回/年 35.0㎡×2回	70.0㎡		環境緑地帯
		施肥		1回/年	35.0㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	
⑥	低木	中木・低木剪定(円筒形)	100≦H<200	1回/年	7 本		環境緑地帯
		中木・低木施肥	100≦H<200	1回/年	7 本	打ち込み式肥料	
	高木	高木剪定(夏期剪定)	0<60	1回/年	12 本		
		高木施肥	0<60	1回/年	12 本	打ち込み式肥料	
	高木	高木剪定(夏期剪定)	60≦0<120	1回/年	3 本		
		高木施肥	60≦0<120	1回/年	3 本	打ち込み式肥料	
⑦	芝生	施肥		2回/年 100.4㎡×2回	200.8㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	環境緑地帯
⑧	芝生	施肥		2回/年 135.9㎡×2回	271.8㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	環境緑地帯
	低木	客植剪定	低木	1回/年	12.6㎡		
		施肥(客植)	低木	1回/年	12.6㎡	固形肥料埋め込み	
	中木	中木・低木剪定(円筒形)	100≦H<200	1回/年	2 本		
		中木・低木施肥	100≦H<200	1回/年	2 本	打ち込み式肥料	
	高木	高木剪定(夏期剪定)	0<60	1回/年	9 本		
		高木施肥	0<60	1回/年	9 本	打ち込み式肥料	
⑨	ｸﾞﾗｼﾞﾄﾞﾊﾞｰﾌﾞﾗｼﾝｸﾞ	除草(抜根除草)	植込み地	2回/年 43.5㎡×2回	87.0㎡		環境緑地帯
		施肥		1回/年	43.5㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	
		客植剪定	中木	1回/年	21.2㎡	樹高1.0m内外に刈込剪定	
⑩	中木	客植剪定	中木	1回/年	121.7㎡	樹高1.0m内外に刈込剪定	環境緑地帯
⑪	中木	中木・低木剪定(円筒形)	100≦H<200	1回/年	2 本		環境緑地帯
⑫	中木	中木・低木施肥	100≦H<200	1回/年	2 本	打ち込み式肥料	環境緑地帯
		中木・低木剪定(円筒形)	200≦H<300	1回/年	15 本		
		中木・低木施肥	200≦H<300	1回/年	15 本	打ち込み式肥料	
	高木	高木剪定(夏期剪定)	0<60	1回/年	58 本		
		高木施肥	0<60	1回/年	58 本	打ち込み式肥料	

位置	品名	種別	規格	施工内容	数量	備考	供用区分
⑬	地被植物	除草(抜根除草)		2回/年	3.6㎡		環境緑地帯
		施肥		1回/年	1.8㎡	固形肥料埋め込み	
	高木	高木剪定(夏期剪定)	0<60	1回/年	3 本		
		高木施肥	0<60	1回/年	3 本	打ち込み式肥料	
	低木	客植剪定	低木	1回/年	24.6㎡		
		施肥(客植)	低木	1回/年	24.6㎡	固形肥料埋め込み	
	芝生	施肥		2回/年 45.8㎡×2回	91.6㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	
⑭	地被植物	除草(抜根除草)		2回/年	6.6㎡		環境緑地帯
		施肥		1回/年	3.3㎡	固形肥料埋め込み	
	高木	高木剪定(夏期剪定)	0<60	1回/年	22 本		
		高木施肥	0<60	1回/年	22 本	打ち込み式肥料	
	高木	高木剪定(夏期剪定)	60≦0<120	1回/年	7 本		
		高木施肥	60≦0<120	1回/年	7 本	打ち込み式肥料	
	中木	中木・低木剪定(円筒形)	100≦H<200	1回/年	22 本		
		中木・低木施肥	100≦H<200	1回/年	22 本	打ち込み式肥料	
	中木	中木・低木剪定(円筒形)	200≦H<300	1回/年	2 本		
		中木・低木施肥	200≦H<300	1回/年	2 本	打ち込み式肥料	
	低木	客植剪定	低木	1回/年	100.2㎡		
		施肥(客植)	低木	1回/年	100.2㎡	固形肥料埋め込み	
	低木	客植剪定	低木	1回/年	42.7㎡		
	芝生	施肥		2回/年 849.0㎡×2回	1698.0㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	
	芝生	施肥		2回/年 732.0㎡×2回	1464.0㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	
	地被植物	施肥		1回/年	101 株	固形肥料埋め込み	
⑮	低木	客植剪定	低木	1回/年	4.1㎡		中央分離帯
		施肥(客植)	低木	1回/年	4.1㎡	固形肥料埋め込み	
⑯	高木	高木剪定(夏期剪定)	0<60	1回/年	3 本		環境緑地帯
		高木施肥	0<60	1回/年	3 本	打ち込み式肥料	
	中木	中木・低木剪定(円筒形)	100≦H<200	1回/年	3 本		
		中木・低木施肥	100≦H<200	1回/年	3 本	打ち込み式肥料	
	低木	客植剪定	低木	1回/年	18.2㎡		
		施肥(客植)	低木	1回/年	118.4㎡	固形肥料埋め込み	
	芝生	施肥		2回/年 211.0㎡×2回	422.0㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡	

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	植栽維持工　植木手入れ工位置図		
作成年月	平成２５年　９月		
縮尺	図示	図面番号	9/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

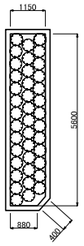

①植樹桝 1:100

植栽維持管理詳細 ①植樹桝 サツキ

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
低木	寄植剪定	低木	1回/年	8.6㎡	
	施肥(寄植)	低木	1回/年	8.6㎡	固形肥料埋め込み

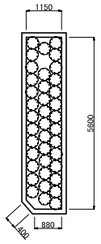

②植樹桝 1:100

植栽維持管理詳細 ②植樹桝 サツキ

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
低木	寄植剪定	低木	1回/年	6.4㎡	
	施肥(寄植)	低木	1回/年	6.4㎡	固形肥料埋め込み

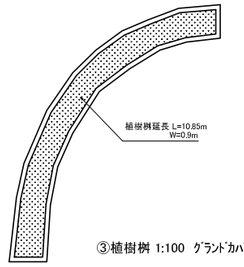

③植樹桝 1:100 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ

植栽維持管理詳細 ③植樹桝 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ(タイム ロンギカウリス)

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
ｸﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰ	除草(抜根除草)	植え込み地	2回/年 9.7㎡×2回	19.4㎡	
プランツ	施肥		1回/年	9.7㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡

⑧エリア 休憩広場 1:100 芝地135.9㎡
高木 7本、中木2本、低木180株

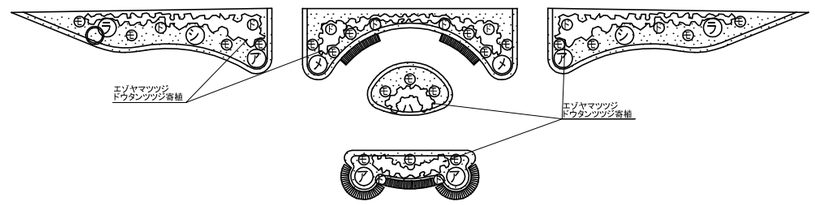

⑨エリア 現況樹木一覧表

	樹種	規格 H	W	C	本数
⑤	モンタナハイマツ	–	–	0.3	20
⑥	ハウチワカエデ	3.0	–	1.5	2
⑦	ライラック	1.2	–	0.8	2
⑧	ドウダンツツジ	0.6	–	–	10
	エゾヤマツツジ	0.6	–	–	75
	エゾムラサキツツジ	0.6	–	–	75
⑨	ハルニレ	5.0	0.35	–	1
⑦	シラカバ	5.0	0.21	–	1
⑦	シラカバ	5.0	0.20	–	1
⑦	アカエゾマツ	3.5	0.15	–	1
⑦	アカエゾマツ	3.0	0.13	–	1
⑦	アカエゾマツ	3.0	0.13	–	1
⑦	アカエゾマツ	3.0	0.12	–	1

植栽維持管理詳細 ⑨エリア

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
芝生	施肥		2回/年 135.9㎡×2回	271.8㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡
低木	寄植剪定	低木	1回/年	12.8㎡	
	施肥(寄植)	低木	1回/年	12.8㎡	固形肥料埋め込み
中木	中木・低木剪定(円筒形)	100≦H<200	1回/年	2 本	
	中木・低木施肥	100≦H<200	1回/年	2 本	打ち込み式肥料
高木	高木剪定(夏期剪定)	C<60	1回/年	9 本	
	高木施肥	C<60	1回/年	9 本	打ち込み式肥料

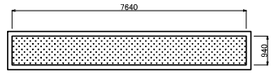

④植樹桝 1:100 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ 6.8㎡

植栽維持管理詳細 ④植樹桝 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
ｸﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰ	除草(抜根除草)	植え込み地	2回/年 6.8㎡×2回	13.6㎡	
プランツ	施肥		1回/年	6.8㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡

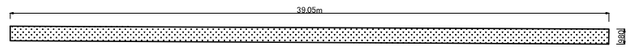

⑤植樹桝 1:200 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ 35.0㎡

植栽維持管理詳細 ⑤植樹桝 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
ｸﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰ	除草(抜根除草)	植え込み地	2回/年 35.0㎡×2回	70.0㎡	
プランツ	施肥		1回/年	35.0㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡

⑨植樹桝 1:400 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ43.5㎡

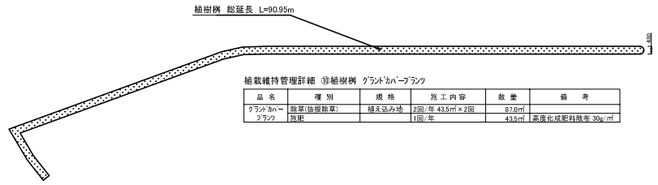

植栽維持管理詳細 ⑨植樹桝 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
ｸﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰ	除草(抜根除草)	植え込み地	2回/年 43.5㎡×2回	87.0㎡	
プランツ	施肥		1回/年	43.5㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡

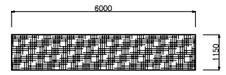

⑩植樹桝 1:100 ハマナス6.9㎡

植栽維持管理詳細

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
中木	寄植剪定	中木	1回/年	21.2㎡	樹高1.0m内外に刈込剪定

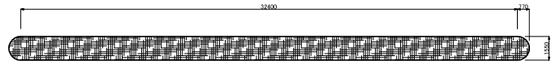

⑪植樹桝 1:200 ハマナス52.1㎡

植栽維持管理詳細

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
中木	寄植剪定	中木	1回/年	121.7㎡	樹高1.0m内外に刈込剪定

⑫テニスコート周辺植栽 カイズカイブキ75本

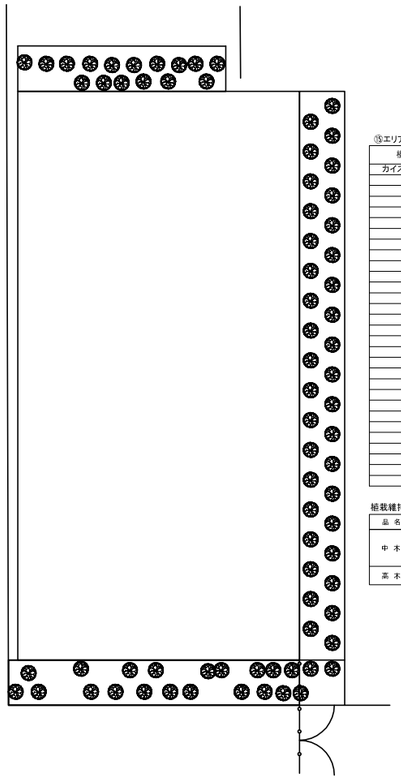

⑤エリア 現況樹木一覧表

樹種	規格 H	W	C	本数
カイズカイブキ	4.5	–	1.2	3
〃	4.5	–	1.0	2
〃	4.5	–	0.9	2
〃	4.0	–	1.2	1
〃	4.0	–	1.0	4
〃	4.0	–	0.9	5
〃	4.0	–	0.8	2
〃	4.0	–	0.7	1
〃	3.5	–	1.5	1
〃	3.5	–	1.2	1
〃	3.5	–	1.0	6
〃	3.5	–	0.9	4
〃	3.5	–	0.8	4
〃	3.5	–	0.7	4
〃	3.0	–	1.3	2
〃	3.0	–	1.2	1
〃	3.0	–	1.1	5
〃	3.0	–	1.0	2
〃	3.0	–	0.9	2
〃	3.0	–	0.8	4
〃	3.0	–	0.7	2
〃	2.5	–	1.0	2
〃	2.5	–	0.9	4
〃	2.5	–	0.8	4
〃	2.0	–	1.0	1
〃	2.0	–	0.9	1
〃	2.0	–	0.8	2
〃	2.0	–	0.6	1
〃	1.5	–	0.4	1
〃	1.2	–	0.5	1

植栽維持管理詳細

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
中木	中木・低木剪定(円筒形)	100≦H<200	1回/年	2 本	
	中木・低木施肥	100≦H<200	1回/年	2 本	打ち込み式肥料
	中木・低木剪定(円筒形)	200≦H<300	1回/年	15 本	
	中木・低木施肥	200≦H<300	1回/年	15 本	打ち込み式肥料
高木	高木剪定(夏期剪定)	C<60	1回/年	58 本	
	高木施肥	C<60	1回/年	58 本	打ち込み式肥料

⑥エリア 1:400 草地423.1㎡
高木 15本、中低木7本

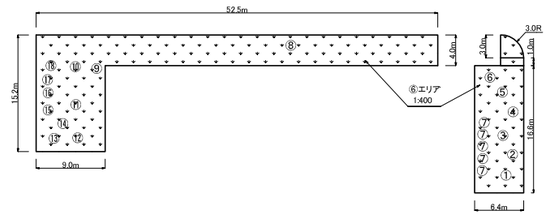

⑥エリア 現況樹木一覧表

	樹種	規格 H	W	C	本数
1	ハウチワカエデ	3.0	–	–	1
2	クロマツ	5.0	0.60	–	1
3	ケヤキ	5.0	0.48	–	1
4	クロマツ	4.5	0.40	–	1
5	ケヤキ	5.0	0.67	–	1
6	ヤチダモ	7.0	0.43	–	1
7	イボタ	1.7	–	–	5
8	イタヤカエデ	4.5	0.38	–	1
9	ケヤキ	5.0	0.60	–	1
10	クロマツ	3.0	0.35	–	1
11	オンコ	1.5	–	2.6	1
12	オンコ	1.8	–	2.0	1
13	ハウチワカエデ	3.0	0.25	–	1
14	ハウチワカエデ	3.0	0.29	–	1
15	ハウチワカエデ	3.0	0.20	–	1
16	イタヤカエデ	7.0	0.36	–	1
17	イタヤカエデ	7.0	0.49	–	1
18	イタヤカエデ	7.0	0.53	–	1

植栽維持管理詳細 ⑥エリア

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
低木	中木・低木剪定(円筒形)	100≦H<200	1回/年	7 本	
	中木・低木施肥	100≦H<200	1回/年	7 本	打ち込み式肥料
高木	高木剪定(夏期剪定)	C<60	1回/年	12 本	
	高木施肥	C<60	1回/年	12 本	打ち込み式肥料
高木	高木剪定(夏期剪定)	60≦C<120	1回/年	3 本	
	高木施肥	60≦C<120	1回/年	3 本	打ち込み式肥料

⑦植樹桝 タクシープール分離帯 1:400 芝地100.4㎡

植栽維持管理詳細 ⑦植樹桝 芝生

品名	種別	規格	施工内容	数量	備考
芝生	施肥		2回/年 100.4㎡×2回	200.8㎡	高度化成肥料散布 30g/㎡

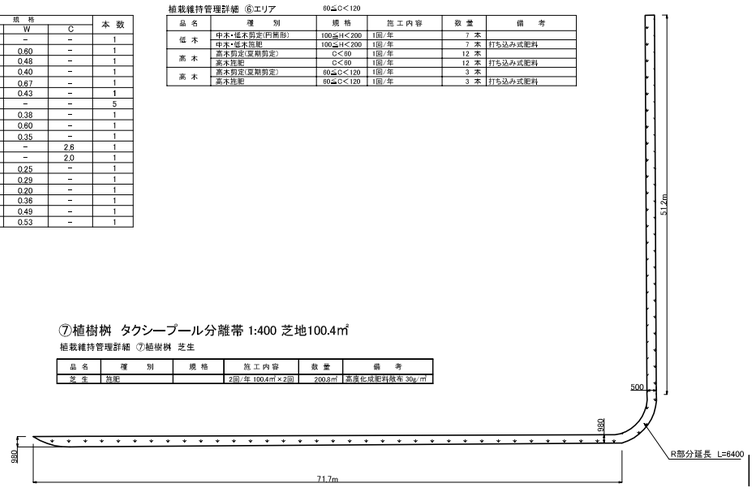

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	植栽維持工 植木手入れ工詳細図		
作成年月	平成２５年 ９月		
縮尺	図示	図面番号	10/38
会社名			
事業者名	国土交通省 東京航空局		

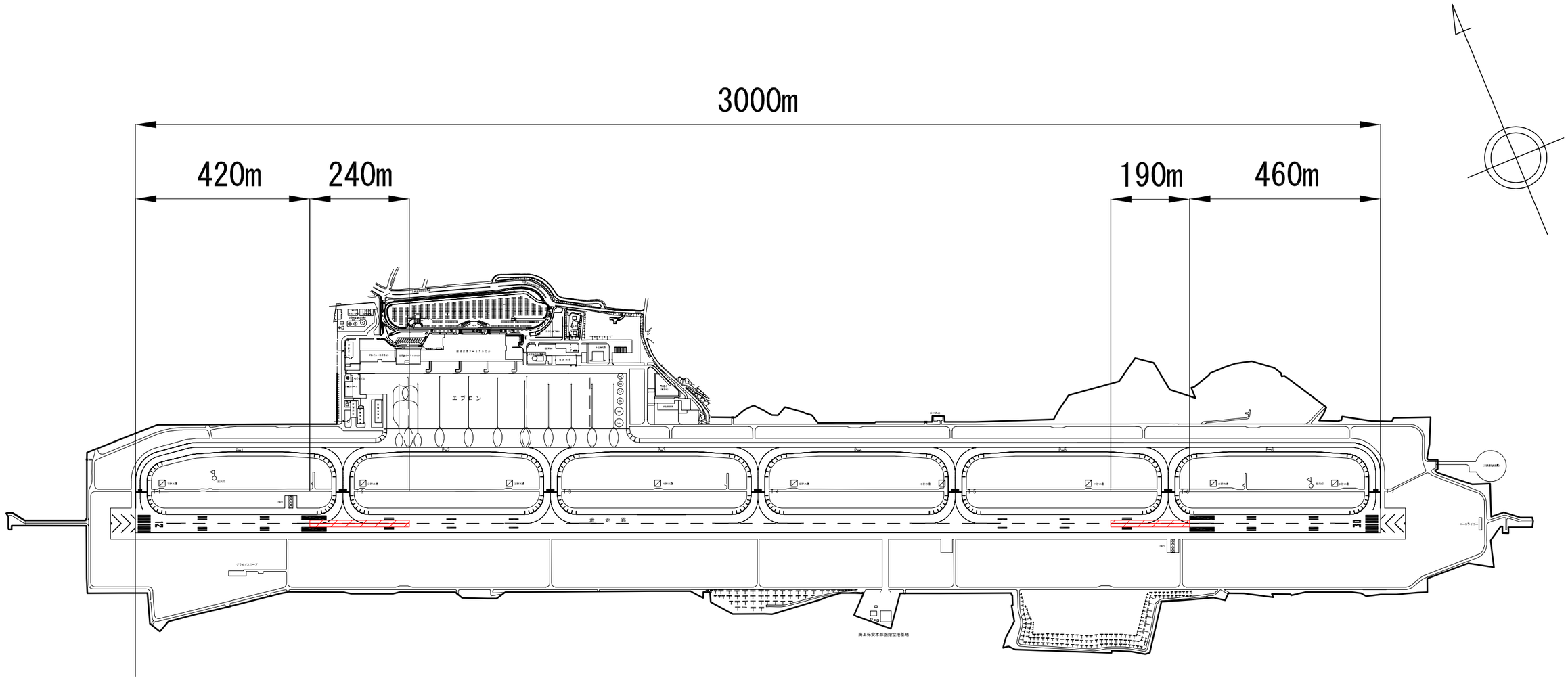

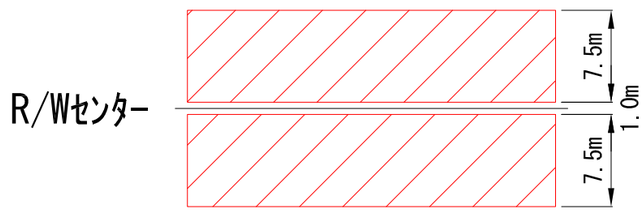

詳　細　図

ゴム除去施工箇所

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	ゴム除去工		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	11/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

優　先　順　位

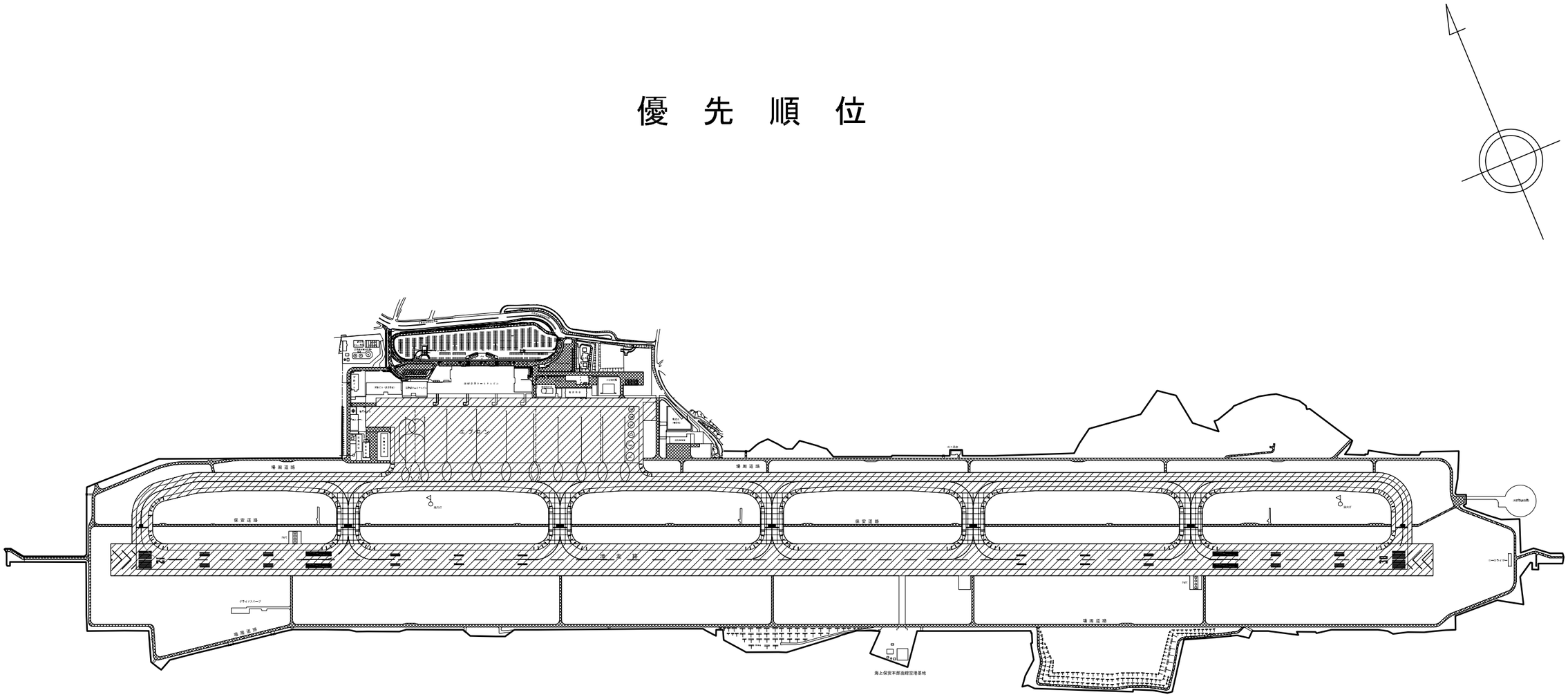

凡	例	
	第一優先区域	滑走路, 誘導路, エプロン
	第二優先区域	誘導路の一部
	第三優先区域	道路駐車場等

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	除雪工　優先順位図		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	12/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

スイーパ除雪

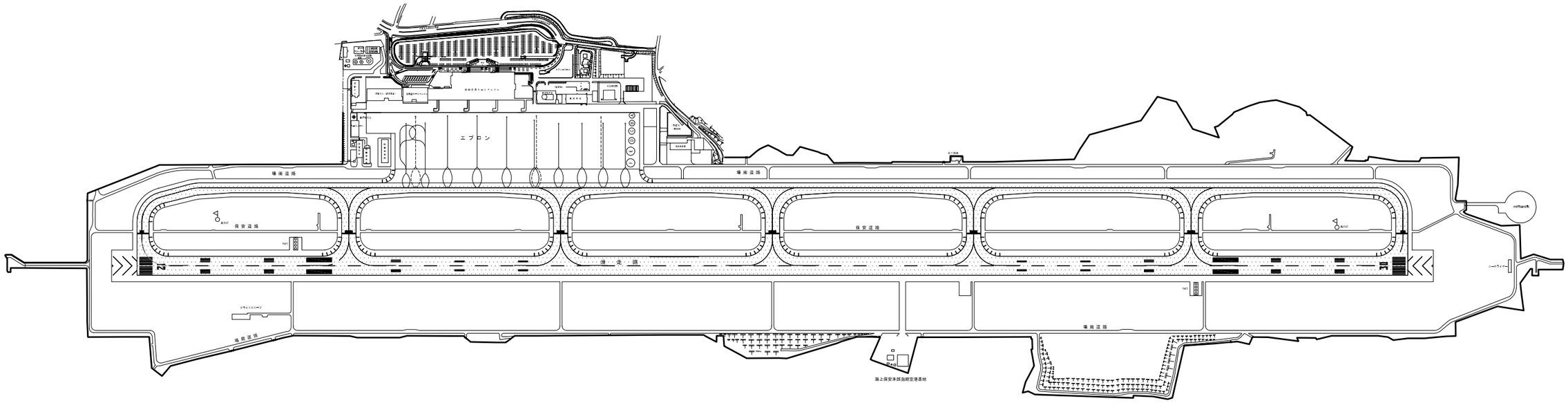

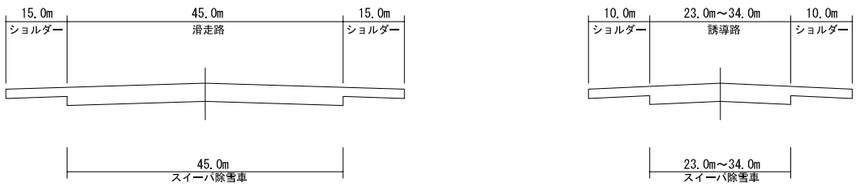

スイーパ 除雪　　標準図

凡　　例	
	スイーパ 除雪車

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	除雪工　スイーパ除雪		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	13/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

プラウ除雪及び道路除雪

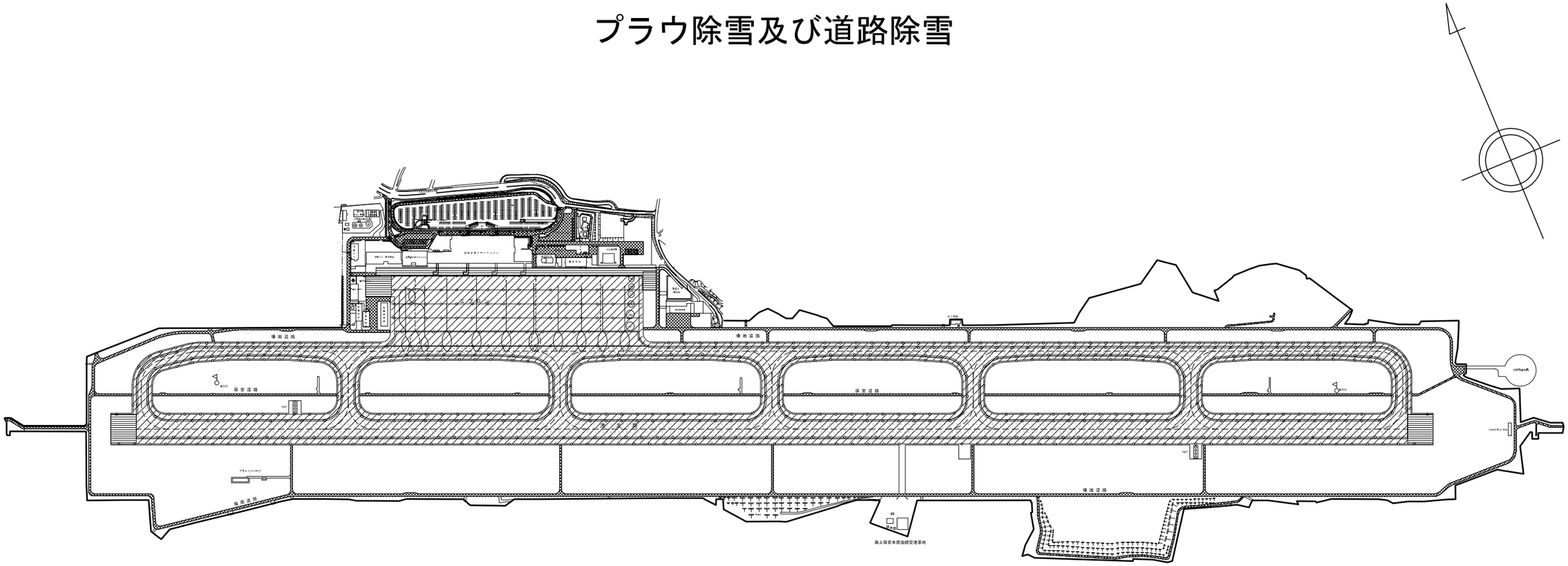

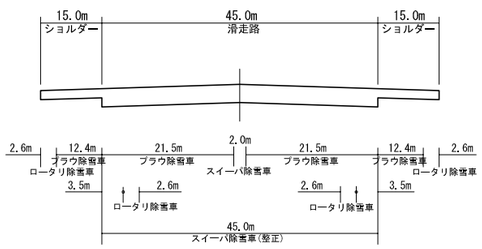

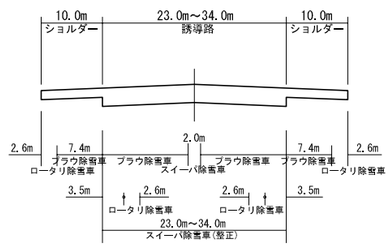

プラウ除雪標準図

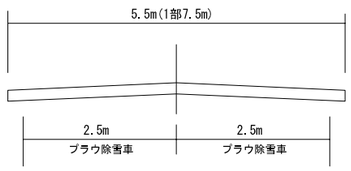

場周道路除雪標準図

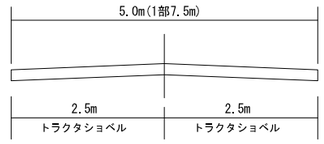

場週道路及び保安道路除雪標準図

凡　　例	
―○―	ロータリ除雪車
-----	スイーパ除雪車(滑走路・誘導路中心幅 2.0m)
	スイーパ除雪車
	プラウ除雪車
	トラクタショベル
	道路除雪(トラクタショベル)

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	除雪工　プラウ除雪及び道路除雪		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	14/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

氷　盤　処　理

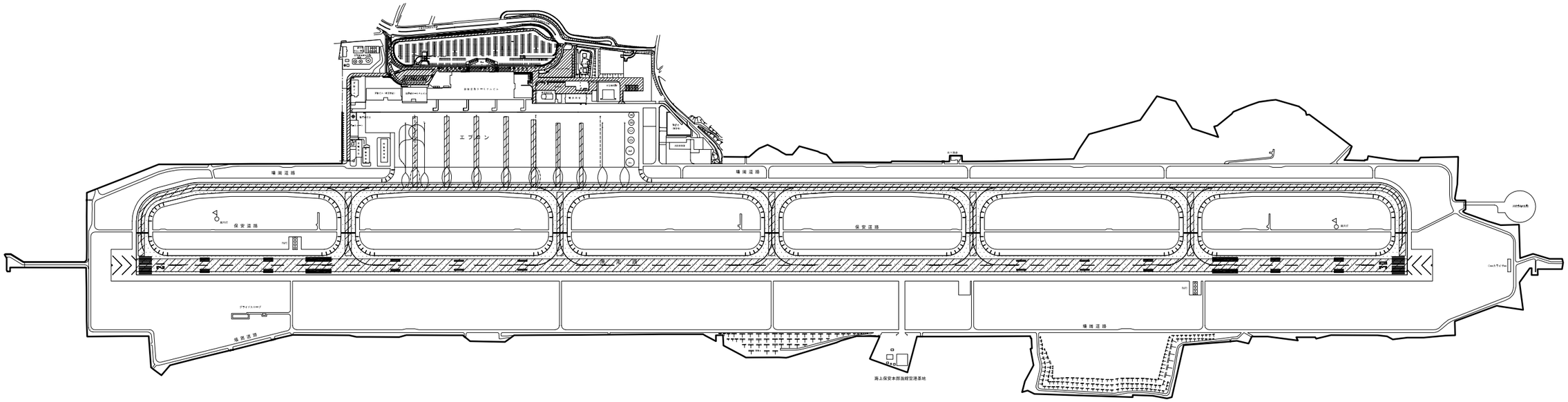

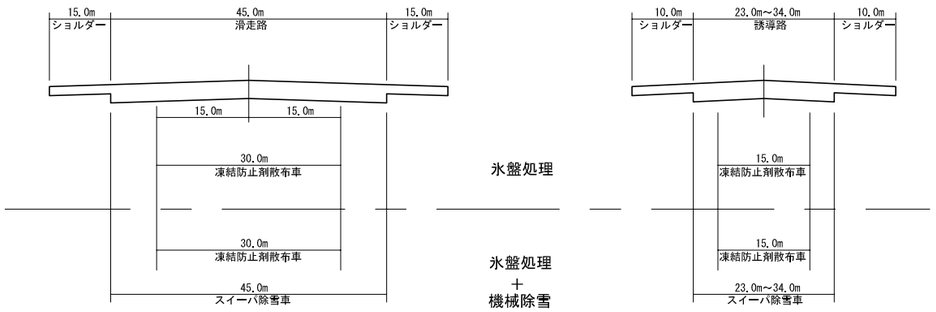

氷盤処理標準図

凡　　例	
▨	凍結防止剤散布車
⋯	スイーパ 除雪車

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	除雪工　氷盤処理		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　尺	図示	図面番号	15/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

雪 堤 除 去

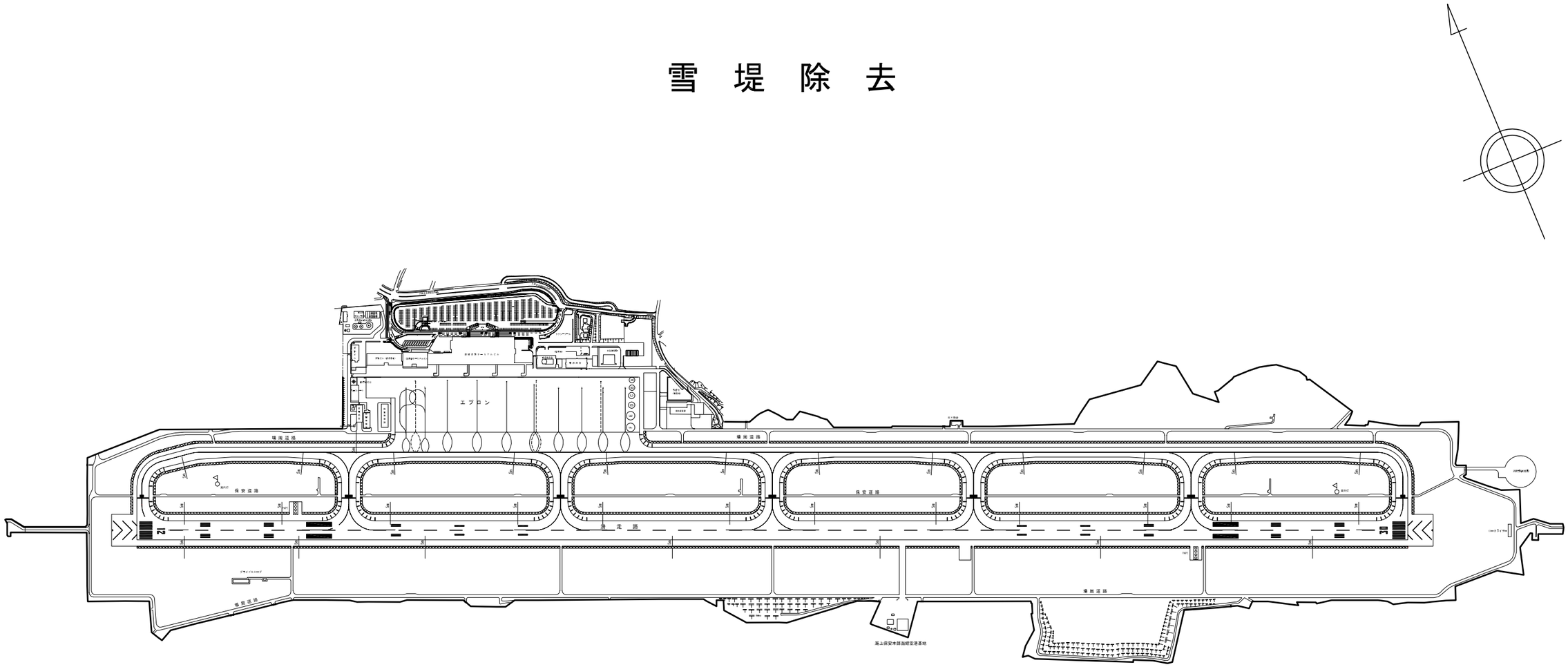

雪堤除去標準図

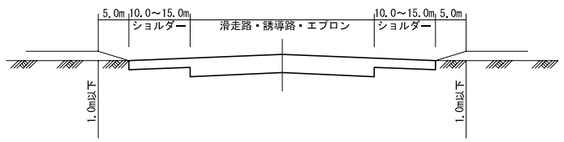

凡	例
▩	雪堤除去(湿地ブルドーザ)

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	除雪工　雪堤除去		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	16/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

人　力　除　雪

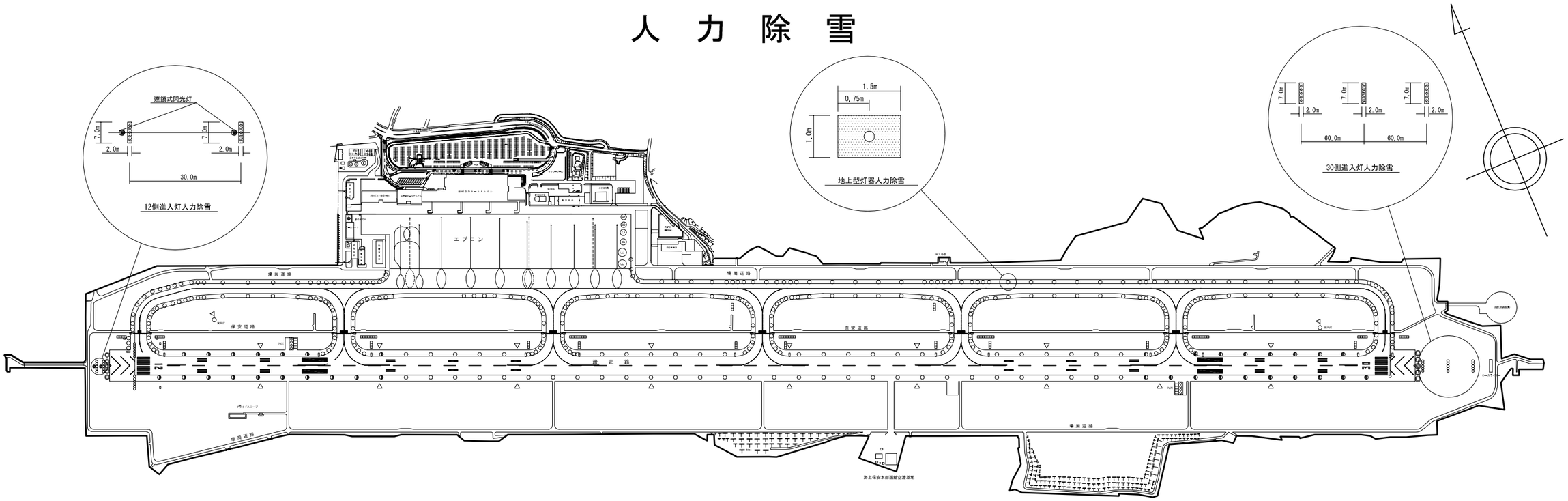

滑走路末端12側灯器人力除雪

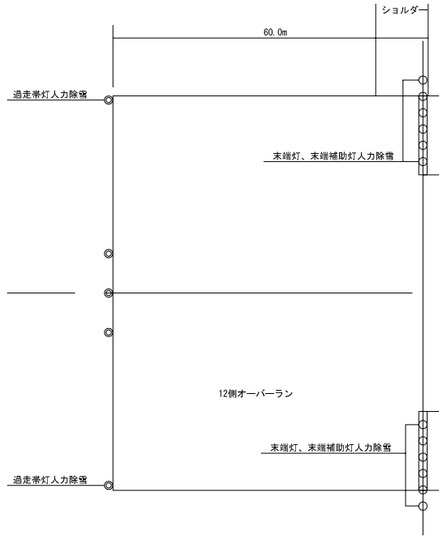

滑走路末端30側灯器人力除雪

風向灯人力除雪

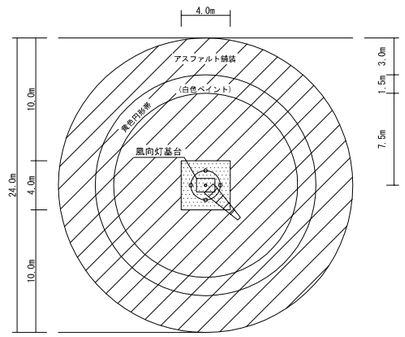

※　斜線の部分は、機械除雪（トラクタショベル）

ＰＡＰＩ人力除雪

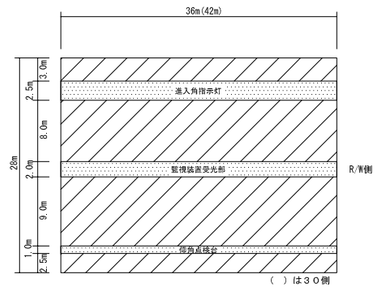

※　斜線の部分は、機械除雪（トラクタショベル）

滑走路距離灯人力除雪

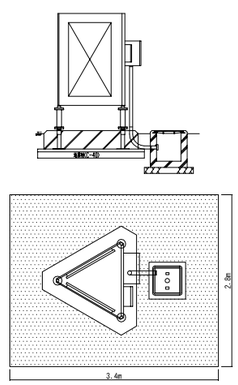

人力除雪

誘導案内灯人力除雪

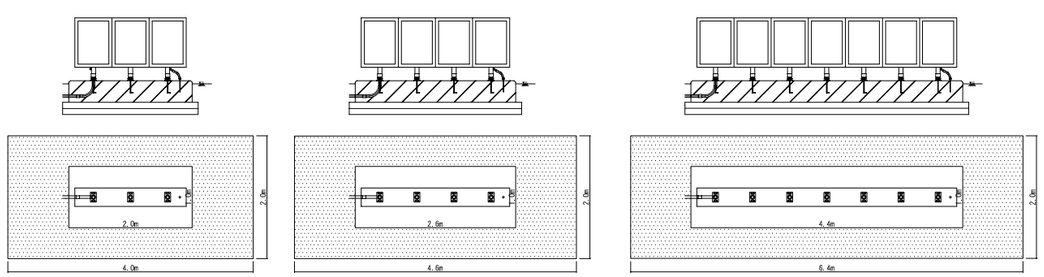

航空機検知センサー人力除雪

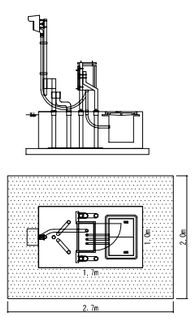

※　検知センサーから舗装帯側には雪堤を作らないように除雪すること。

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	除雪工　人力除雪		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	17/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

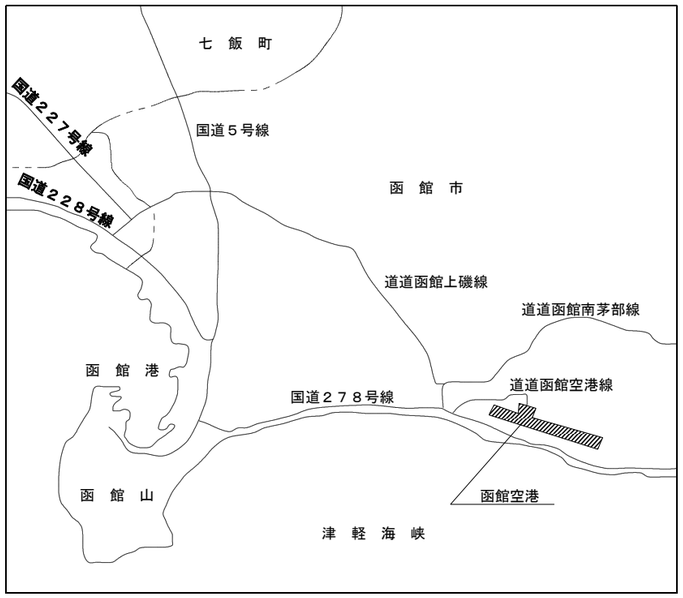

案　内　図

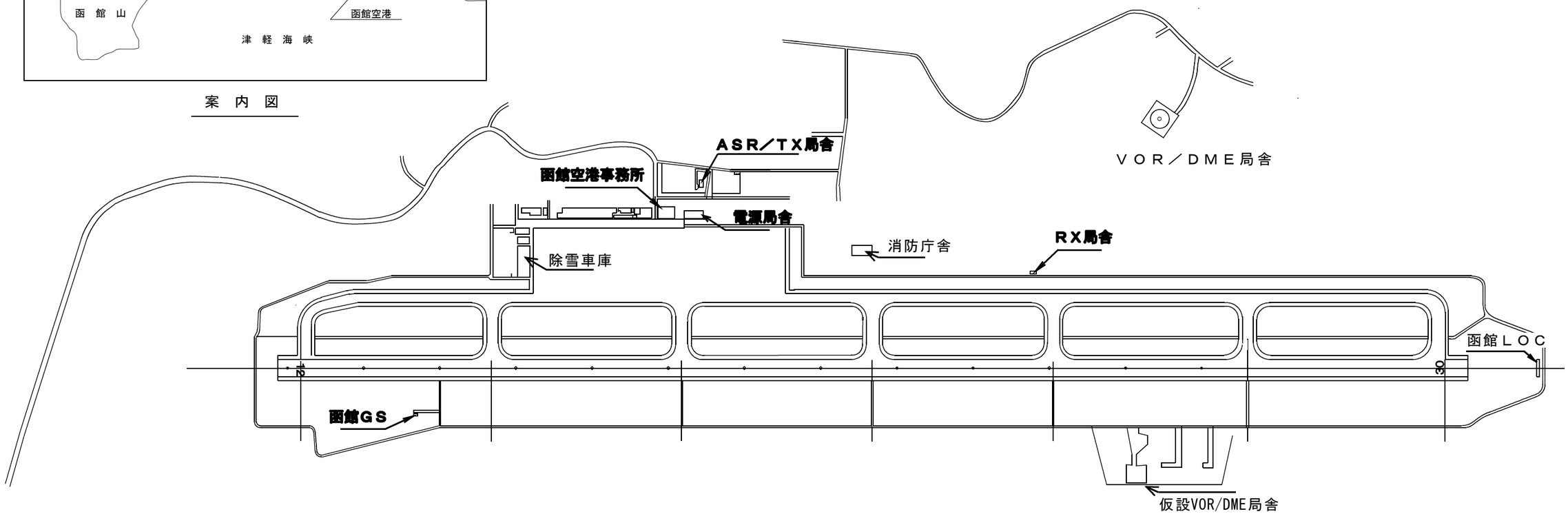

位　置　図

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	無線施設除雪工　案内図・位置図		
作成年月	平成２５年９月		
縮　　尺	図示	図番番号	18/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

R／W方向

機械除雪範囲

人力除雪範囲

雪堤除雪範囲

※　ＧＳ空中線、Ｔ－ＤＭＥ空中線、
セオドライト設置台、ハンドホールの
人力除雪はＧＳ　Ａ地区除雪時に行う。

	機械除雪	人力除雪
GS反射板	805.69㎡	25.83㎡
GS進入道路	350.78㎡	10.00㎡
雪堤除去	232.92㎡	-------
GS空中線	-------	14.44㎡
T－DME空中線	-------	-------
セオドライト設置台	-------	10.02㎡
ハンドホール	-------	13.08㎡

施　設　配　置　図

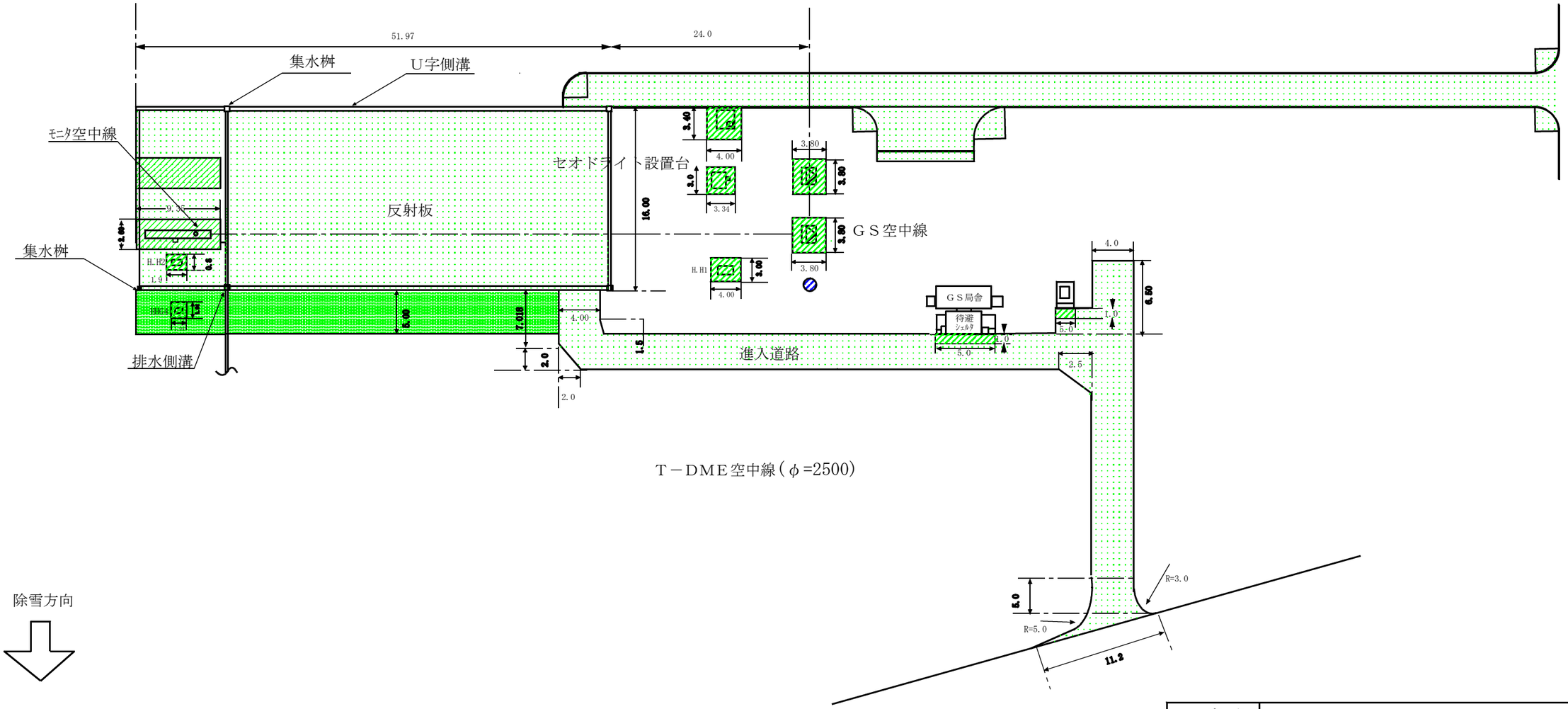

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	無線施設除雪工　ＧＳモニタ反射板進入道路除雪範囲		
作成年月	平成２５年９月		
縮尺	図示	図番番号	19/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

	除雪数量
機械除雪	10,236.26㎡
人力除雪	56.95㎡
雪堤除去	2,219.20㎡

機械除雪

雪堤除去

※　人力除雪は
積雪深計測標柱, 標識ポール、ＧＳ空中線、
Ｔ－ＤＭＥ空中線　　セオドライト設置台、ハンドホール

※　積雪深計測標柱、標識ポール周りは人力除雪
1.0㎡×１２本

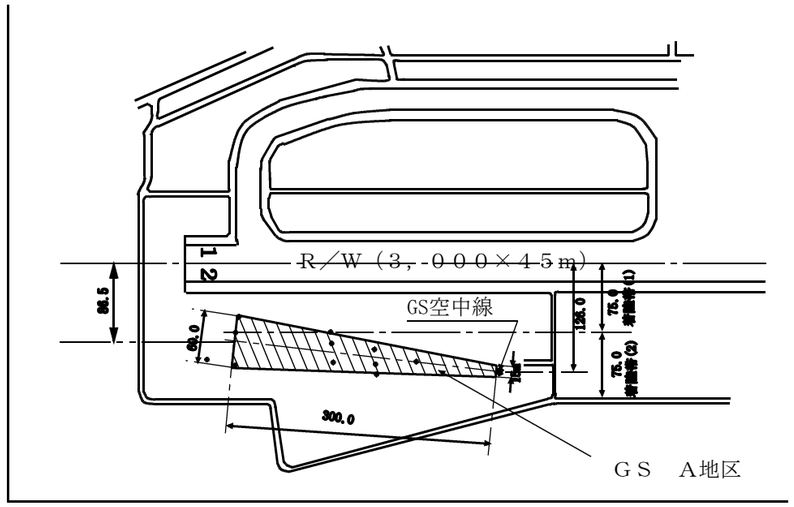

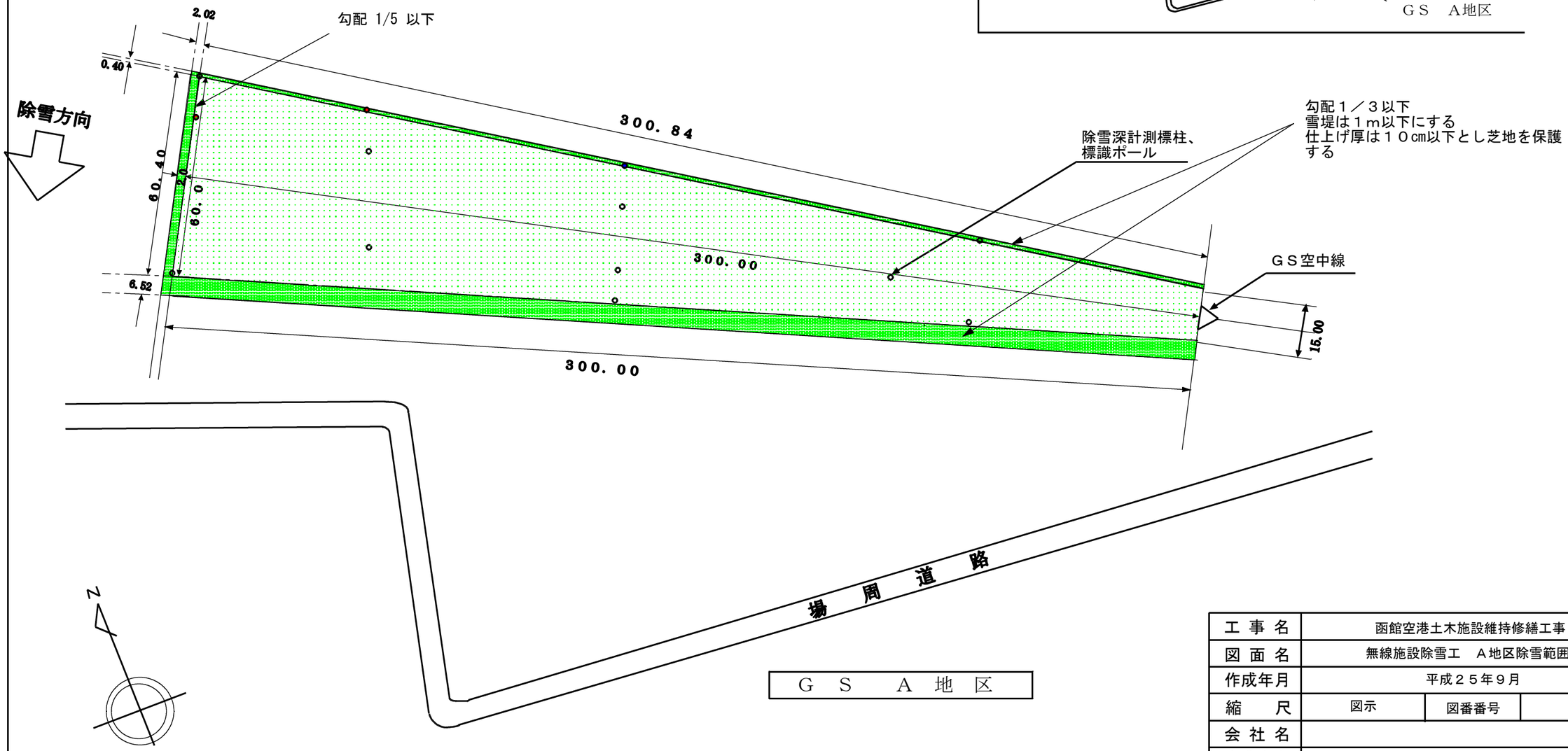

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	無線施設除雪工　Ａ地区除雪範囲		
作成年月	平成２５年９月		
縮　　尺	図示	図番番号	20/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

雪提は１ｍ以下にする
前方の勾配は１／５以下
側面の勾配は１／２以下
仕上げ厚は１０cm以下とし芝地を保護する

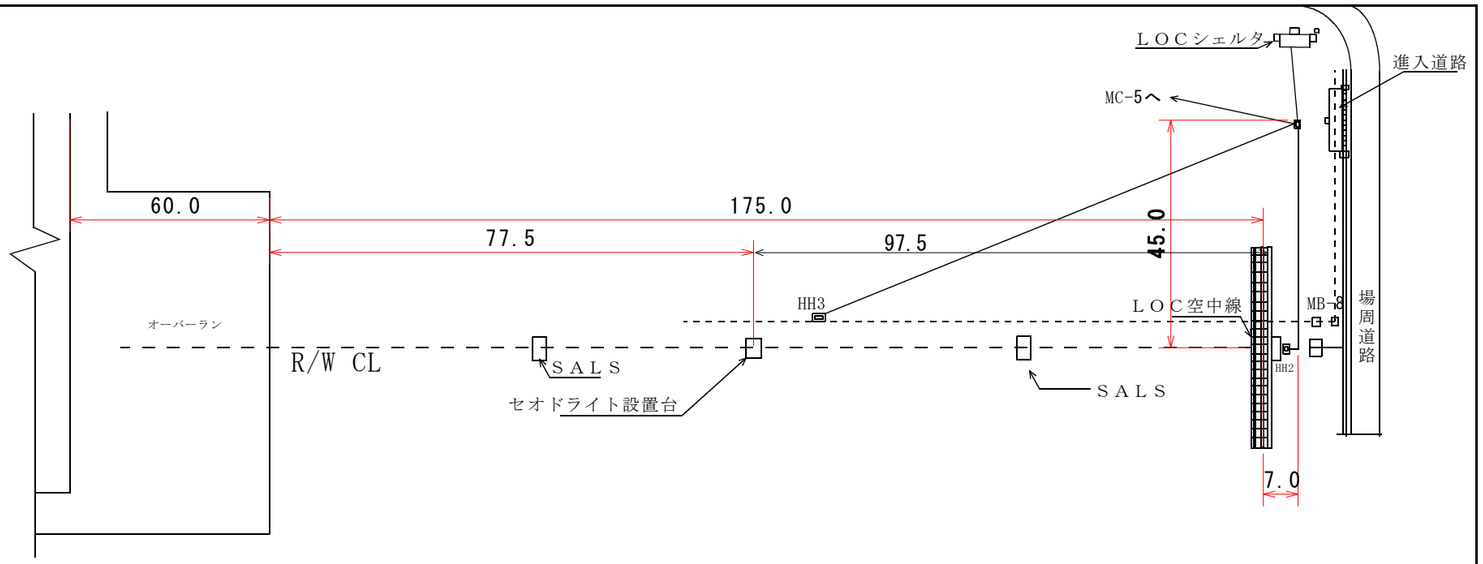

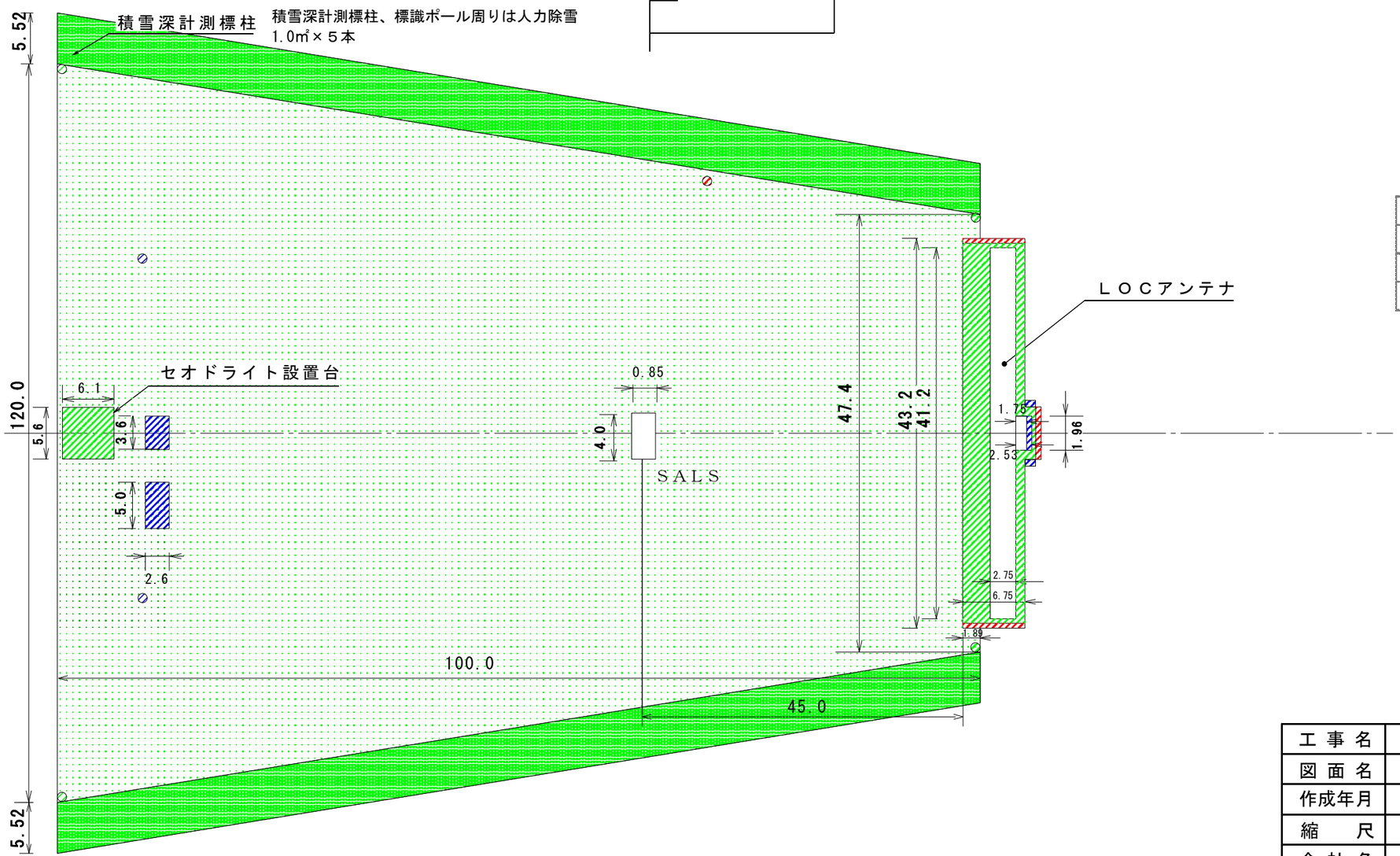

	除雪数量
機械除雪	8,250.79㎡
人力除雪	224.87㎡
雪堤除去	1,104.00㎡

機械除雪範囲
人力除雪範囲
雪堤除去範囲

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	無線施設除雪工　ＬＯＣ空中線前方域除雪範囲		
作成年月	平成２５年９月		
縮尺	図示	図番番号	21/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

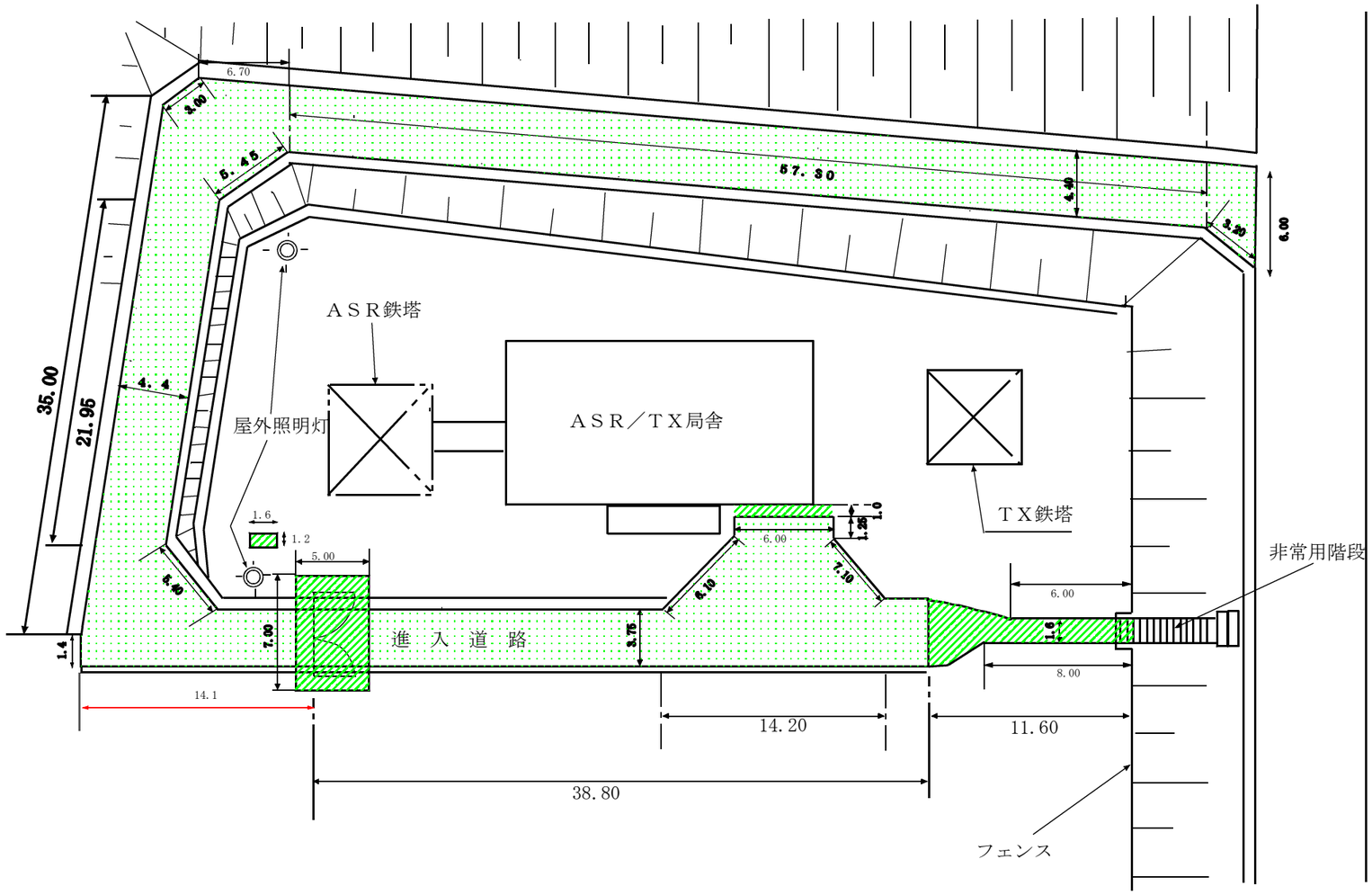

	除雪数量
機械除雪	689.84㎡
人力除雪	65.28㎡

機械除雪範囲

人力除雪範囲

※　門扉周囲は人力により開閉範囲及び門扉止めまで行う
局舎周囲等機械除雪が困難な範囲については人力により行う

施　設　配　置　図

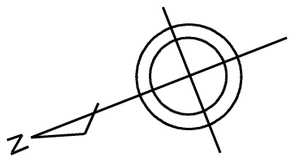

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	無線施設除雪工　ＡＳＲ／ＴＸ進入道路除雪範囲		
作成年月	平成２５年９月		
縮　　尺	図示	図番番号	22/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

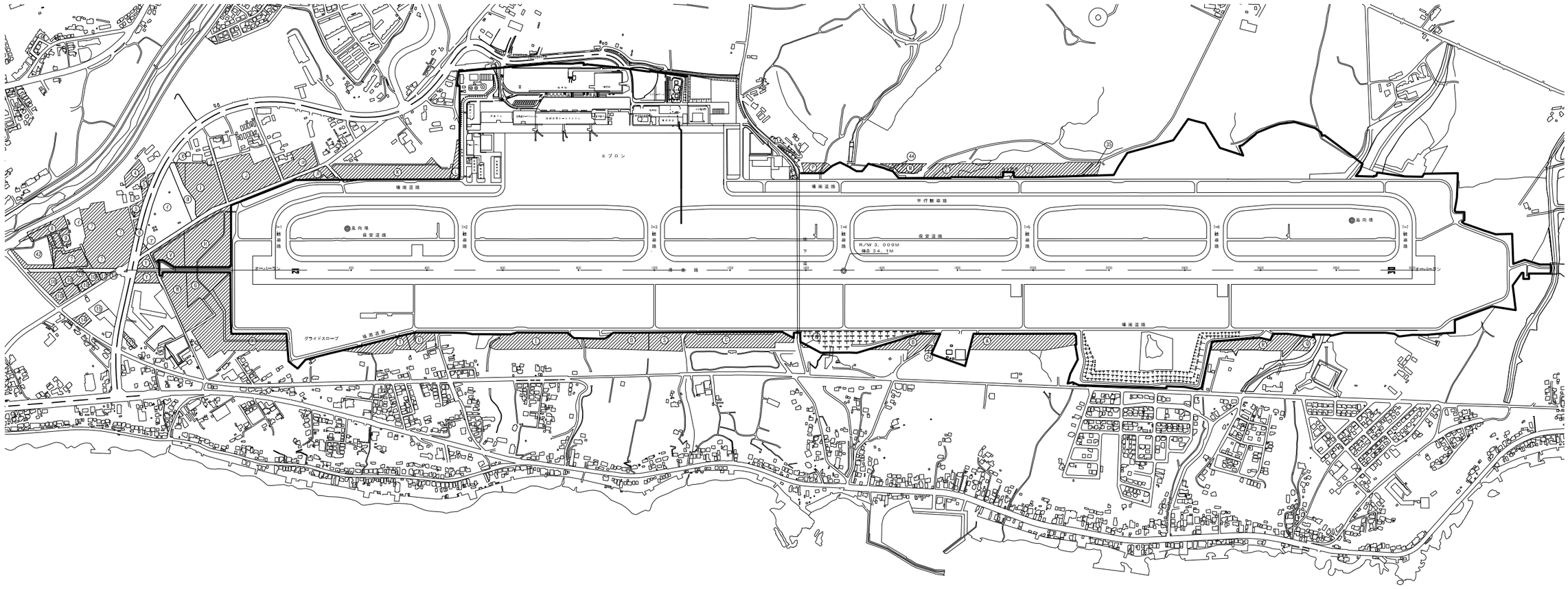

凡　例	
Ⓐ	緩衝緑地
①	移転跡地
㋑	一時使用地
跡地草刈表示	
	大型機械刈
	肩掛式機械刈
	小型機械刈

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等位置図		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	23/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

Ｂブロック

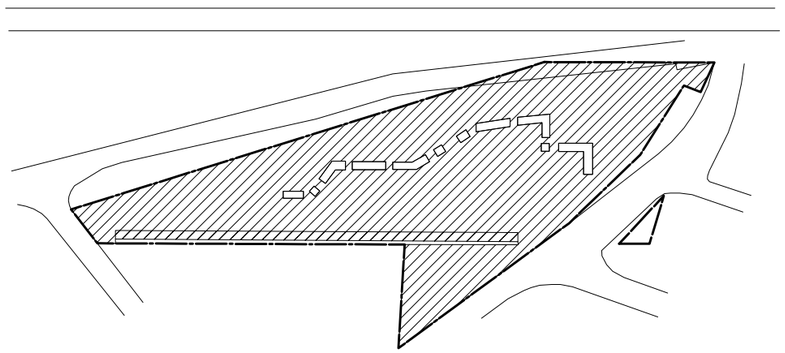

Ａブロック

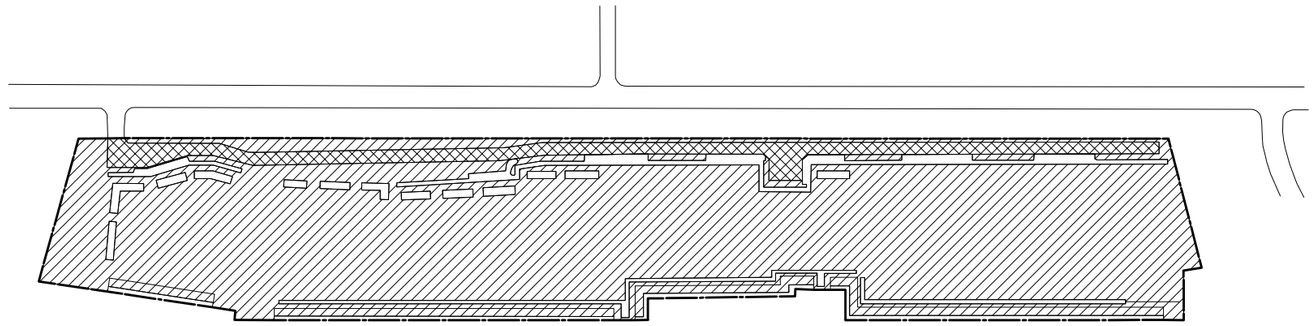

凡　　例	
――――	フェンス
	肩掛式機械刈
	小型機械刈
	抜　　草（寄せ植下）

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　草刈工、植木手入れ工Ａ・Ｂ		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	24/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

Ｔブロック

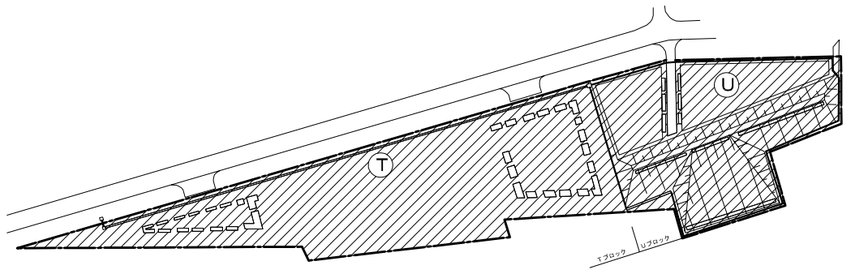

Ｕブロック

Ｅブロック

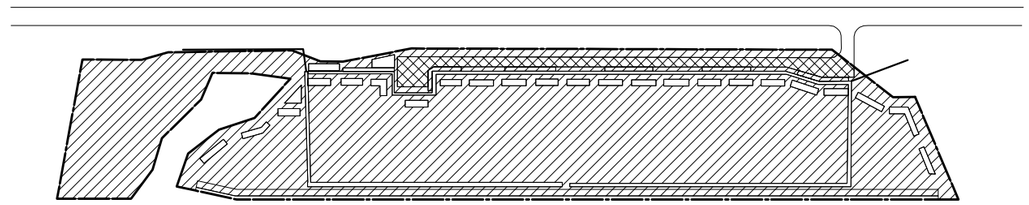

凡　　例	
―――	フェンス
	肩掛式機械刈
	小型機械刈
	抜　　草（寄せ植下）

Ｄブロック

Ｓブロック

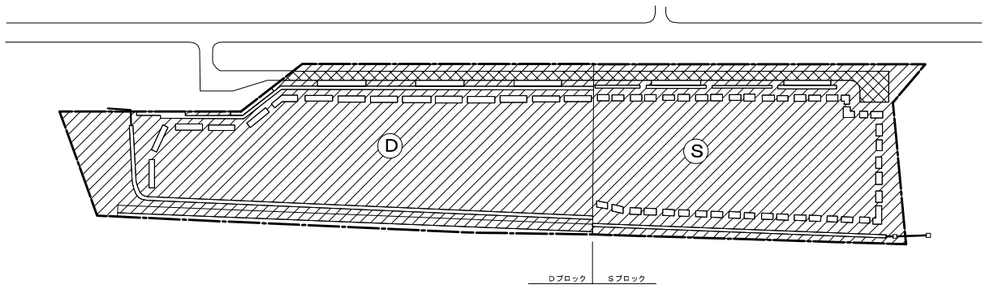

Ｃブロック

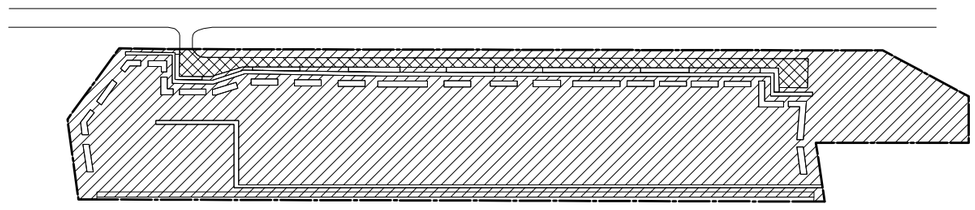

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　草刈工、植木手入れ工Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｓ・Ｔ・Ｕ		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	25/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

Lブロック

Kブロック

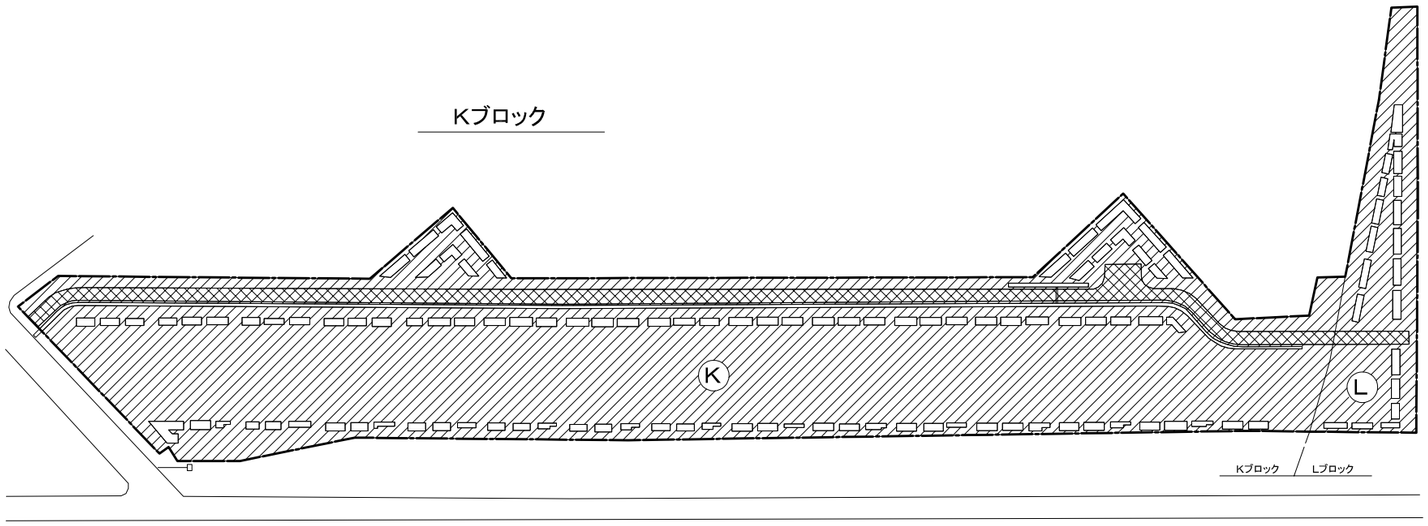

凡　例	
―――	フェンス
	肩掛式機械刈
	小型機械刈
	抜　草（寄せ植下）

Xブロック　　Iブロック

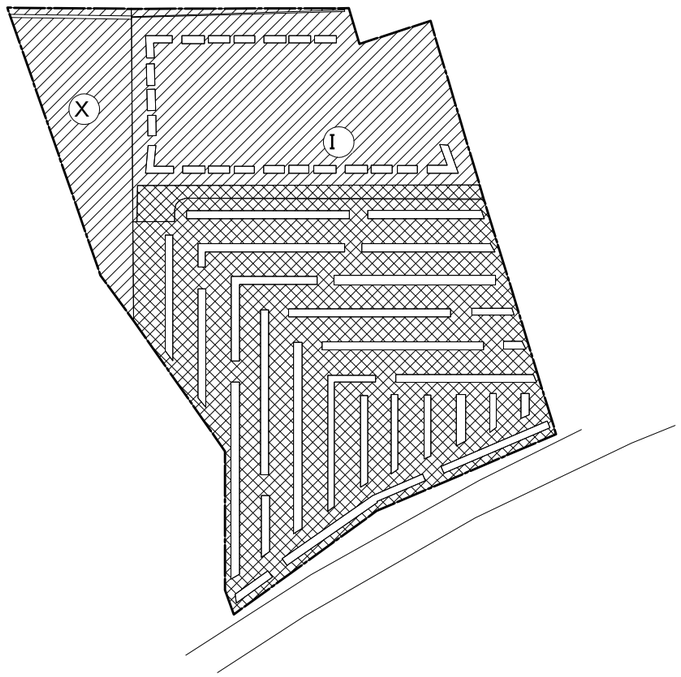

Jブロック

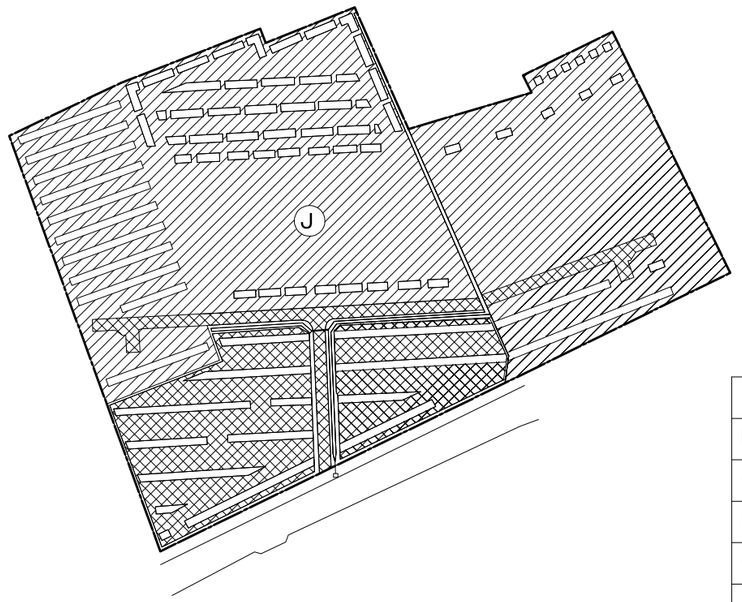

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　草刈工、植木手入れ工Ｉ・Ｊ・Ｋ・Ｌ・Ｘ		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	26/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

Mブロック

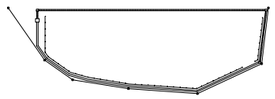

Rブロック

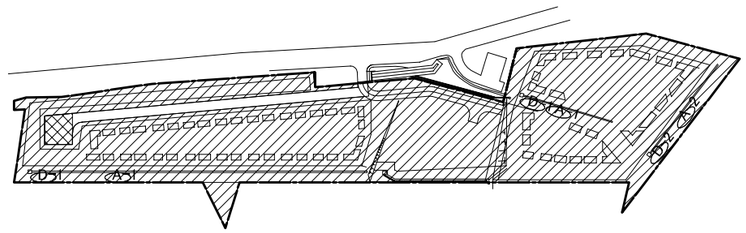

Pブロック

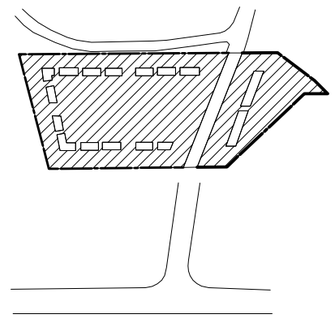

凡　例	
━━━━	フェンス
▨	肩掛式機械刈
▩	小型機械刈
□	抜　草（寄せ植下）

Zブロック

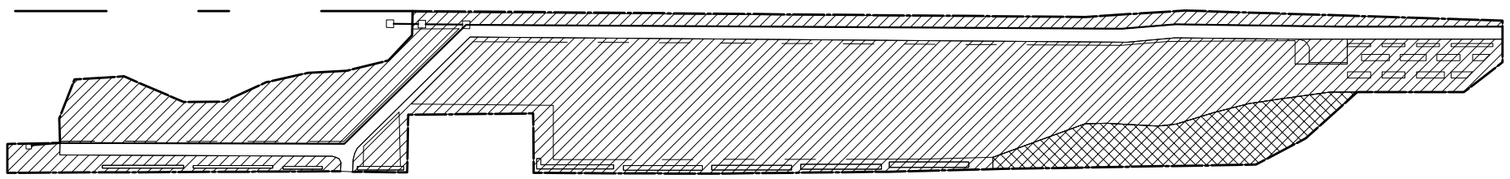

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　草刈工、植木手入れ工M・P・R・Z		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	27/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

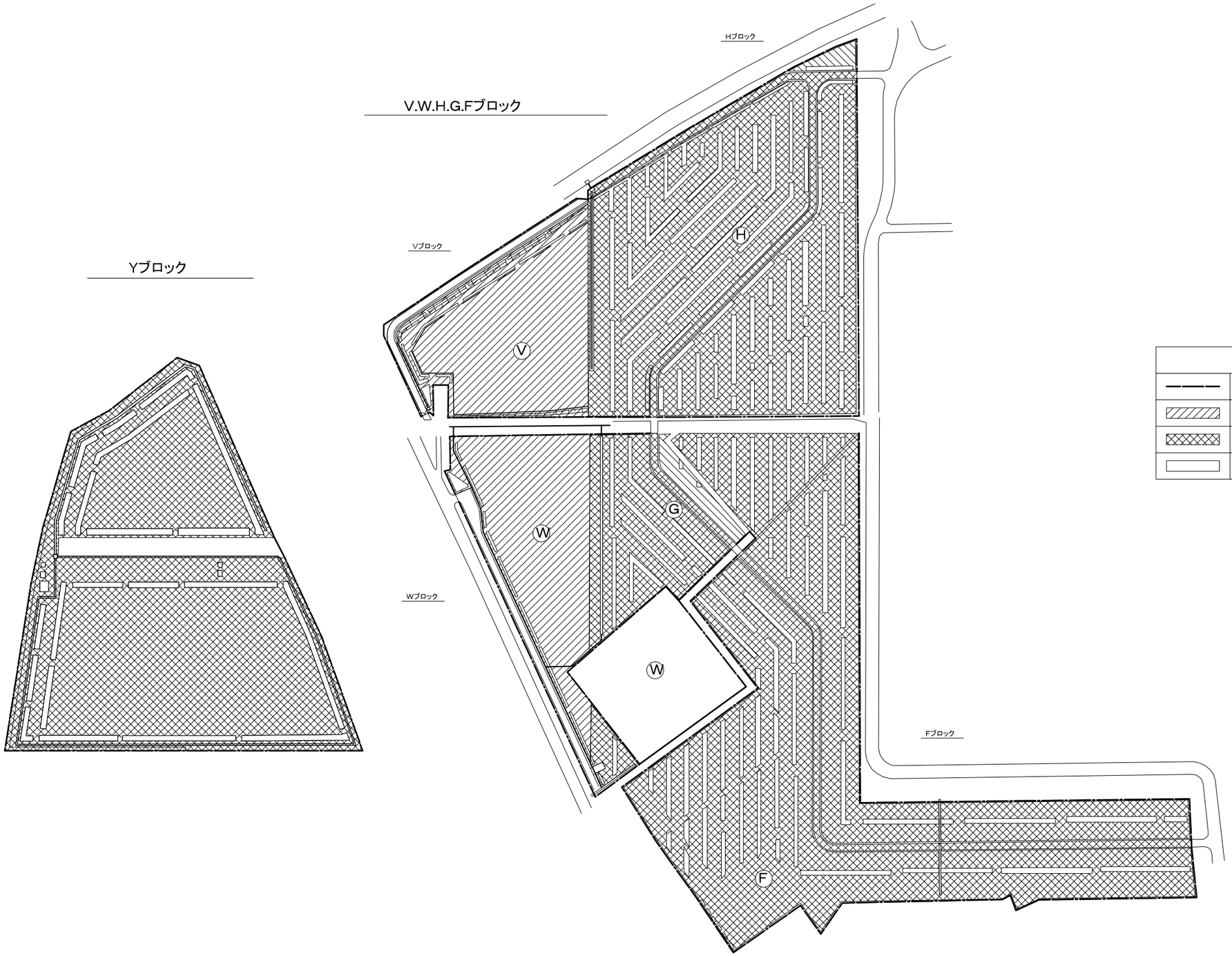

凡　例	
————	フェンス
	肩掛式機械刈
	小型機械刈
	抜　草（寄せ植下）

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　草刈工、植木手入れ工Ｆ・Ｇ・Ｈ・Ｖ・Ｗ・Ｙ		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	28/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

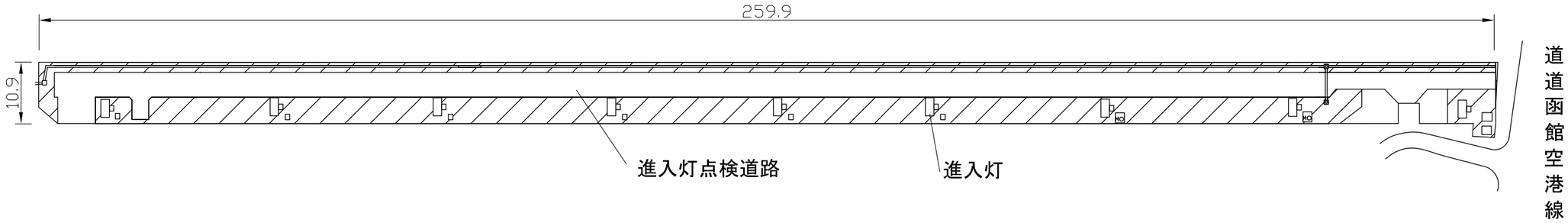

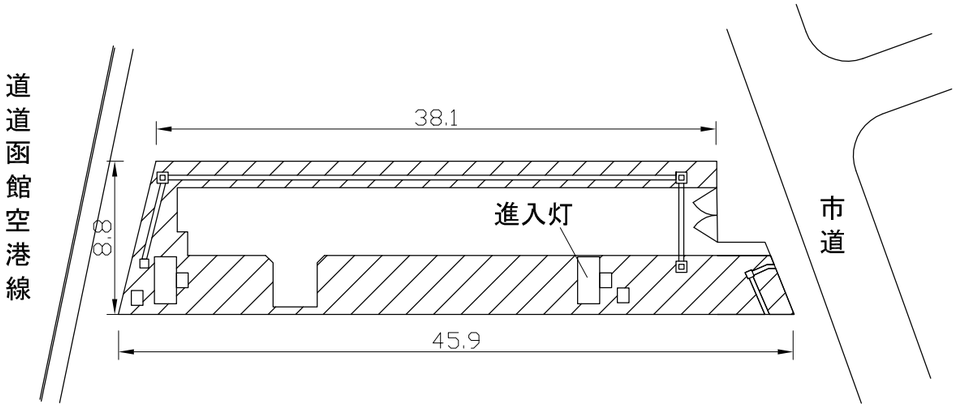

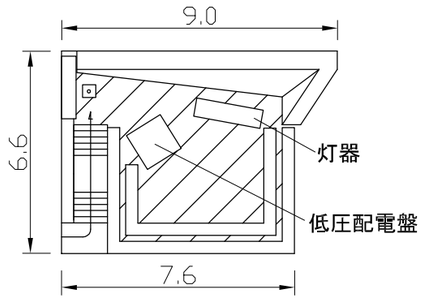

＜12側進入灯用地＞

作業種別	作業数量(年間)	作業回数
小型機械刈	2,200 ㎡	2 回
肩掛式機械刈	1,220 ㎡	2 回
開渠排水溝	300 m	1 回
有蓋排水溝	10 m	1 回
集水桝	8 個	1 回

12側進入灯用地平面図

AGL No.1

進入路指示灯用地平面図

＜進入路指示灯用地＞

作業種別	作業数量(年間)	作業回数
肩掛式機械刈	40 ㎡	2 回

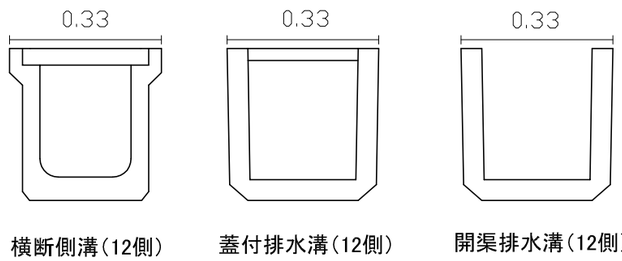

排水溝断面図

除草範囲

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	12側進入灯用地・進入路指示灯用地　平面図		
作成年月	平成２２年１１月		
縮　　尺	図示	図面番号	29/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

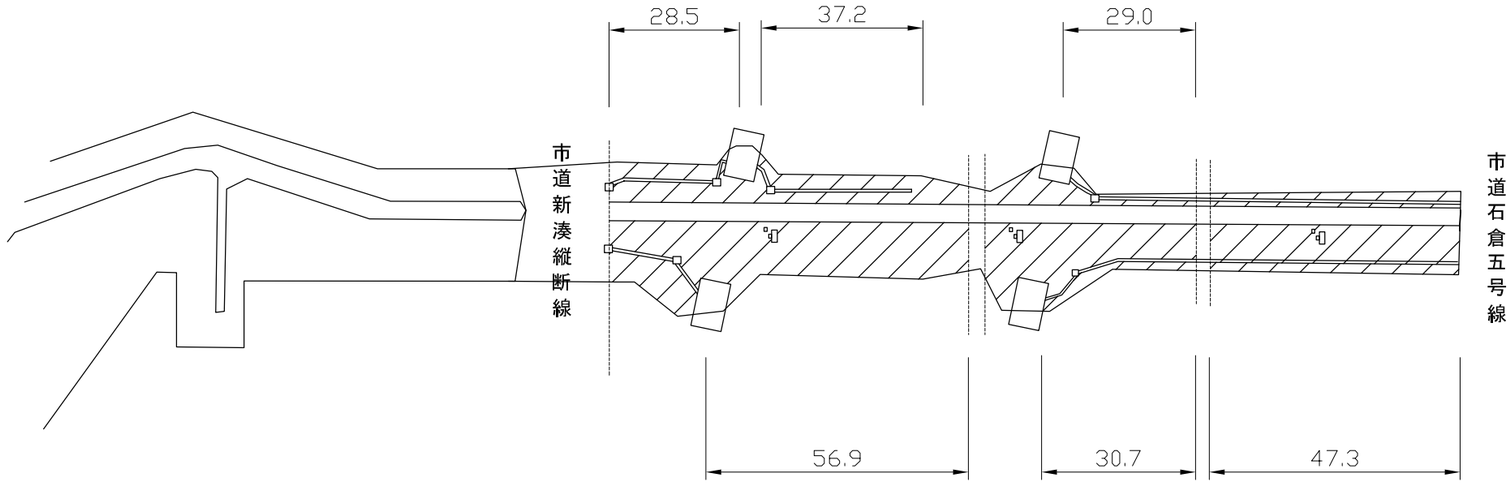

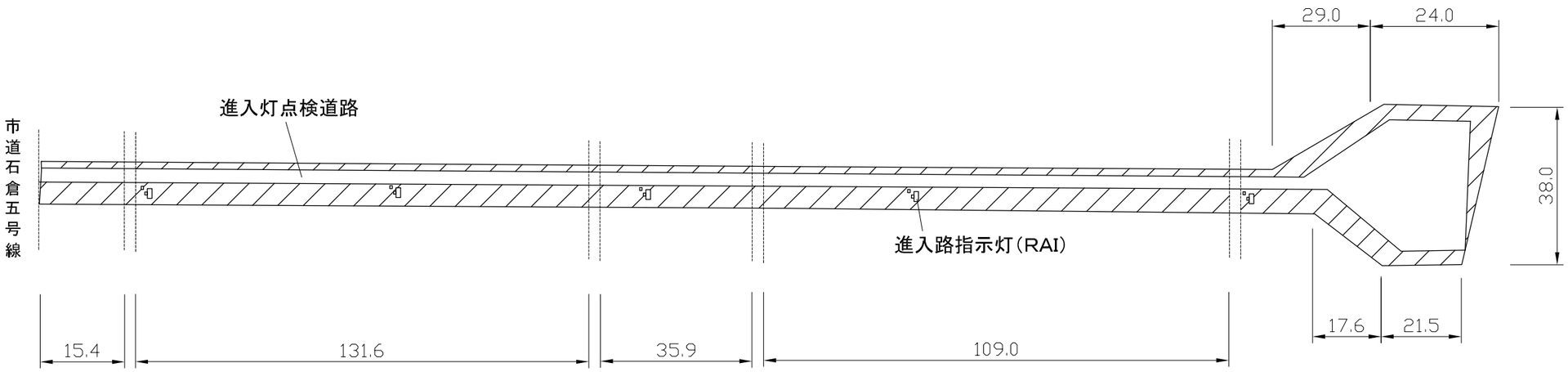

30側進入灯用地平面図

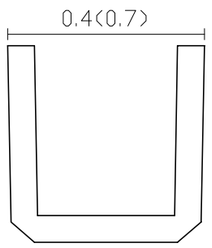

開渠排水溝(30側)

排水溝断面図

＜30側進入灯用地＞

作業種別	作業数量(年間)	作業回数
小型機械刈	4,800 ㎡	2 回
肩掛式機械刈	3,080 ㎡	2 回
開渠排水溝	290 m	1 回
集水桝	7 個	1 回

除草範囲

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	30側進入灯用地　平面図		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	30/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

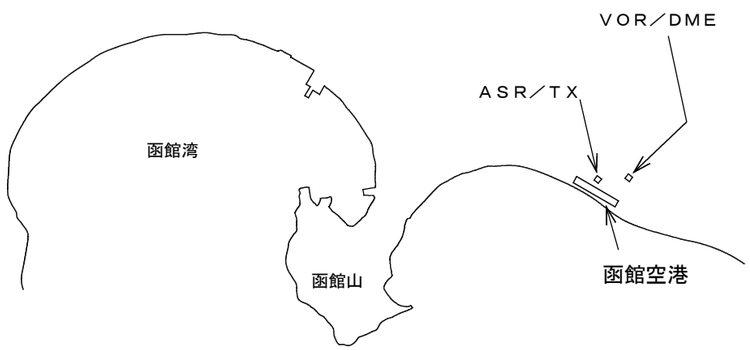

位置図

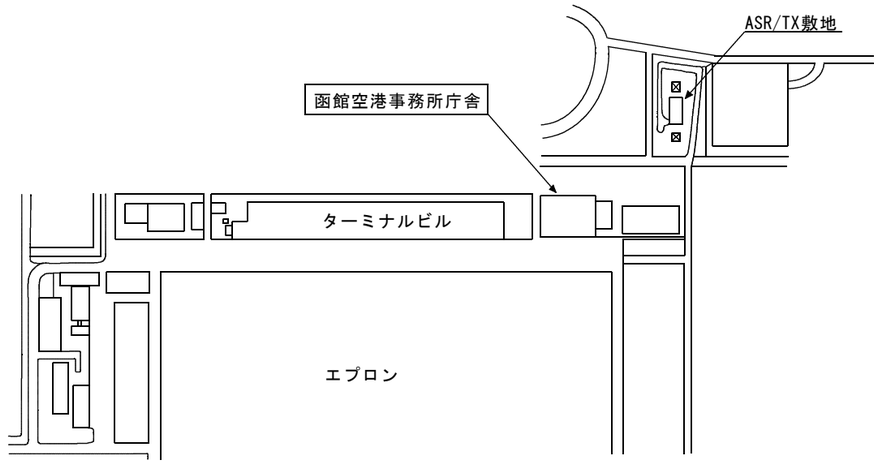

施設配置図（詳細）

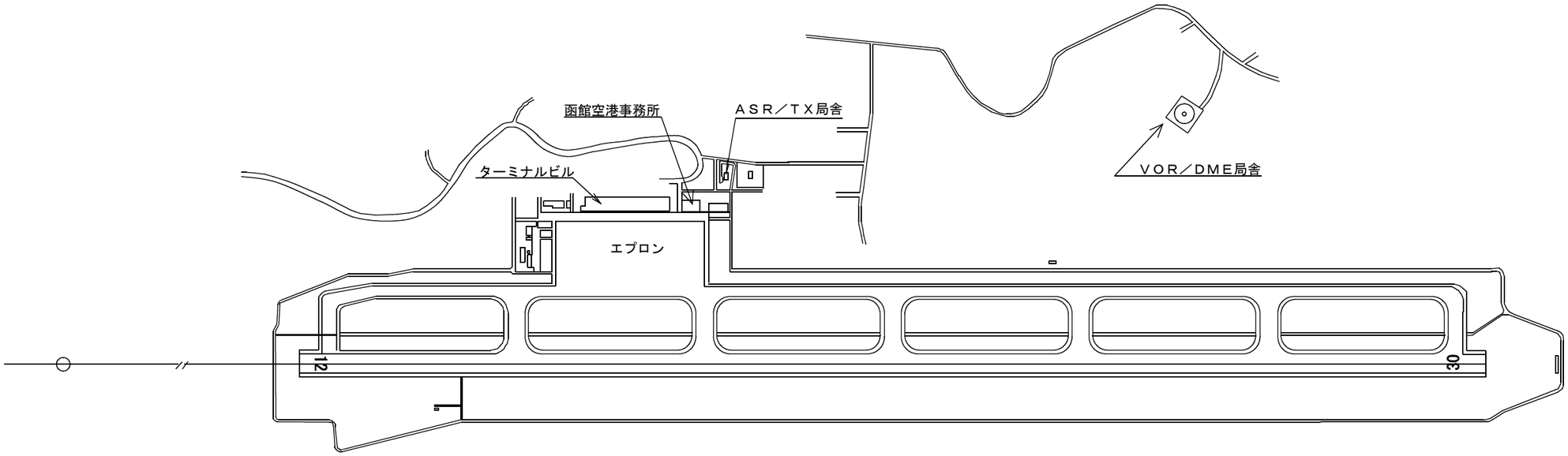

施設配置図

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	無線施設草刈工　位置図・施設配置図		
作成年月	平成２５年９月		
縮　　尺	図示	図番番号	31/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

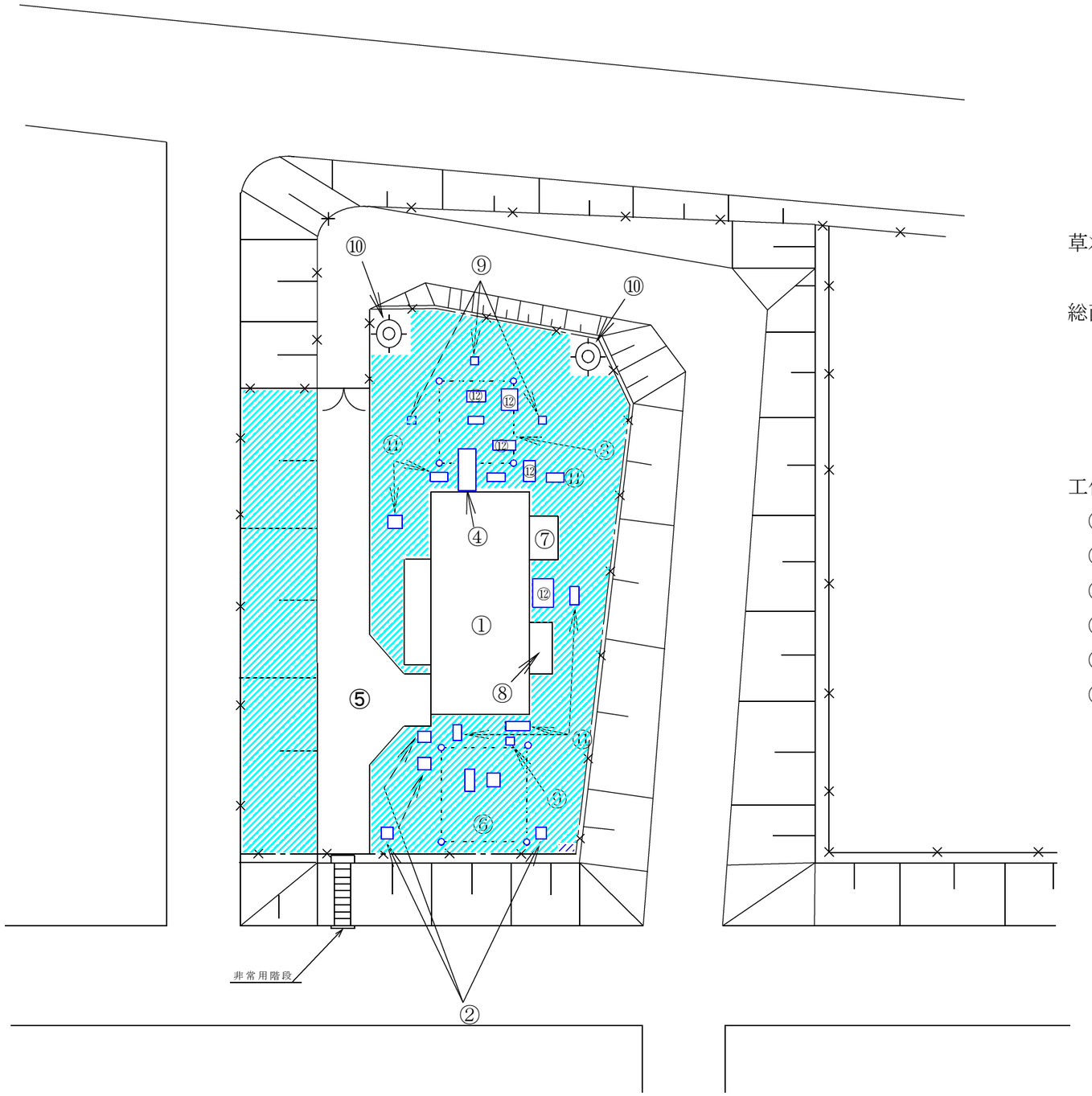

草刈面積

総面積	１，７５９．０００㎡
工作物面積	５３５．０００㎡
肩掛式機械刈面積	１，２２４．０００㎡

工作物名称

①ＡＳＲ／ＴＸ局舎	②マンホール
③ＡＳＲ基礎部分	④ＡＳＲ鉄塔歩廊
⑤舗装部分	⑥Ａ／Ｇ基礎部分
⑦ＡＳＲ空調機	⑧ＴＸ空調機
⑨接地標柱	⑩外灯
⑪ハンドホール	⑫一時保管品

※斜線は草刈部分を表す。

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	無線施設草刈工　ＡＳＲ／ＴＸ敷地図		
作成年月	平成２５年９月		
縮　　尺	図示	図番番号	32/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

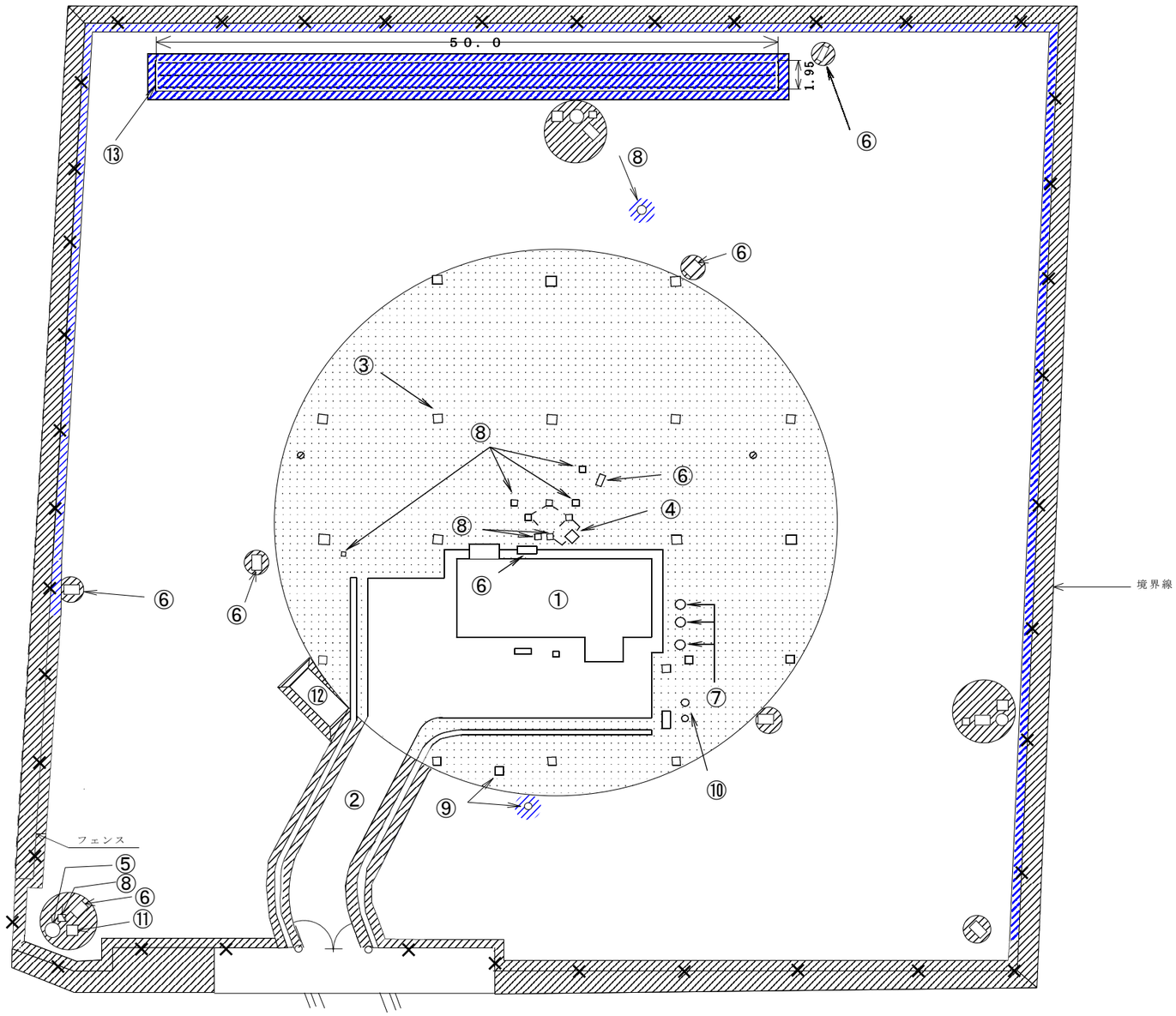

１．　肩掛式機械刈

・フェンス内側から５０㎝の範囲

・工作物の周囲５０㎝の範囲

・その他、大型・小型機械刈が不可能な範囲

２．　大型機械刈

・総面積より工作物面積、小型機械刈及び肩掛式機械刈面積を除く範囲

３．　小型機械刈

・カウンターポイズ下部の範囲。但しカウンターポイズ下部にある工作物周囲は肩掛式による。

４．　排水溝清掃

・排水溝の泥土、雑物を除去する。

草刈面積

総面積	８，９５５．１２㎡
工作物面積	１，２５４．６３㎡
大型機械刈面積	５，３００㎡
小型機械刈面積	１，５００㎡
肩掛式機械刈面積	９３０㎡
排水溝清掃	
排水溝	３６０ｍ

工作物名称

①ＶＯＲ／ＤＭＥ局舎
②進入道路
③カウンターポイズ支柱
④階段部（支柱＋階段）
⑤モニター空中線
⑥ハンドホール
⑦マンホール
⑧接地標柱
⑨標柱
⑩排気口
⑪外灯
⑫カウンターポイズ横階段
⑬土嚢一式

部は肩掛式機械刈部分を表す。

部は大型機械刈部分を表す。（局舎、進入道路、工作物を除く）

部は小型機械刈部分を表す。

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	無線施設草刈工　ＶＯＲ／ＤＭＥ敷地図		
作成年月	平成２５年９月		
縮尺	図示	図番番号	33/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

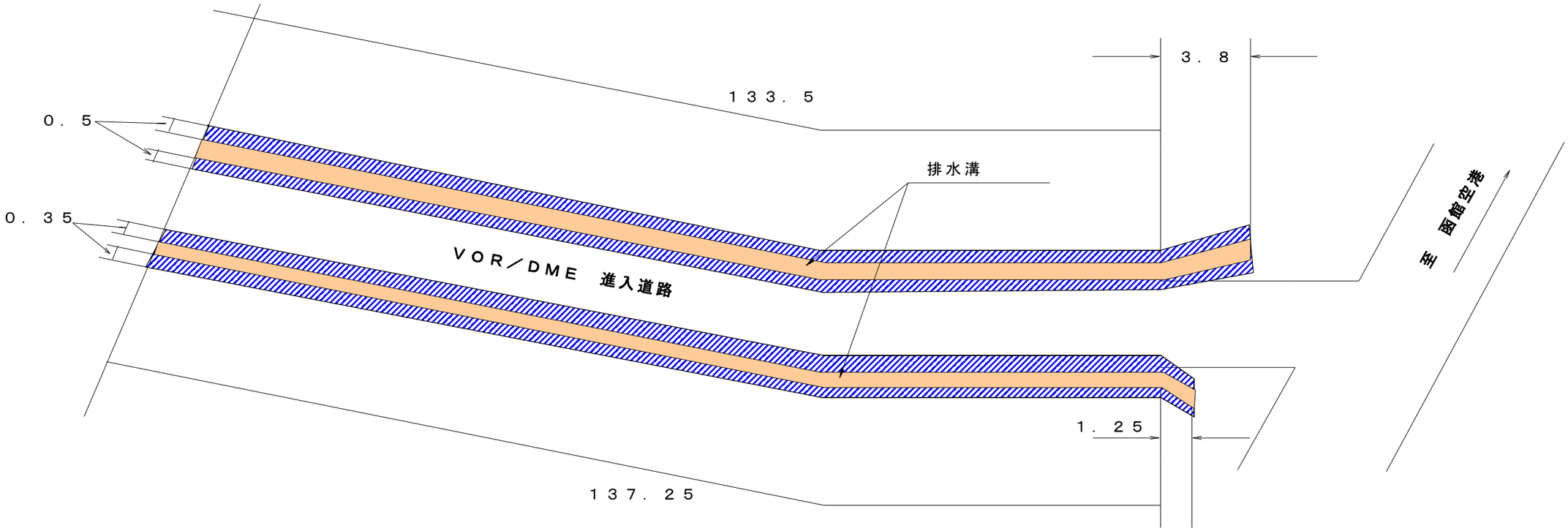

※　斜線は肩掛式機械刈部分を表す。
（面積は、図番３３による）

工事名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図面名	無線施設草刈工　ＶＯＲ／ＤＭＥ敷地図		
作成年月	平成２５年９月		
縮尺	図示	図番番号	34/38
会社名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

Tブロック　Uブロック

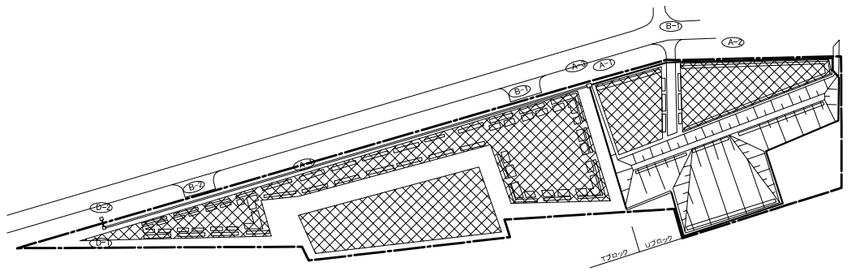

Eブロック

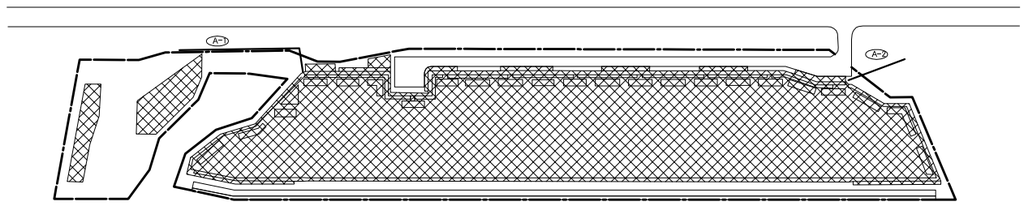

凡　　例	
	樹 林 内
	排水溝清掃工
A-	開　　渠
B-	蓋付排水溝
C-	素堀排水溝
D-	集 水 桝

Dブロック　Sブロック

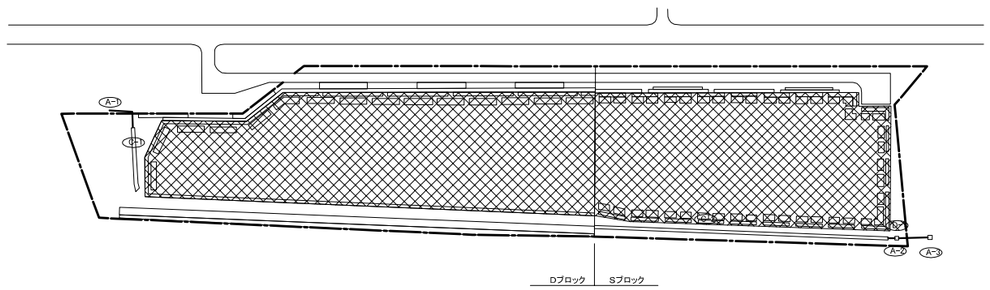

Cブロック

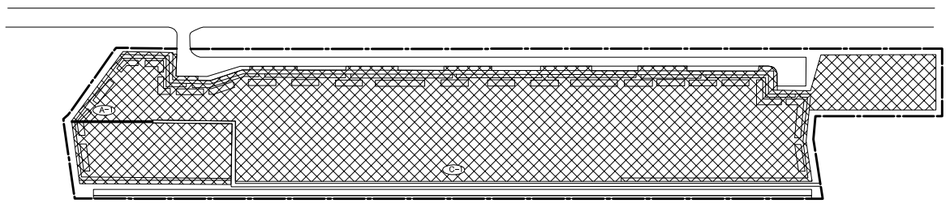

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　排水溝清掃工Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｓ・Ｔ・Ｕ		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	35/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

Lブロック

Kブロック

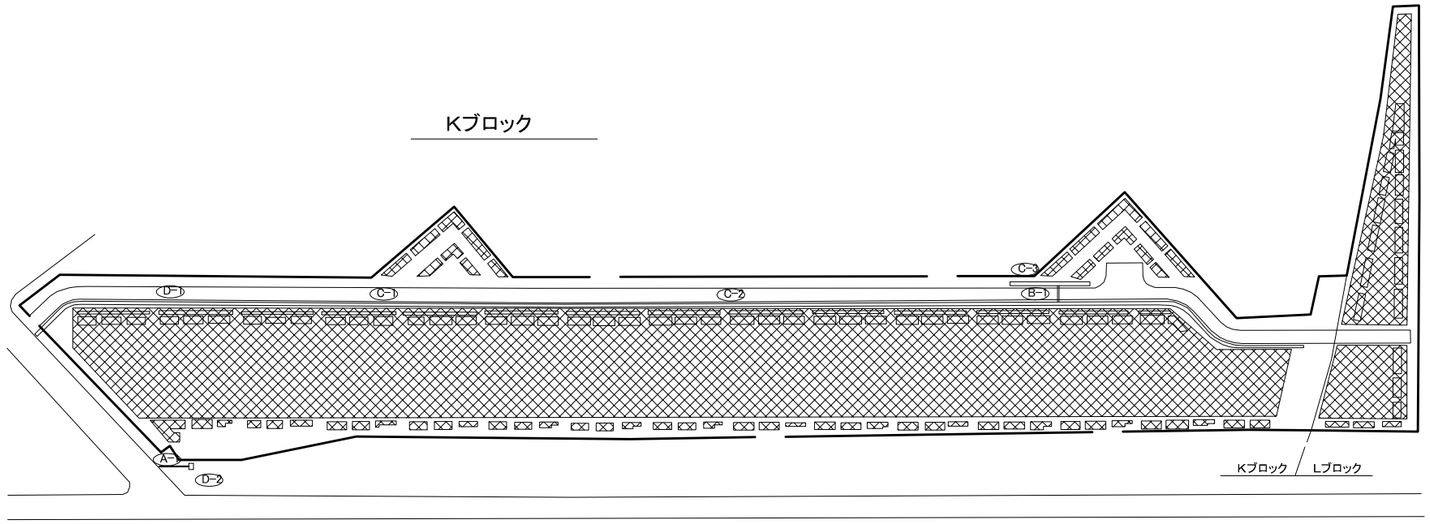

Xブロック

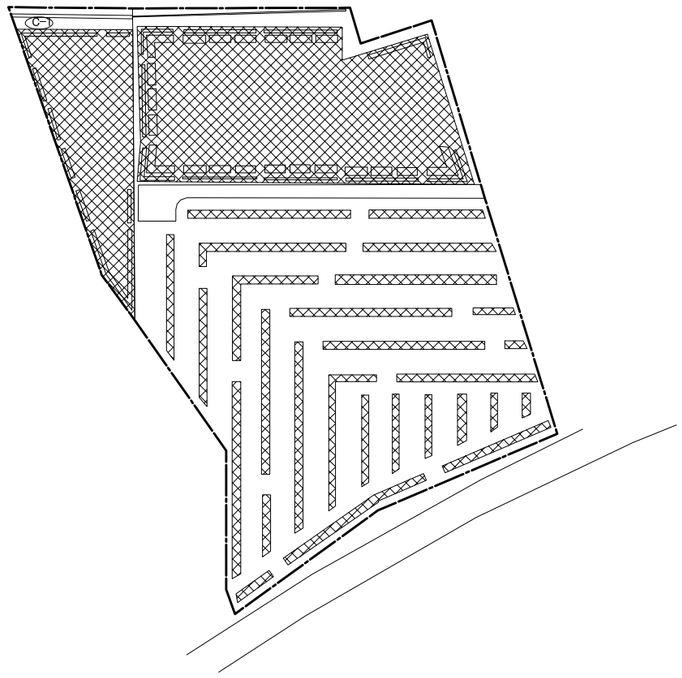

Iブロック

Jブロック

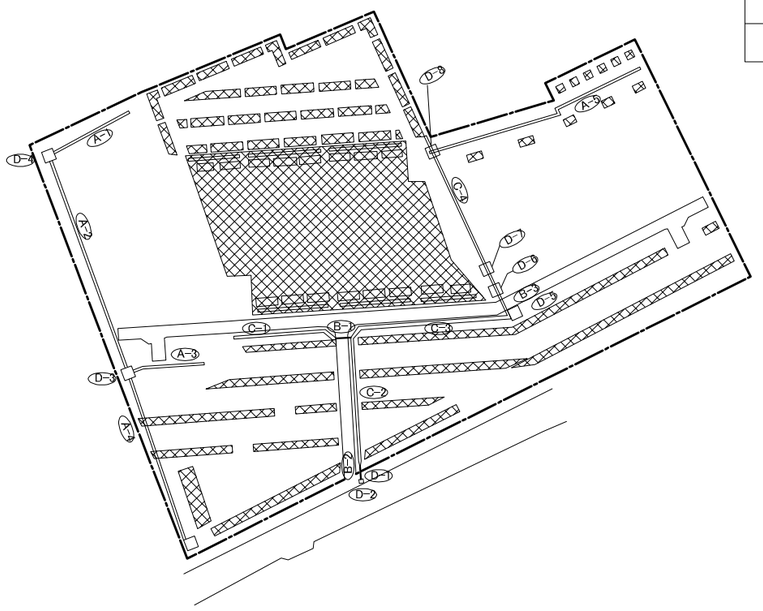

凡　例	
	樹 林 内
	排水溝清掃工
A-	開　　渠
B-	蓋付排水溝
C-	素堀排水溝
D-	集 水 桝

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　排水溝清掃工Ｉ・Ｊ・Ｋ・Ｌ・Ｘ		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	36/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

Mブロック

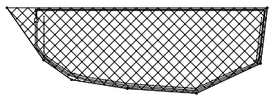

Rブロック

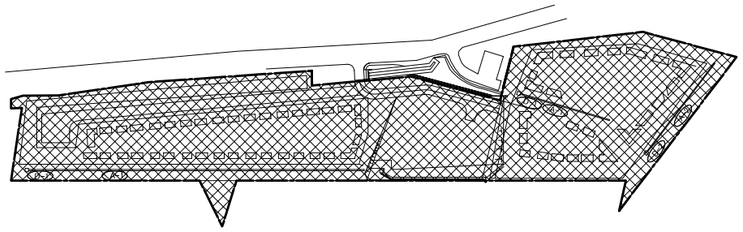

Pブロック

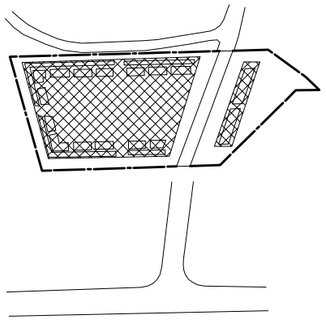

Zブロック

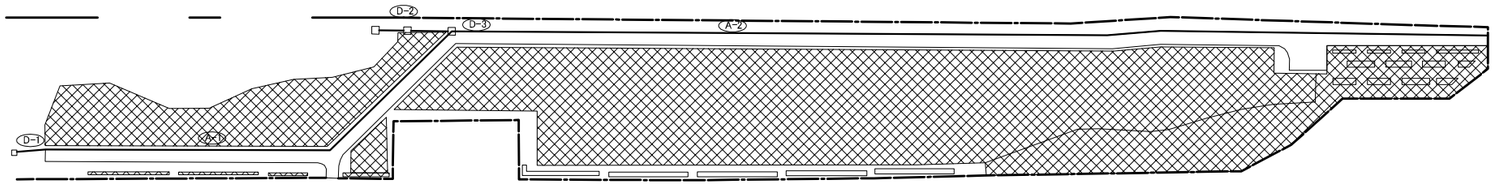

凡　例	
	樹 林 内
	排水溝清掃工
A-	開　渠
B-	蓋付排水溝
C-	素堀排水溝
D-	集 水 桝

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　排水溝清掃工M・P・R・Z		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	37/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

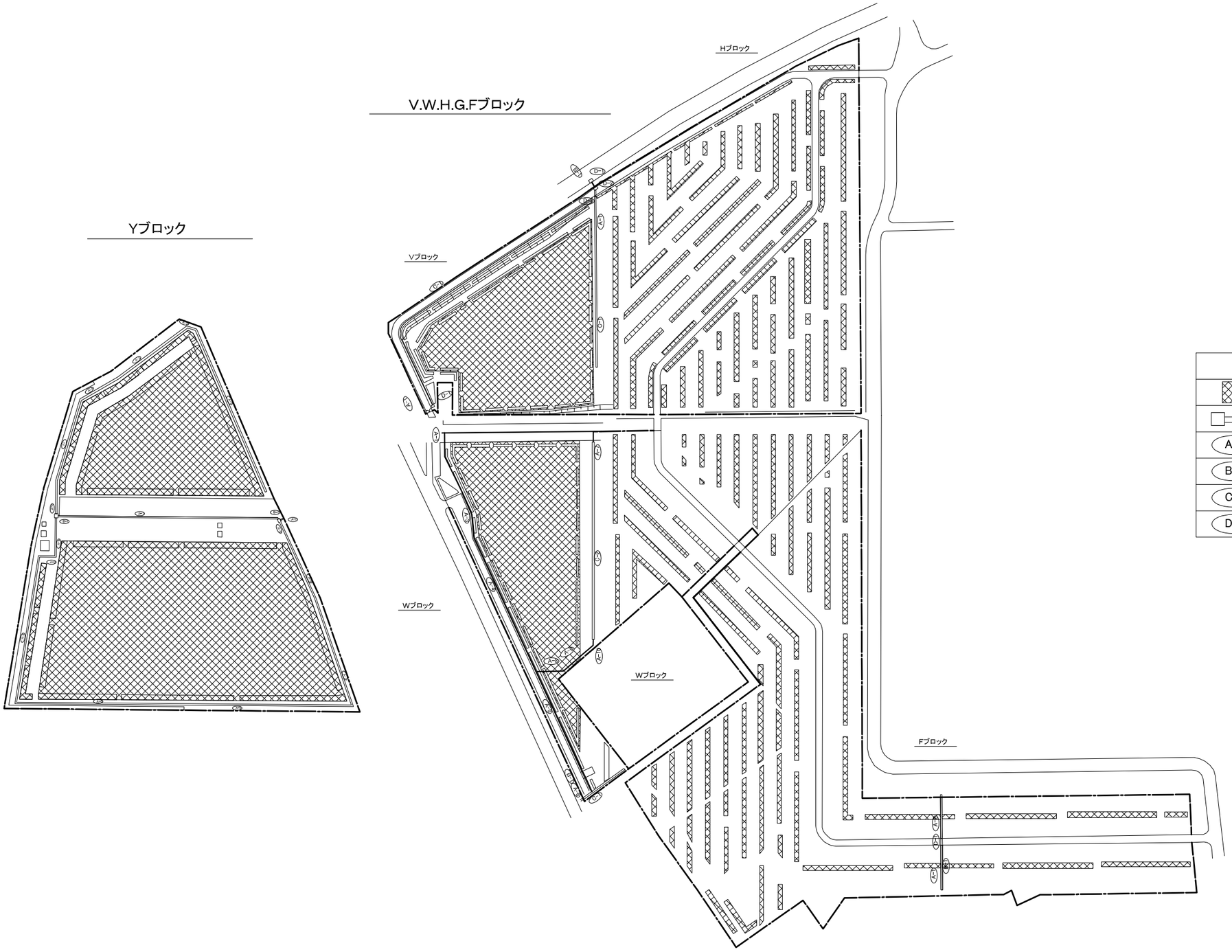

凡　例	
	樹 林 内
	排水溝清掃工
A−	開　渠
B−	蓋付排水溝
C−	素堀排水溝
D−	集 水 桝

工 事 名	函館空港土木施設維持修繕工事		
図 面 名	緩衝緑地等　排水溝清掃工Ｆ・Ｇ・Ｈ・Ｖ・Ｗ・Ｙ		
作成年月	平成２５年　９月		
縮　　尺	図示	図面番号	38/38
会 社 名			
事業者名	国土交通省　東京航空局		

空港土木工事共通仕様書

(発行　一般財団法人　港湾空港総合技術センター)

総 目 次

第１編　共通編 ･･･ 1-1
第２編　空港編 ･･･ 2-1

付 録

付録－1 施工状況調査一覧表 ･････････････････････････････････････ 付 1-1
付録－2 空港土木工事施工管理基準および規格値 ･････････････････････ 付 2-1
付録－3 受注者提出書類一覧 ･････････････････････････････････････ 付 3-1
付録－4 第 10 制限区域内工事実施規程、第 11 除雪作業実施規程 ･･････ 付 4-1
付録－5 請負標準契約書 ･･･ 付 5-1
付録－6 土地立入り関係法令一覧 ･････････････････････････････････ 付 6-1
付録－7 建設副産物適正処理推進要綱 ･････････････････････････････ 付 7-1

第１編　共通編

第１編　共通編

目　　次

第１章　総　　則 ･･･ 1-1
第２章　材　　料 ･･･ 1-37
第３章　一般施工 ･･･ 1-55
第４章　土　　工 ･･･ 1-77
第５章　無筋、鉄筋コンクリート･･････････････････････････････････････ 1-85

第１章　総　　則

目　　次

第１節　総　則 ･･･ 1-1
　１－１－１　適　用 ･･･ 1-1
　１－１－２　用語の定義･･････････････････････････････････････ 1-1
　１－１－３　設計図書の照査等･･･････････････････････････････ 1-5
　１－１－４　施工計画書･･････････････････････････････････････ 1-5
　１－１－５　工事実績データの作成、登録･････････････････････ 1-6
　１－１－６　監督職員 ･･････････････････････････････････････ 1-6
　１－１－７　工事用地等の使用･･･････････････････････････････ 1-6
　１－１－８　工事の着手･･････････････････････････････････････ 1-7
　１－１－９　工事の下請負･･･････････････････････････････････ 1-7
　１－１－10　施工体制台帳及び施工体系図の作成･･････････････ 1-7
　１－１－11　受注者相互の協力･･･････････････････････････････ 1-8
　１－１－12　調査・試験に対する協力･････････････････････････ 1-8
　１－１－13　工事の一時中止･･････････････････････････････････ 1-10
　１－１－14　設計図書の変更･･････････････････････････････････ 1-10
　１－１－15　工期変更 ･･････････････････････････････････････ 1-10
　１－１－16　支給材料及び貸与品･････････････････････････････ 1-11
　１－１－17　工事現場発生品･･････････････････････････････････ 1-12
　１－１－18　建設副産物･･････････････････････････････････････ 1-12
　１－１－19　監督職員による検査及び立会･････････････････････ 1-13
　１－１－20　数量の算出及び完成図･･･････････････････････････ 1-13
　１－１－21　工事完成検査･････････････････････････････････････ 1-14
　１－１－22　既済部分検査･････････････････････････････････････ 1-14
　１－１－23　部分使用 ･･････････････････････････････････････ 1-15
　１－１－24　施工管理 ･･････････････････････････････････････ 1-15
　１－１－25　履行報告 ･･････････････････････････････････････ 1-16
　１－１－26　工事関係者に対する措置請求･････････････････････ 1-17
　１－１－27　工事中の安全確保･････････････････････････････････ 1-17
　１－１－28　爆発及び火災の防止･･････････････････････････････ 1-19
　１－１－29　後片付け ･･････････････････････････････････････ 1-20
　１－１－30　事故報告書･･････････････････････････････････････ 1-20

１－１－31　環境対策 ･･･ 1-20
１－１－32　文化財の保護･････････････････････････････････････ 1-23
１－１－33　交通安全管理･････････････････････････････････････ 1-23
１－１－34　諸法令の遵守･････････････････････････････････････ 1-26
１－１－35　官公庁等への手続等･･････････････････････････････ 1-28
１－１－36　作業時間 ･･･ 1-29
１－１－37　工事測量 ･･･ 1-29
１－１－38　提出書類 ･･･ 1-30
１－１－39　損害 ･･･ 1-30
１－１－40　特許権等 ･･･ 1-31
１－１－41　保険の付保及び事故の補償･････････････････････････ 1-31
１－１－42　臨機の措置･･･････････････････････････････････････ 1-32
１－１－43　創意工夫 ･･･ 1-32
１－１－44　受注者の責任及び義務･････････････････････････････ 1-32
１－１－45　主任技術者等の資格･･･････････････････････････････ 1-32
１－１－46　受注者の異議申立書の提出･････････････････････････ 1-32
１－１－47　空港工事の留意点･････････････････････････････････ 1-33

第１章　総則

第１節　総則

１－１－１　適　用

１）空港土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、空港整備工事及び空港維持修繕工事に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

２）契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

３）特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。

４）設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（　）内を非SI単位とする。

１－１－２　用語の定義

共通仕様書で使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

１）「**監督職員**」とは、契約書第 9 条第 1 項に基づき発注者が選任しその官職及び氏名を受注者に**通知**した者をいい、総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員を総称していう。

２）「**総括監督員**」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成 18 年 6 月　法律第 53 号第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官をいう。）に対する**報告**等を行うとともに、主任現場監督員及び現場監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

３）「主任現場監督員」とは、現場監督総括業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の**承諾**を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、施工状況検査、**立会**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を**確認**することを含む。）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く。）、設計図書の変更（重要なものを除く。）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。

４）「**現場監督員**」とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**又

は**協議**で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、施工状況検査、**立会**、工事材料の試験の実施（重要なものは除く。）を行い設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任現場監督員への**報告**を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。

5）「**契約図書**」とは、契約書及び設計図書を総称していう。

6）「**設計図書**」とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書、入札説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。

7）「**仕様書**」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）

8）「**共通仕様書**」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9）「**特記仕様書**」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に**指示**した**書面**及び受注者が**提出**し監督職員が**承諾**した**書面**は、特記仕様書に含まれる。

10）「**現場説明書**」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための**書面**をいう。

11）「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する**書面**をいう。

12）「**図面**」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に**指示**した図面及び受注者が**提出**し、監督職員が**書面**により**承諾**した図面を含むものとする。

13）「**工事数量総括表**」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

14）「**指示**」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項を**書面**をもって示し、実施させることをいう。

15）「**承諾**」とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が**書面**により同意することをいう。

16）「**協議**」とは、**書面**により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

17）「**提出**」とは、契約図書で定める工事の施工に係る**書面**又はその他の資料を受注者が監督職員に説明し、差し出すことをいう。

18）「**提示**」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる事項について、**書面**又はその他の資料を示し、説明することをいう。

19)「**報告**」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について**書面**をもって知らせることをいう。

20)「**通知**」とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、**書面**をもって知らせることをいう。

21)「**連絡**」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日**書面**による連絡内容の伝達は不要とする。

22)「**納品**」とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果物を納めることをいう。

23)「**電子納品**」とは、電子成果物を納品することをいう。

24)「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

（1）緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し換えるものとする。

（2）電子納品を行う場合は、別途監督職員と**協議**するものとする。

25)「**工事写真**」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

26)「**工事完成図書**」とは、工事完成時に納品する成果物をいう。

27)「**電子成果物**」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。

28)「**確認**」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

29)「**立会**」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を**確認**することをいう。

30)「**施工状況検査**」とは、契約書第 9 条の「工事の施工状況の検査」をいい、設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の**確認**をすることをいう。

31)「**請求**」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に**書面**をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

32)「**材料検査**」とは、契約書第 9 条の「工事材料の試験若しくは検査」を設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の材料の品質を証明する資料に基づき、監督職員が工事材料の試験若しくは検査を行うことをいう。

33)「**工事検査**」とは、検査職員が契約書の第 31 条、第 37 条、第 38 条に基づいて給付の完成の**確認**を行うことをいう。

34)「**検査職員**」とは、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき工事検査を行うために、発注者が定めた者をいう。

35)「**同等以上の品質**」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質若しくは、監督職員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

36)「**工期**」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

37)「**工事開始日**」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

38)「**工事着手日**」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。）の初日をいう。

39)「**工事**」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

40)「**本体工事**」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

41)**「仮設工事」**とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

42)「**工事区域**」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

43)「**現場**」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

44)「**現場発生品**」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

45)「**修補**」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき措置をいう。

46)「**SI**」とは、国際単位系をいう。

47)「**JIS規格**」とは、日本工業規格をいう。

１－１－３　設計図書の照査等

１）受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

２）受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。

３）受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

１－１－４　施工計画書

１）受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

（１）工事概要
（２）計画工程表
（３）現場組織表
（４）指定機械
（５）主要船舶・機械
（６）主要資材
（７）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
（８）施工管理計画
（９）安全管理
(10) 緊急時の体制及び対応
(11) 交通管理
(12) 環境対策
(13) 現場作業環境の整備
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
(15) その他

２）受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。

３）受注者は、施工計画書を**提出**した際、監督職員が**指示**した事項について、さらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。

１－１－５　工事実績データの作成、登録

１）受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための**確認**のお願い」を作成し監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

２）変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合は変更時登録を行うものとする。

３）登録機関に登録後、コリンズより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に**提示**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の**提示**を省略できるものとする。

１－１－６　監督職員

１）当該工事における監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項とする。

２）監督職員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合は、後日、**書面**により監督職員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

１－１－７　工事用地等の使用

１）受注者は、空港用地内に工事用仮設物等の用地を必要とする場合、「空港管理規則」に基づいて監督職員の**承諾**を得たうえで、当該国有財産を管理する空港長の使用承認を得なければならない。

２）受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

３）受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管

理者の注意をもって維持・管理するものとする。

4）設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合は、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型わく又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

5）受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないようつとめなければならない。

6）受注者は、3）に規定した工事用地等の使用終了後は**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。

7）発注者は、3）に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合は、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

１－１－８　工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日後 30 日以内に工事に着手しなければならない。

１－１－９　工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

2）下請負者が国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。

3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

１－１－10　施工体制台帳及び施工体系図の作成

1）受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が 2 以上あるときは､それらの請負代金の総額)が 3,000 万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国空建第 68 号）及び「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（平成 24 年 7 月 4 日付け国官技第 96 号、国営整第 59 号、国港技第 34 号、国空安保第 157 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備え

るとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

２）１）の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係わる書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国空建第 68 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者等が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に**提出**しなければならない。

３）１）の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び１）の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

４）１）の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－11　受注者相互の協力

受注者は、契約書第２条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

１－１－12　調査・試験に対する協力

１）受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。

２）受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

３）受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

（１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。

（２）調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。

（３）正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

（４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の

義務を負う旨を定めなければならない。

4）受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合は、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5）受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合は、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

6）受注者は、当該工事が予決令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

（1）受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を**提出**しなければならない。また、書類の**提出**に際して、その内容のヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

（2）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、すみやかに監督職員に**提出**しなければならない。なお、調査票等については、別途監督職員が**指示**する。

（3）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合はこれに応じなければならない。なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者へ周知しなければならない。

7)NETIS

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に**報告**するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

（1）受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について（平成22年2月5日、国官総第277号、国官技第286号)」、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について（平成22年2月5日、国官総第278号、国官技第287号、国営施第18号、国総施第260号)」による必要な措置をとるものとする。

（2）受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ**提出**しなければならない。

（3）受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、公共工事等における新技術活用システム活用申請書を発注者に**提出**し、**承諾**

を得なければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ**提出**しなければならない。

１－１－13　工事の一時中止

１）発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合は、受注者に対してあらかじめ**通知**したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、豪雪、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による工事の中断については、１－１－42「臨機の措置」（P 1-32）により、受注者は、適切に対応しなければならない。

（１）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

（２）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行が不適当と認めた場合

（３）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合

２）発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合は、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。

３）１）及び２）の場合は、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

１－１－14　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。

１－１－15　工期変更

１）契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更は、発注者と受注者の**協議**の前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**する（本条では以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

２）受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、１）に示す事前協議で工期変更協議の対象であると**確認**された事項を、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に

提出しなければならない。

3）受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、1）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。

4）受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、1）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。

5）受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、1）に示す事前協議で工期変更協議の対象であると**確認**された事項を、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。

1－1－16　支給材料及び貸与品

1）受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2）受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3）受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給材料精算書を監督職員に**提出**しなければならない。

4）受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に**提出**しなければならない。

5）契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の**指示**によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。

6）受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完成するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7）受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

8）受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

9）支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するもの

とする。

１－１－17　工事現場発生品

１）受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

２）受注者は、１）以外のものが発生した場合、監督職員に**通知**し、監督職員が引渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

３）受注者は、２）以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

１－１－18　建設副産物

１）受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂、その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合は、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と**協議**するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の**承諾**を得なければならない。

２）受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督職員に**提示**しなければならない。

３）受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（航空局飛行場部建設課長通達、平成 4 年 1 月 24 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）、発生土利用基準について(平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

４）受注者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。

５）受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合は、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。

６）受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合は、工事完了後すみやかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書)」及び「再生資源利用促進計画書（実施書)」を監督職員に**提出**しなければならない。

１－１－19　監督職員による検査及び立会

１）受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び**立会**を受ける場合、事前に監督職員に**通知**しなければならない。

２）監督職員は、工事が設計図書どおりに行われているかを**確認**するため、必要に応じ工事現場又は製作工場に立入り**立会**、又は資料の**提出**を請求できるものとする。なお、受注者はこれに協力しなければならない。

３）受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに設計図書に定める事項について、監督職員による施工状況検査を受けなければならない。

４）受注者は、設計図書に定める監督職員の施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質等の**確認**を行い、その結果を整理し監督職員に**提出**しなければならない。

５）監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を受注者の測定結果に基づき出来形、品質、数量等の**確認**を行うものとする。監督職員が行う施工状況検査には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。

６）監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を書類**確認**することができる。この場合、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを**提出**しなければならない。

７）監督職員による**検査**及び**立会**に必要な準備、人員及び機材等の提供並びに写真その他資料の整備のための必要な費用は、受注者の負担とする。なお、監督職員が製作工場で**検査**及び**立会**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は受注者が負担しなければならない。

８）監督職員による**検査**及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。
　ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りでない。

９）受注者は、契約書の第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料検査に合格した場合にあっても、契約書第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。

１－１－20　数量の算出及び完成図

１）受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

２）受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

３）受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

４）工事完成図等に要する費用は、受注者の負担とする。

１－１－21　工事完成検査

１）受注者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に**提出**しなければならない。

２）受注者は、工事完成通知書を監督職員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

（１）設計図書（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

（２）契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。

（３）設計図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図書等の資料の整理がすべて完了していること。

（４）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

３）発注者は、工事完成検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。

４）検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として、契約図書と対比し､次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

（２）工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

５）検査職員は、修補の必要があると認めた場合は受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。

６）修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から修補完成の**確認**の日までの期間は、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

７）受注者は、当該工事完成検査については、１－１－19　「監督職員による検査及び立会」７）（P 1-13）の規定を準用する。

１－１－22　既済部分検査

１）既済部分検査

（１）受注者は、契約書第 37 条に規定する「出来形部分等」の検査を受ける場合、契約書第 31 条の規定を準用する。この場合、「工事」とあるのは「既済部分に係わる出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料」と読み替えるものとする。

（２）発注者は既済部分検査に先立って受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

（３）既済部分の検査において検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書及び**確認**請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

ア）　工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄え

イ）　出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等

2）指定部分検査

（1）受注者は、契約書第 38 条に規定する「指定部分」の検査を受ける場合は、契約書第 31 号の規定を準用する。

（2）受注者は、契約書第 38 条に基づき、「指定部分完成検査」を受ける場合は、1－1－21「工事完成検査」（P 1-14）を準用するものとし、この場合について、「工事」とあるのは「指定部分に係わる工事」と「工事目的物」とあるのは「指定部分に係わる工事目的物」と読み替えるものとする。

3）中間前払い

受注者は、契約書第 34 条第 3 項に基づく中間前払い金の請求を行うときは、認定請求書を支出負担行為担当官等に**提出**し、内容の**確認**を受けなければならない。

1－1－23　部分使用

1）発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

2）受注者は、発注者が契約書第 33 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合は、監督職員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

1－1－24　施工管理

1）受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2）受注者は、国土交通省航空局が定める「空港土木工事施工管理基準及び規格値」及び設計図書に定められた項目、方法、頻度、規格値により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。なお、「空港土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督職員と**協議**のうえ、施工管理を行うものとする。

3）設計図書に示す試験方法は国内規格によるが、受注者は監督職員が**承諾**する国内規格と同等の他の規格による試験方法を使用することができる。

4）監督職員は、以下に掲げる場合は、設計図書に示す試験項目及び試験頻度を変更することがある。

この場合は、受注者は監督職員の**指示**に従わなければならない。

（1）工事の初期で作業が定常的になっていない場合

（2）管理試験結果が限界値に異常接近した場合

（3）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

（4）前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

5）受注者は、工事の施工に伴って独自に試験、研究等を行う場合は、具体的な試験、研究項目及び成果の発表方法について、事前に、監督職員の**承諾**を得なければならない。

6）受注者は、工事の施工にあたり、以下の記録写真（電子媒体によるものを含む。）を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。

（1）工事段階ごとの施工状況一般

（2）完成後、外面から明視できない箇所

（3）その他特に監督職員が**指示**した箇所

撮影の際は、被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール、箱尺等）を同時に撮影しなければならない。なお、撮影項目、撮影時期、撮影頻度及び写真の整理の方法の詳細については、「空港土木工事施工管理基準及び規格値」の「写真管理基準」の定めによる。

7）施工管理に要する費用は受注者の負担とする。

8）受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後はすみやかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができるものとする。

9）受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓につとめなければならない。

10）受注者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に**通知**しなければならない。

11）受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ損傷を与えないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合は直ちに監督職員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失と認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

12）受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保につとめなければならない。

13）受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

1－1－25　履行報告

1）受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

2）受注者は、監督職員の**指示**する様式により、日々の作業内容を記載した作業報告書（工事旬報）を**提出**しなければならない。

3）受注者は、監督職員の**指示**する様式により、**指示**、**承諾**、**協議**、**立会**等に係る監

督職員との**確認**状況を整理した「作業**確認**書」及び材料検査の経過を整理した「工事材料検査表」を**提出**しなければならない。

１－１－26　工事関係者に対する措置請求

１）発注者は、現場代理人が工事目的物の品質･出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２）発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

１－１－27　工事中の安全確保

１)受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月 31 日)、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日)、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

２）受注者は、空港内で工事をする場合、「空港管理規則」及び「航空保安業務処理規程」で定める禁止行為をしてはならない。

３）受注者は、空港の制限区域内に立ち入る場合、「空港管理規則」に基づき手続をしなければならない。

４）受注者は、空港の制限区域内で工事を施工する場合、設計図書の定めに基づき保安要員を配置して、航空機の運航の安全を確保しなければならない。

５）空港の制限区域内における工事車両の入退経路については、監督職員の**指示**によるものとする。

６）受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障をおよぼすなどの施工をしてはならない。

７）受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対して、支障をおよぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

８）受注者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

９）受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

10）受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

11）受注者は、必要に応じて工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化につとめるものとする。なお、実施にあたっては、事前に監督職員に計画書を**提出**しなければならない。

12）受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

ア）　安全活動のビデオ等、視聴覚資料による安全教育

イ）　当該工事内容等の周知徹底

ウ）　工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

エ）　工事における災害対策訓練

オ）　工事現場で予想される事故対策

カ）　その他、安全教育・訓練等として必要な事項

13）受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に**提出**しなければならない。

14）受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告書等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。

15）受注者は、残存爆発物があると予測される区域については、設計図書の定めに基づき、適切な措置を講じなければならない。

16）受注者は、施工途中における安全施工の確保のため、次の事項について注意しなければならない。

（１）気象状況等に関して、常時十分な注意を払うものとする。また、海上工事の場合は併せて海象状況にも十分注意を払うものとする。

（２）作業時に危険を予知した場合等においては、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させる。

（３）異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行う。

17）受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

18）受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

19）監督職員が、労働安全衛生法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずる者として、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合は、受注者はこれに従うものとする。

20）受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

21）受注者は、事故又は災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に電話にて状況を連絡し、その後**通知**をしなければならない。

22）受注者は工事施工箇所に地下埋没物件等が予想される場合は、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない。

23）受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に**報告**し、その処置については占用者全体の**立会**を求め、管理者を明確にしなければならない。

24）受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に**報告**するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

25）受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月）」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省平成 24 年 2 月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

１－１－28　爆発及び火災の防止

１）受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

（１）受注者は発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を厳守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆破等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督職員の請求があった場合は、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。

（２）受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を**提出**しなければならない。

（３）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警

報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

２）受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

（１）火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督職員に**提出**するとともに、当該国有財産を管理する空港長に「一般火気使用承認申請書」を**提出**し**承諾**を受けなければならない。

（２）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理につとめなければならない。

（３）工事関係者の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での喫煙等は禁止しなければならない。

（４）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

１－１－29　後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は監督職員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去する。

１－１－30　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員及び関係官公庁に通報するとともに、監督職員が**指示**する様式で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

１－１－31　環境対策

１）受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全につとめなければならない。

２）受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に**報告**し、監督職員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

３）監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合は、受注者は必要な資料を**提示**しなければならない。

４）受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

５）受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

６）受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年３月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」又は「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領　（平成 18 年３月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年 5 月法律第 51 号）」（以下「オフロード法」という。）に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と**協議**をするものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に**提出**しなければならない。

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5 kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

7）受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機械の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができるものとする。

8）受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号「グリーン購入法」という。)」第 6 条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

１－１－32　文化財の保護

１）受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財等の重要性を十分認識させ、工事中に文化財等を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に**報告**し、その**指示**に従わなければならない。

２）受注者は、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

１－１－33　交通安全管理

１）受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害を与えることのないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害をおよぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。

２）受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他の安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止につとめなければならない。

３）受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と**協議**のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、**書面**で監督職員に**提出**しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合は、「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。

４）受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（改正平成 24 年 2 月 27 日内閣府・国土交通省令第 1 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（改正平成 18 年 3 月 31 日道路局長通達国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（平成 18 年 4 月 1 日　国関整道管第 65 号）に基づき、安全対策を講じなければならない。

５）発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において

使用するものとする。

6）受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合は、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7）公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

8）工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合は本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

9）受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止につとめなければならない。

10）受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。

11）受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。

12）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（改正平成 23 年 12 月政令 424 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表１－１　一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量　総重量	20.0ｔ（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0ｔ）
軸重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5ｔ以下の場合は19ｔ）、　1.8m以上の場合は20ｔ
輪荷重	
最小回転半径	5.0ｔ 12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合はその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合はこのけん引されている車両を含む。

１－１－34　諸法令の遵守

１）受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

（１）会計法　（平成 18 年 6 月改正　法律第 53 号）
（２）建設業法　（平成 24 年 8 月改正　法律第 53 号）
（３）下請代金支払遅延等防止法　（平成 21 年 6 月改正　法律第 51 号）
（４）労働基準法　（平成 24 年 6 月改正　法律第 42 号）
（５）労働安全衛生法　（平成 23 年 6 月改正　法律第 74 号）
（６）作業環境測定法　（平成 23 年 6 月改正　法律第 74 号）
（７）じん肺法　（平成 16 年 12 月改正　法律第 150 号）
（８）雇用保険法　（平成 24 年 3 月改正　法律第 9 号）
（９）労働者災害補償保険法　（平成 24 年 3 月改正　法律第 63 号）
(10) 健康保険法　（平成 24 年 11 月改正　法律第 98 号）
(11) 中小企業退職金共済法　（平成 23 年 4 月改正　法律第 26 号）
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（平成 24 年 8 月改正　法律第 53 号）
(13) 出入国管理及び難民認定法　（平成 24 年 4 月改正　法律第 27 号）
(14) 道路法　（平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号）
(15) 道路交通法　（平成 24 年 8 月改正　法律第 67 号）
(16) 道路運送法　（平成 23 年 6 月改正　法律第 74 号）
(17) 道路運送車両法　（平成 23 年 6 月改正　法律第 74 号）
(18) 砂防法　（平成 22 年 3 月改正　法律第 20 号）
(19) 地すべり等防止法　（平成 24 年 6 月改正　法律第 42 号）
(20) 河川法　（平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号）
(21) 海岸法　（平成 23 年 5 月改正　法律第 37 号）
(22) 港湾法　（平成 24 年 3 月改正　法律第 15 号）
(23) 港則法　（平成 21 年 7 月改正　法律第 69 号）
(24) 下水道法　（平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号）
(25) 航空法　（平成 23 年 5 月改正　法律第 54 号）
(26) 公有水面埋立法　（平成 16 年 6 月改正　法律第 84 号）
(27) 軌道法　（平成 18 年 3 月改正　法律第 19 号）
(28) 森林法　（平成 24 年 6 月改正　法律第 42 号）
(29) 環境基本法　（平成 24 年 6 月改正　法律第 47 号）
(30) 火薬類取締法　（平成 23 年 6 月改正　法律第 74 号）
(31) 大気汚染防止法　（平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号）

(32) 騒音規制法　(平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号)
(33) 水質汚濁防止法　(平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号)
(34) 湖沼水質保全特別措置法　(平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号)
(35) 振動規制法　(平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号)
(36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　(平成 24 年 8 月改正　法律第 53 号)
(37) 文化財保護法　(平成 23 年 5 月改正　法律第 37 号)
(38) 砂利採取法　(平成 23 年 7 月改正　法律第 84 号)
(39) 電気事業法　(平成 24 年 6 月改正　法律第 47 号)
(40) 消防法　(平成 24 年 6 月改正　法律第 38 号)
(41) 測量法　(平成 23 年 6 月改正　法律第 61 号)
(42) 建築基準法　(平成 24 年 8 月改正　法律第 67 号)
(43) 都市公園法　(平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号)
(44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号)
(45) 土壌汚染対策法　(平成 23 年 6 月改正　法律第 74 号)
(46) 駐車場法　(平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号)
(47) 海上交通安全法　(平成 21 年 7 月改正　法律第 69 号)
(48) 海上衝突予防法　(平成 15 年 6 月改正　法律第 63 号)
(49) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(平成 24 年 9 月改正　法律第 89 号)
(50) 船員法　(平成 24 年 9 月改正　法律第 87 号)
(51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法　(平成 20 年 5 月改正　法律第 26 号)
(52) 船舶安全法　(平成 24 年 9 月改正　法律第 89 号)
(53) 自然環境保全法　(平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号)
(54) 自然公園法　(平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号)
(55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(平成 21 年 6 月改正　法律第 51 号)
(56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(平成 15 年 7 月改正　法律第 119 号)
(57) 河川法施行法　(平成 11 年 12 月改正　法律第 160 号)
(58) 技術士法　(平成 23 月 6 月改正　法律第 74 号)
(59) 漁業法　(平成 23 年 5 月改正　法律第 35 号)
(60) 漁港漁場整備法　(平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号)
(61) 空港法　(平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号)
(62) 計量法　(平成 23 年 8 月改正　法律第 105 号)
(63) 厚生年金保険法　(平成 24 年 11 月改正　法律第 99 号)

(64) 航路標識法　(平成 16 年 6 月改正　法律第 84 号)
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律　(平成 14 年 2 月改正　法律第 1 号)
(66) 最低賃金法　(平成 24 年 4 月改正　法律第 27 号)
(67) 職業安定法　(平成 24 年 8 月改正　法律第 53 号)
(68) 所得税法　(平成 24 年 3 月改正　法律第 16 号)
(69) 水産資源保護法　(平成 22 年 6 月改正　法律第 41 号)
(70) 船員保険法　(平成 24 年 11 月改正　法律第 98 号)
(71) 著作権法　(平成 24 年 6 月改正　法律第 43 号)
(72) 電波法　(平成 23 年 6 月改正　法律第 74 号)
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(平成 24 年 4 月改正　法律第 27 号)
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　(平成 23 年 5 月改正　法律第 47 号)
(75) 農薬取締法　(平成 19 年 3 月改正　法律第 8 号)
(76) 毒物及び劇物取締法　(平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号)
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成 17 年 5 月改正　法律第 51 号)
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　(平成 17 年 3 月改正　法律第 18 号)
(79) 警備業法　(平成 23 年 6 月改正　法律第 61 号)
(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(平成 24 年 6 月改正　法律第 42 号)
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号)

2）受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者におよばないようにしなければならない。

3）受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが 1）の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合は直ちに監督職員に**報告**し、その**確認**を請求しなければならない。

1－1－35　官公庁等への手続等

1）受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2）受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3）受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に**報告**しなければならない。

4）受注者は、諸手続にかかる許可、**承諾**等を得たときは、その写しを監督職員に**提**

出しなければならない。

5）受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

6）受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないようにつとめなければならない。

7）受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。なお、受注者は、対応等に関しては監督職員に報告しなければならない。

8）受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

9）受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－1－36　作業時間

1）受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、設計図書に作業時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

1－1－37　工事測量

1）受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

2）受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないようつとめなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3）受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾

を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に**報告**し**指示**に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4）受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

5）水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

１－１－38　提出書類

受注者は、**提出**書類を設計図書に基づいて、監督職員に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によるものとする。

１－１－39　損害

1）受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 29 条の規定の適用を受けると思われる場合は、直ちに工事災害通知書により監督職員に**報告**するものとする。

2）契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

（2）強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上あった場合

（3）降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

ア）　24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

イ）　1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

ウ）　連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

エ）　その他設計図書で定めた基準

（4）河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

（5）地震、津波、豪雪、竜巻に起因する場合

周辺の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害をおよぼしたと認められる場合

3）契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認

められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものをいう。

１－１－40　特許権等

１）受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等に対象である旨明示がなく、その使用に関した費用負担を契約書第 8 条に基づき、発注者が求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督職員と**協議**しなければならない。

２）受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、**書面**により監督職員に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。

３）発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（改正　平成 24 年 6 月　法律第 43 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

１－１－41　保険の付保及び事故の補償

１）受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、中小企業退職金共済法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない

２）受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

３）受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に**提出**しなければならない。

４）受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事を施工する場合、使用する陸上建設機械等及びその作業員並びに作業船及びその乗組員について、設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

５）受注者は、作業船等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

６）受注者は、樹木及び地被植物を植栽する場合、植樹保険を付保しなければならない。

７）受注者は、空港維持・修繕工事において、車両の貸与を受ける場合は、設計図書の定めにより車両保険を付保しなければならない。

８）契約書の「火災保険等」に規定する火災保険及びその他の保険の付保は任意とする。

１－１－42　臨機の措置

１）受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合は、その内容をすみやかに監督職員に**報告**しなければならない。

２）監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、及びその他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

１－１－43　創意工夫

受注者は、工事において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督職員の**指示**する所定の様式により、監督職員へ**提出**する事ができる。

１－１－44　受注者の責任及び義務

１）受注者は、発注者が工事の**書面**による最終の引渡しを受けるまでは、工事の目的物を自らの負担で管理し、その責任を持たなければならない。

２）受注者は、発注者又は監督職員が設計図書の変更を**指示**したときは、契約書第 18 条の規定に基づくほかは、その変更を理由として工事の中止を請求することはできない。

１－１－45　主任技術者等の資格

１）受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者（監理技術者）を配置しなければならない。なお、別添に示す「主任技術者（監理技術者）資格表」の資格を有する者でなければならない。

２）受注者は、工事現場ごとに配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合は、「指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者を配置しなければならない。

３）２）により配置された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証を**提示**しなければならない。

１－１－46　受注者の異議申立書の提出

１）受注者は、監督職員からの**指示**に異議がある場合は、**指示**を受けた日から 7 日以内に、監督職員に対し**書面**により異議申立をすることができる。

２）１）の異議申立書の**提出**があった場合は、監督職員と受注者はその異議申立事項について**協議**する。

３）受注者は、１）の異議申立書を**提出**したことを理由に、工事を中止してはならない。

４）受注者が、１）の規定により異議申立書を監督職員に**提出**しなかった場合は、監督職員によるすべての**指示**に受注者が合意したものとみなす。

１－１－47　空港工事の留意点

１）総則

（１）一般

空港工事には、空港を新設する場合と、供用中の空港を改良整備、維持修繕する場合とがある。

改良整備、維持修繕する場合は、空港法などの諸規定を遵守し、航空機の運航の安全を確保し、慎重に施工しなければならない。

（２）空港工事の特殊性

空港工事では、航空機の運航の安全確保が最優先される。

このため、航空法などの関係法規で制限表面の遵守や制限区域における工事の実施にかかる規定などが定められており、これらの規定に抵触しないよう空港工事を実施しなければならない。

（３）空港工事の留意点

空港工事を実施する場合は、次の点に留意しなければならない。

ア）　航空機の運航の安全を確保する。

イ）　航空保安施設への影響を極力少なくする。

ウ）　その他空港の施設や空港の運用への影響を少なくする。

２）空港工事に関する諸規程

（１）航空法

空港工事を行う場合は、航空法第 49 条（物件の制限など）が遵守されなければならない。

航空法第 49 条では制限表面として進入表面、転移表面、水平表面などを規定しており、これらの表面の上に出る物件の設置を禁止している。

（２）空港管理規則

空港工事を実施するため制限区域内に立入る場合などにおいては、空港管理規則に従わなければならない。

（３）航空保安業務処理規程

航空保安業務処理規程は、全 13 編から成り立ち、このうち主に次の規程が、空港の工事に適用される。

ア）　第 4　運航情報業務処理規程

イ）　第 10　制限区域内工事実施規程

ウ）　第 11　除雪作業実施規程

エ）　第 12　警備業務処理規定

3）空港工事に伴う諸手続き

（1）運航制限に必要な手続き

工事の実施に伴い、運航制限が必要となる場合には、第 10 制限区域内工事実施規程の規定により、所要の手続を行い、円滑な工事の実施に支障をきたさないようにしなければならない。

（2）航空情報発行手続き

空港工事の実施に伴い運航制限が必要となる場合には、航空法第 99 条の規定により、ノータムなどの航空情報が発行される。

航空情報の発行手続きは、航空保安業務処理規程第 4 運航情報業務処理規程に従わなければならない。

（3）制限区域内立入許可手続き

制限区域内立入許可（承認）に関する手続きなどには、航空保安業務処理規程第 4 運航情報業務処理規程が適用される。

（4）仮設用地などの一時使用手続き

空港内に工事用の仮設用地を必要とする場合、空港事務所の使用承認を得なければならない。

この場合には、空港管理規則の規定にしたがって一時使用の手続きをとらなければならない。

4）制限区域内における工事の実施

（1）工事実施に必要な保安措置

制限区域内における工事の実施にあたっては、航空保安業務処理規程第 10 制限区域内工事実施規程による保安措置を講じなければならない。

（2）工事の実施

制限区域内での工事は、航空機の運航の安全確保と工事の安全管理に十分留意して、航空保安業務処理規程第 10 制限区域内工事実施規程により工事を実施しなければならない。

5）空港工事における安全対策など

（1）安全対策

供用中の空港で工事を行う場合の最も重要なことは、航空機の運航の安全を図りながら、工事を安全に実施することである。このためには、通常行われる工事の安全対策に加えて、空港の特殊性からくる安全対策に十分留意しなければならない。

（2）事故発生時の措置

空港工事において事故が発生した場合には、ただちに関係機関へ通報し、適

切な措置をとらなければならない。

また、その原因を明らかにし、事故の再発防止に努めなければならない。

（３）工事中の災害の防止

工事中における災害の主なものとして、次に示すものがある。

ア）台風、イ）豪雨、ウ）波浪、エ）地震、オ）その他不測の事態

これらの災害については、日頃からその対策を研究し、工事中の災害の防止に努めなければならない。

別　添

主任技術者（監理技術者）資格表
空港土木工事について下表を適用する。

契約予定金額の範囲	資　　格　　基　　準
1億6,000万円以上の工事	次のイ又はロに掲げる者 イ　建設業法による技術検定（以下「技術検定」）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ　技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
6,000万円以上 1億6,000万円未満の工事	次のイ又はロに掲げる者 イ　技術検定のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ　上欄のロに掲げる者

第４章　空港維持

目　　次

第１節　適　用 ･･･ 2-95
第２節　草刈工 ･･･ 2-95
　４－２－１　一般事項 ･･･ 2-95
　４－２－２　材　料 ･･･ 2-95
　４－２－３　草刈工 ･･･ 2-95
第３節　清掃工 ･･･ 2-96
　４－３－１　一般事項 ･･･ 2-96
　４－３－２　材　料 ･･･ 2-97
　４－３－３　舗装面清掃工･･････････････････････････････････････ 2-97
　　１．機械清掃工 ･･･ 2-97
　　２．人力清掃工 ･･･ 2-97
　　３．発生材運搬処理 ･･･ 2-97
　４－３－４　脱油清掃工･･･････････････････････････････････････ 2-97
　４－３－５　ゴム除去工･･･････････････････････････････････････ 2-98
　４－３－６　排水溝清掃工･････････････････････････････････････ 2-98
　４－３－７　道路付属物清掃工･････････････････････････････････ 2-98
　４－３－８　地下道清掃工･････････････････････････････････････ 2-99
第４節　標識維持工 ･･･ 2-99
　４－４－１　一般事項 ･･･ 2-99
　４－４－２　材　料 ･･･ 2-99
　４－４－３　飛行場標識維持工･････････････････････････････････ 2-99
　４－４－４　区画線維持工･････････････････････････････････････ 2-100
第５節　植栽維持工 ･･･ 2-101
　４－５－１　一般事項 ･･･ 2-101
　４－５－２　材　料 ･･･ 2-101
　４－５－３　植木手入れ工･････････････････････････････････････ 2-101
　　１．剪　定 ･･･ 2-101
　　２．施　肥 ･･･ 2-102
　　３．薬剤散布（防除）･･･ 2-102
　　４．灌　水 ･･･ 2-102
　　５．その他管理 ･･･ 2-102

第６節　緊急補修工 ･･･ 2-103
４－６－１　一般事項 ･･･ 2-103
４－６－２　材　料 ･･･ 2-103
４－６－３　緊急補修工･･･ 2-103
１．コンクリート舗装補修･･･ 2-103
２．アスファルト舗装補修･･･ 2-104
第７節　除雪工 ･･･ 2-104
４－７－１　一般事項 ･･･ 2-104
４－７－２　材　料 ･･･ 2-105
４－７－３　除雪工 ･･･ 2-105
１．スイーパ除雪 ･･･ 2-105
２．プラウ除雪 ･･･ 2-105
３．運搬除雪 ･･･ 2-106
４．雪堤除去 ･･･ 2-106
５．氷盤処理 ･･･ 2-106
６．道路除雪 ･･･ 2-106
４－７－４　借上車両 ･･･ 2-107
４－７－５　待機補償 ･･･ 2-107

第４章　空港維持

第１節　適用

本章は、草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工及び除雪工について適用するものとする。

第２節　草刈工

４－２－１　一般事項

１）本節は、着陸帯、ターミナル地区等の植生地域を機械等で刈取り、集草、梱包、積込、運搬及び処分までの一連の草刈工について定めるものとする。

２）受注者は、降雨等により軟弱となっている着陸帯等を損傷させるおそれのある場合は、施工してはならない。

３）受注者は、施工区域外及び搬出経路に刈草が飛散することのないよう注意しなければならない。

また、車両等によるわだち掘れは、監督職員の**指示**に従い整地しなければならない。

４）受注者は、設計図書に定められた方法により、航空機の運航、道路交通に支障をきたさないよう注意して施工しなければならない。

５）受注者は、草刈工の実施に先立ち、施工範囲内の航空保安施設、構造物等(ハンドホール、マンホール等)の位置確認を行い、必要に応じて目印等を設置し、それらの破損防止につとめなければならない。なお、草刈時において、これらを破損した場合は、すみやかに監督職員に**報告**し、その**指示**に従わなければならない。

６）受注者は、草刈工の実施にあたり、転石等施工に支障のある雑物を除去しなければならない。

７）受注者は、施工計画書の計画工程及び天候、草の生育状況等を十分に考慮し、対象区域の草丈がおおむね 30cmとなる最適時期に刈取りを行うものとする。

４－２－２　材料

１）梱包に使用する材料は処分等に支障をおよぼさないものとする。

４－２－３　草刈工

１）草刈工は、施工方法により表４－１のように区分するものとする。

表４－１　草刈工の施工方法

名　　称	施　工　方　法
肩掛式機械刈	肩掛式草刈機を使用して行うもの。
小型機械刈	小型草刈機を使用して行うもの。
大型機械刈	農耕用トラクタに刈取用、集草用、梱包用等のアタッチメントを装着して行うもの。

２）受注者は、草の刈込高さを５cmとし、刈残しのないよう丁寧に施工しなければならない。

３）受注者は、刈草を機械及び人力により取残しのないようすみやかに集草しなければならない。

４）受注者は、滑走路等舗装面及び排水溝等に散乱した刈草を人力等によりすみやかに取り除かなければならない。

５）受注者は､刈草を集草後、機械等により梱包し監督職員が**指示**した箇所に運搬・集積しなければならない。

　また、集積後は飛散及び流出しないような措置を講じなければならない。

６）受注者は、設計図書に基づき、刈草を処分しなければならない。

７）受注者は、場外搬出に際しては関係法令を厳守のうえ、刈草を運搬・処分しなければならない。

第３節　清掃工

４－３－１　一般事項

１）本節は、滑走路、誘導路、エプロン、道路等の舗装面の清掃工、コンクリート舗装エプロンの脱油清掃工、滑走路路面のゴム除去工、排水溝清掃工、道路ガードレール等の道路付属物清掃工及び地下道清掃工について定めるものとする。

２）受注者は、設計図書に定められた方法により、航空機の運航、道路交通に支障をきたさないよう注意して施工しなければならない。

３）受注者は、清掃工の実施にあたり貸与清掃車両について、貸与期間中、「路面清掃車両等取扱要領」又は「除雪車両等取扱要領」により、常に点検整備を行わなければならない。

　また、清掃開始に先立ち始業点検を実施し、清掃完了後は再度点検を行い、異常の有無を監督職員に**報告**しなければならない。

４－３－２　材料

１）脱油清掃工に使用する洗剤は事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

２）道路付属物清掃工及び地下道清掃工に使用する洗剤は中性のものとし、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

３）清掃工に必要な水は、設計図書の定めによるものとする。

４－３－３　舗装面清掃工

１．機械清掃工

１）受注者は、設計図書に定められた範囲を清掃車両により清掃しなければならない。

２）受注者は、清掃車両のブラシの損耗度について施工前及び施工後に点検し、取替えが必要な場合は、監督職員の**承諾**を得て行なわなければならない。

３）受注者は、機械で清掃できなかった箇所は人力により清掃しなければならない。

４）受注者は、凍結等により航空機、車両等の運行に支障を与えるおそれがある場合は散水してはならない。

２．人力清掃工

１）受注者は、設計図書に定められた範囲を、人力により清掃しなければならない。

２）受注者は、ターミナル地区の清掃にあたり、ほうき等を使用して紙屑、ビニール、空缶、ビン等を除去しなければならない。

３．発生材運搬処理

受注者は、清掃にあたり発生するごみ等の雑物を設計図書の定めにより処分しなければならない。

４－３－４　脱油清掃工

１）受注者は、洗浄液、洗浄水が施工区域外に流出しない措置を講じなければならない。

２）受注者は洗浄にあたり水洗いを標準とし、洗浄水は清掃車両等により除去しなければならない。

３）受注者は、洗浄液を舗装面に散布し、付着した油等を舗装面に損傷を与えない器具で洗浄しなければならない。

４）受注者は、凍結等により航空機の運航に支障を与えるおそれがある場合は施工を行ってはならない。

５）受注者は、清掃により発生する洗浄水を産業廃棄物として処分しなければならない。

４－３－５　ゴム除去工

１）ゴム除去は超高圧水による施工を標準とする。

２）受注者は、滑走路舗装面及びグルービングに損傷を与えない機械を使用しなければならない。

３）受注者は施工に先立ち、路面の状況に適応した水圧、噴射距離、速度となるよう施工機械を調整しなければならない。

４）受注者は、除去したゴム屑、汚水を吸引装置で回収しなければならない。

５）受注者は、凍結等により航空機の運航に支障を与えるおそれがある場合はゴム除去を行ってはならない。

６）受注者は、清掃により発生するゴム、汚水を産業廃棄物として処分しなければならない。

４－３－６　排水溝清掃工

１）受注者は、集水桝、暗渠等の清掃にあたり、有毒ガスによる事故のないよう事前に調査を行うなど、施工の安全を確保しなければならない。

２）受注者は、開渠、暗渠、集水桝、皿型側溝、蓋付側溝、素掘排水溝等の排水施設に堆積している泥土、その他の堆積物をジョレン、スコップ等を用いて清掃しなければならない。

３）受注者は、蓋付側溝の施工にあたり、施工の支障となる蓋を取外し清掃しなければならない。

４）受注者は、排水溝清掃のために蓋を外した場合、施工終了後すみやかに蓋のガタつきがないよう完全に据え付けなければならない。

５）受注者は、暗渠清掃等の施工にあたり、ジェット水流等による機械施工を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

６）受注者は、排水溝清掃にあたり発生する泥土、砂礫及びその他ゴミ等を設計図書の定めにより処分しなければならない。

４－３－７　道路付属物清掃工

１）受注者は、ガードレール、ガードパイプの表面及び支柱等を洗剤を用いて機械又は人力により清掃しなければならない。

２）受注者は、ガードレール、ガードパイプの清掃にあたり、洗剤を残さないよう洗い落とさなければならない。

３）受注者は、道路標識、視線誘導標等の清掃にあたり、材質を傷めることのないよう布等により丁寧にふき取らなければならない。なお、道路標識の標示板の清掃については、洗剤を用いず水洗いにより行わなければならない。

４－３－８　地下道清掃工

１）受注者は、地下道側壁等の清掃にあたり、機械又は人力で洗剤を使用して汚れを洗い落とすものとし、十分な水で洗剤が残らないよう清掃しなければならない。

２）受注者は、地下道側壁等の清掃にあたり、付属する非常用施設等を破損したり浸水等により機能を低下させないようにしなければならない。

３）受注者は、地下道側壁等の清掃にあたり、側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ、良好な状態に保たなければならない。

第４節　標識維持工

４－４－１　一般事項

１）本節は、滑走路、誘導路、エプロン、道路等の舗装面への路面標示、消去及び再塗装について定めるものとする。

２）受注者は標識の施工にあたり、舗装面、塗装面に付着した砂塵等を清掃、除去しなければならない。

３）受注者は次の場合、施工を行ってはならない。

（１）気温が５℃以下のとき。なお、５℃以下で施工する場合は、路面を暖めなければならない。

（２）風が強いとき、及びほこりが多いとき。

（３）塗料の乾燥前に降雨、降雪又は降霜のおそれのあるとき。

（４）舗装面が降雨又は結露等でぬれているとき。

（５）その他監督職員が不適当と認めたとき。

４）受注者は、施工にあたり使用する材料の特性、使用方法を十分に検討し、施工しなければならない。

５）受注者は、航空機の運航及び道路交通に支障をきたさないよう注意して施工しなければならない。

４－４－２　材料

標識維持工に使用する材料は、２－５－２「材料」（P 2-86）によるものとする。

４－４－３　飛行場標識維持工

１）受注者は、マーキングにあたり、常温式塗料による吹付け塗りを標準とし、塗り残し、気泡の発生、塗りむら等がないように全面を均一な厚さに塗装しなければならない。

２）受注者は、塗装面以外に塗布したり、こぼれたりしないよう注意しなければならない。もし、塗装面以外に塗布した場合は、すみやかに除去しなければならない。

３）受注者は、必要に応じて、航空機、車両及び歩行者への塗料の付着防止策を講じ

なければならない。この場合、交通に支障がないような措置を講じなければならない。

4）受注者は、飛行場標識の再塗装にあたり、位置形状を**確認**後に施工しなければならない。

5）受注者は、塗料を使用直前に開封し容器底部まで均一になるように、かき混ぜなければならない。

多液型の塗料は、混合割合、混合方法、可使時間等について、使用する塗料の仕様を厳守しなければならない。

6）受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管しなければならない。

7）受注者は、塗装面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないよう注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。

8）受注者は、マーキング消去にあたり、表示材(塗料)のみの除去に心がけ、路面への影響を最小限にとどめなければならない。

また、消去により発生する塗料粉塵の飛散防止につとめなければならない。

9）受注者は、マーキング消去により発生する塗料屑を設計図書の定めにより処分しなければならない。

４－４－４　区画線維持工

1）受注者は、溶融式区画線の施工にあたり、プライマーを路面に均一に散布しなければならない。

2）受注者は、溶融式区画線の施工にあたり、180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。

3）受注者は、塗装面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないよう注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。

4）受注者は区画線の消去にあたり、表示材(塗料)のみの除去に心がけ、路面への影響を最小限にとどめなければならない。

また、消去により発生する塗料粉塵の飛散防止につとめなければならない。

5）受注者は、区画線の消去により発生する塗料屑を設計図書の定めにより処分しなければならない。

第５節　植栽維持工

４－５－１　一般事項

１）本節は、空港内における道路、駐車場等に植栽された樹木の剪定、施肥、潅水及び薬剤散布等について定めるものとする。

２）受注者は植木手入れ工に先立ち、対象樹木、寄植等の成育状況及び樹木特性を把握し、適切な植栽維持管理方法を施工計画書に記載しなければならない。

３）受注者は、植木手入れ工によって発生する樹枝等を設計図書の定めにより処分しなければならない。

４－５－２　材料

１）植木手入れ工に使用する肥料は、普通化成肥料(N8・P8・K8)を標準とする。なお、樹木の生育状況により適さないと判断される場合は、監督職員と**協議**のうえ使用する肥料を決定するものとする。

２）植木手入れ工に使用する薬剤は、MEP剤及びDEP剤を標準とし、害虫の種類・発生時期等により選択し監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、使用する薬剤は農薬取締法に基づくものとする。

３）植木手入れ工に必要な水は、設計図書の定めによるものとする。

４－５－３　植木手入れ工

１．剪　定

１）受注者は、樹木及び寄植の生育状況に応じて夏季及び冬季に枝先の刈込み、切取り、枝抜き等、通風採光を考慮し見ばえよく刈り込まなければならない。

２）受注者は、樹木の目的とする諸機能の維持、向上と美観を考慮するとともに、植栽環境や生育状態等から、その樹木及び樹木群落固有の樹姿に応じた剪定を行うものとする。

３）受注者は、天候及び樹木の成育状況等十分考慮のうえ、最適時期に施工しなければならない。

４）受注者は、剪定にあたり、植栽管理に熟達した作業員により施工しなければならない。

５）受注者は夏季剪定にあたり、枝葉のこみすぎを切詰め、枝抜き等により一定限度に樹木の大きさを制限し、美しい樹冠を保つようにしなければならない。

　また、剪定は美観をそこねたり、樹木に生理的障害を与えてはならない。

６）受注者は冬季剪定にあたり、それぞれ樹木の樹冠の形姿を現すように剪定しなければならない。

　また、監督職員が**指示**する以外は基本的に樹冠は同高同型になるように行い、所定の大きさに達したものはその樹冠の維持及び更新を図り、骨格枝の配置が均等に

なるようにしなければならない。

２．施　肥

１）受注者は、樹木の健全な育成を促すため、天候及び樹木の成育状況等十分考慮し、最適時期に施肥を行うものとする。

２）受注者は、穴掘り、溝掘り又は打込み等により施肥を行うものとする。なお、施工にあたり、樹木、樹木群落及び周囲の状況を十分に把握したうえで、根や幹に損傷をあたえないよう十分注意しなければならない。

３）受注者は、樹勢の衰えている樹木を発見した場合、すみやかに監督職員に**報告**し、必要な措置について**協議**しなければならない。

３．薬剤散布（防除）

１）受注者は、病虫害による樹木の衰退の防止及び、周辺地域の森林や農作物に被害がおよぶのを防止するため、殺虫剤及び殺菌剤等を散布しなければならない。

２）受注者は、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合及び強風時の薬剤散布をさけるものとし、薬剤を指定の濃度に正確に希釈し、葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。

３）受注者は、薬剤散布後においても害虫の集団発生が見られた場合、すみやかに監督職員に**報告**し**協議**するものとする。

４）受注者は薬剤の飛散により、一般車両、人畜、農作物等に被害をおよぼしてはならない。

また、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等を厳守するものとする。

５）受注者は、第三者に対して薬剤散布に起因する被害を与えた場合、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、被害については受注者の責任において措置しなければならない。

６）受注者は、薬剤散布により、植生等が枯損又は機能を有しなくなった場合、受注者の負担にて原形に復旧しなければならない。

４．灌　水

１）受注者は、樹木の生育が乾燥等で影響を受けると予想される場合、すみやかに監督職員に**報告**し、灌水の実施について**協議**するものとする。

２）受注者は、夏期においては、晴天日の日中をさけ、早朝又は夕方に灌水を行うものとする。

５．その他管理

１）受注者は、枯損木が発生した場合、すみやかに監督職員に**報告**し**指示**を受けるものとする。

２）受注者は、設計図書の定めにより雑草の抜取りを行なうものとする。

３）受注者は、設計図書の定めにより樹木等の補植・植替えを行なうものとする。

４）受注者は、設計図書の定めにより支柱の取替えを行なうものとする。

5）受注者は、支柱及び支柱結束等の簡易な補修については、自らの費用負担で行わなければならない。

第６節　緊急補修工

４－６－１　一般事項

1）本節は、滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装において、航空機の運航及び構内道路交通に支障となる破損が生じた場合、又はおそれがある場合に緊急的に実施する舗装補修工事について定めるものとする。

2）受注者は、監督職員から緊急補修の実施について**指示**があった場合、すみやかに施工体制を整え、航空機運航及び道路交通への影響ができるだけ最小になるよう短時間に施工しなければならない。

3）受注者は、緊急補修工の施工方法等について、その都度、監督職員及び関係者と十分に**協議**、調整しなければならない。

4）受注者は、緊急補修工の都度、補修図、数量等補修内容について取りまとめ監督職員に**報告**しなければならない。

5）受注者は、緊急補修施工にあたり、コンクリート殻等が散乱しないような措置をとるとともに、補修完了後周辺を含め丁寧に清掃しなければならない。

6）受注者は、緊急補修工の実施により発生した発生材等は関係法令に基づき適正に処理するものとし、処分量が**確認**できる証明書等を**提出**しなければならない。

４－６－２　材料

1）緊急補修工に使用する材料は、下記によるものとする。

（1）コンクリート舗装の補修は２－４－２「コンクリート舗装の材料」（P 2-37）及び５－３－２「材料」２）（P 2-109）によるものとする。

（2）アスファルト舗装の補修は２－４－３「アスファルト舗装の材料」（P 2-57）及び５－３－２「材料」６）（P 2-111）によるものとする。

2）これ以外の使用材料は、監督職員の**承諾**を得たものでなければならない。

４－６－３　緊急補修工

１．コンクリート舗装補修

1）受注者は、目地部の破損等の緊急補修にあたり、破損部分を丁寧に取り除き切断に伴う汚水等は吸い取り、設計図書による処分方法によらなければならない。また、監督職員の**指示**する材料により補修しなければならない。

2）受注者は、目地材の注入にあたり、接着面を清掃し監督職員の**指示**する材料により補修しなければならない。

２．アスファルト舗装補修

１）受注者は、破損部の緊急補修にあたり、既存周辺舗装に損傷を与えないよう、補修範囲に沿ってコンクリートカッタにより切断するものとし、切断に伴う汚水等は吸い取り、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

２）受注者は、破損した部分を丁寧に取り除き清掃した後、タックコート等を施し、アスファルト加熱混合物等により復旧しなければならない。

第７節　除雪工

４－７－１　一般事項

１）本節は、滑走路、誘導路、エプロン、構内道路、駐車場、場周道路、保安道路等の設計図書に定められた区域の貸与車両、借上げ車両、人力による除雪工を定めるものとする。

２）受注者は、除雪対象期間前に空港長が定める除雪作業実施要領、同実施細目及び空港工事において適用される諸基準等について、あらかじめオペレータ等工事関係者に周知徹底を図るべく十分な教育を行わなければならない。

３）受注者は、除雪時の航空機、照明施設及び建物等の破損防止の目印として、除雪期間中、設計図書の定めによりスノーポール、赤旗等を設置しなければならない。

　また、工事完了とともにこれらを撤去しなければならない。なお、目印の設置にあたっては監督職員の**承諾**を得なければならない。

４）受注者は、設計図書の定めにより工事車両に車両保険を付保するものとし、保険証の写しを監督職員に**提出**しなければならない。

５）受注者は、除雪工に際して気象、周辺状況を常に把握し、航空機、人、車両及び除雪の安全確保を図らなければならない。

６）受注者は、除雪工の実施にあたり貸与除雪車両について、貸与期間中、「除雪車両等取扱要領」又は「路面清掃車両等取扱要領」により、常に点検整備を行わなければならない。

　また、除雪開始に先立ち始業点検を実施し、除雪完了後は再度点検を行い、異常の有無を監督職員に**報告**しなければならない。

７）受注者は、貸与車両の作業、災害等による機械の破損及び故障が発生した場合、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、修理の方法・費用負担について監督職員と**協議**し必要な措置を取らなければならない。なお、貸与車両の運転機能を維持するために必要となる現場修理等は、受注者の負担において行うものとする。

　また、受注者が準備する除雪車両は、受注者の負担のもとに整備しておかなければならない。

８）受注者は、監督職員から除雪待機命令が出た場合、すみやかに待機し監督職員に待機の完了について**報告**しなければならない。なお、待機し除雪作業で稼動した場合(待機稼動)、稼動しなかった場合(待機不稼動)については、とりまとめて監督職員に**報告**しなければならない。

９）受注者は、除雪工事開始に際し空港長が定める除雪作業実施要領及び同実施細目の規定に基づき監督職員の**指示**により除雪作業を開始しなければならない。

ただし、気象条件等により航空機の運航に支障をきたすおそれがあると判断される場合は、監督職員が除雪作業実施要領及び同実施細目の規定とは別に**指示**することができるものとする。

４－７－２　材料

使用する凍結防止剤の種類及び使用量は、設計図書の定めによるものとする。

４－７－３　除雪工

１）受注者は、以下に示す除雪工事の種類別の施工方法を標準として、施工するものとする。なお、標準的な施工方法が適切でない場合、監督職員の**指示**に従い施工しなければならない。

１．スイーパ除雪

受注者は、滑走路、誘導路の積雪深さ３cm未満の場合、滑走路又は誘導路の中心部からスイーパ除雪車により順次、滑走路（ショルダーを除く）又は誘導路（ショルダーを除く）の外側へ除雪するスイーパ除雪を行うものとする。なお、受注者は、積雪深が３cm未満であっても路面の圧雪状況、湿った雪質、風向等により、スイーパ除雪が適当でないと判断される場合、プラウ除雪を適用するものとする。

２．プラウ除雪

１）受注者は、滑走路、誘導路、エプロンについて、積雪深が３cm以上を目安に、プラウ除雪車（又は除雪グレーダ）を主体とし、スイーパ除雪車及びロータリ除雪車の組合せによる除雪を行うものとする。

２）受注者は、プラウ除雪に先立ち、滑走路末端灯及び中心線灯上をスイーパ除雪車により除雪し、滑走路灯及び中心線灯を露出させるものとする。

３）受注者は、灯器を損傷しないよう注意しながら滑走路中央部からプラウ除雪車により、順次、外側へ除雪し、その後はプラウ除雪車（又は除雪グレーダ）により、滑走路端まで押出し雪堤を作るものとする。

４）受注者は、滑走路縁から内側について、プラウ除雪車（又は除雪グレーダ）により滑走路側に逆押しし、滑走路本体部の雪堤と同じ場所に雪堤を作り、ロータリ除雪車によりショルダー外へ投雪するものとする。

5）受注者は、ショルダー部について、滑走路灯から外側へはプラウ除雪車(又は除雪グレーダ)により押出し、ショルダー端でロータリ除雪車により投雪するものとする。

6）受注者は、地上型灯器付近の除雪について、中央から外側へプラウ除雪車（又は除雪グレーダ）で順次片押しする場合は３m以内、逆押し又はショルダー部外側へ押出しする場合は１m以内に近寄ってはならない。

また、受注者は、ロータリ除雪車では50cm以内に近寄ってはならない。

7）受注者は、地上型灯器付近の除雪について、原則として人力により行うものとする。

8）受注者は、ターミナルビル及びゲートラウンジ前について、原則としてプラウ除雪車（又は除雪グレーダ)、ロータリ除雪車等によりエプロンの外側に除雪するものとする。

9）受注者は、ターミナルビル及びゲートラウンジの押出しが困難な場合、運搬除雪を行うものとする。

３．運搬除雪

受注者は、ターミナルビル及びエプロンの形状等からエプロン外側への押出しが困難な場合、また、スノーバンクが高くなり堆積すべき場所がない場合等について、ロータリ除雪車又はトラクタショベルとダンプトラックの組合せによる運搬除雪を行うものとする。なお、受注者は、排雪を設計図書に定められた場所に運搬するものとする。

４．雪堤除去

受注者は、滑走路、誘導路、エプロンの周辺の雪堤が大きくできた場合、雪堤とプロペラ、ジェットエンジン部及び翼端部とのクリアランスを１m以上確保するため、湿地ブルドーザ等による切崩す作業を行うものとする。

５．氷盤処理

受注者は、滑走路、誘導路の路面上が凍結し氷盤等が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合、氷盤等の除去及び凍結防止のための作業を行うものとする。なお、受注者は凍結防止剤の使用に際しては、舗装面の状況、あるいは気象条件等から監督職員の**指示**により、散布量を決定するものとする。

６．道路除雪

1）受注者は、道路・駐車場、場周道路及び保安道路について、積雪深さ５cm以上の場合、除雪グレーダ、トラクタショベル及びロータリ除雪車の組合せにより、除雪を行うものとする。

2）受注者は、道路除雪によりスノーバンクが高くなるなどにより道路交通、除雪作業に支障が生じる等の場合、ロータリ除雪車又はトラクタショベルとダンプトラックの組合せにより除雪を行うものとする。なお、受注者は、排雪を設計図書に定め

られた場所に運搬するものとする。

3）受注者は、道路の路面が凍結し氷盤等の発生、又は発生するおそれがある場合、グレーダ等による氷盤等の除去及び凍結防止剤の散布を行うものとする。なお、受注者は凍結防止剤として尿素等を用い、舗装面の状況、あるいは気象条件等から監督職員の**指示**により、散布量を決定するものとする。

4）受注者は、歩道等の除雪を人力で行うものとする。なお、人力除雪の範囲は設計図書の定めによるものとする。

４－７－４　借上車両

1）受注者は、常に借上車両の点検整備を行い、正常に機能するようにつとめなければならない。

４－７－５　待機補償

1）待機補償とは、監督職員の**指示**により待機した除雪機械の運転要員、情報連絡員等に係わる費用で、除雪作業を行わなかった場合の待機不稼働、また、除雪機械が稼動した場合の待機稼動に対して受注者の損失分を補償するものであり、詳細については設計図書によるものとする。

2）受注者は、待機中は、常時、現場代理人等と連絡がとれる状態にしておかなければならない。

3）受注者は、監督職員から待機命令を受けた場合は、除雪機械の運転要員等を**指示**された場所で常に出動できる状態で待機させなければならない。

（申請様式1）

（用紙A4）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　東京航空局長　　殿

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

平成〇〇年〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇空港土木施設維持修繕工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でない こと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 企業の施工実績を記載した書面
2. 配置予定技術者の資格等を記載した書面
3. 施工計画を記載した書面
4. 1，2の契約書写し

（申請様式2）

（用紙A4）

企 業 の 施 工 実 績

件名：函館空港土木施設維持修繕工事

会社名：

工事名称等	工　事　名	注1）
	発　注　者	
	施 工 場 所	○○県○○市○○空港内
	契　約　額	○○○　　円（消費税含む）
	工　　期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受注形態等	単体　　又は　　JV（○社JV、出資比率　　）
工事概要	対　　象	対象物の名称・構造（対象がわかる発注図面等添付のこと）
	規　　模	対象物の規模・数量等（規模・数量がわかる発注図面等を添付のこと）
	工 事 内 容	主要な工種・数量等
	工 事 種 別	
同種・類似の別		同種又は類似　（同種又は類似であることがわかる資料を添付すること。）
CORINS登録の有無		有　　又は　　無 ○○○－○○○－○○○（許可番号－登録番号）
国土交通省（内閣府沖縄総合事務局を含む。）における過去4年間の舗装工事（空港土木施設維持修繕工事を含む。）の受注額（特定JVは除く。）の大きいもの上位3件（ただし、受注額に係わらず空港土木施設維持修繕工事は含めるものとする。）の工事の成績評定点		件数○○件　平均○○点（小数点第一位を四捨五入） 平成21年4月1日から平成25年3月31日の間に完成引き渡しをした国土交通省（内閣府沖縄総合事務局を含む。）発注の舗装工事（空港土木施設維持修繕工事を含む。）の受注額（特定JVは除く。）の大きいもの上位3件（ただし、受注額に係わらず空港土木施設維持修繕工事は含めるものとする。）の工事成績評定とし通知書をすべて添付のこと
過去2年間の優良工事表彰等の有無		有　・　無 平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に受賞した表彰状（写）等　証明書を添付のこと（国又は都道府県発注の公共工事に限る）
企業の品質管理体制／環境体制について		共に取得あり　・　片方取得あり　・　無し ISO9000Sと14000Sに関して本件の契約支店等の取得状況（事業所登録）がわかる資料を添付のこと
地域内における本店・支店の所在地の有無について		有　・　無 北海道内に本店又は支店があるか
当該工事区域近隣地における過去2年間の防災訓練等参加又は災害対応の活動の実績の有無		有　・　無 平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に函館市、北斗市、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町の何れかにおける、防災訓練に企業として参加若しくは国又は地方公共団体と締結した災害協定に基づく災害対応の活動実績が証明できるもの（日付のわかるレジメ・参加者名簿・写真・主催団体の証明等）を添付のこと。

注1）平成13年4月1日以降に完成した国土交通省発注工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、補足資料の追加を求めることがある。

（申請様式3）

（用紙A4）

配置予定技術者の資格・施工経験

件名： 函館空港土木施設維持修繕工事

会社名：

氏　　名	フリガナ 〇〇〇〇
生 年 月 日	
競争参加資格条件の法令による資格	例：一級土木施工管理技士（取得年月日及び登録番号）
建設業法上必要な資格 （上記は全て資格者証の写しを添付すること。）	例：監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者資格講習（取得年、修了証番号）
その他本工事での有効な資格	例：財団法人道路保全技術ｾﾝﾀｰ又は一般社団法人日本道路建設業協会発行の1級舗装施工管理技術者資格 （取得年、登録番号等）
最 終 学 歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科　〇年〇月卒業

同種・類似の別		同種工事　・　類似工事
工事名称等	工　事　名	注1）
	発　注　者	
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇空港内
	工　　期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	契約額及び受注形態等	〇〇〇　　円（消費税含む） 単体又は共同企業体名（共同企業体の場合出資比率を記入）
	従 事 役 職	現場代理人　・　監理技術者　・主任技術者　・　担当者　等
	従 事 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	CORINS登録の有無	有　　又は　　無 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇（許可番号－登録番号）
配置予定技術者が担務した国土交通省（内閣府沖縄総合事務局を含む。）における過去4年間の舗装工事（空港土木施設維持修繕工事含む）の受注額（特定JVは除く。）の大きいもの上位3件（ただし、受注額に係わらず空港土木施設維持修繕工事は含めるものとする。）の工事成績評定点		有（〇件、平均〇〇点）　　又は　　無 平成21年4月1日から平成25年3月31日の間に完成引き渡しをした国土交通省（内閣府沖縄総合事務局を含む。）発注の舗装工事（空港土木施設維持修繕工事を含む。）を担務したことがわかるCORINS等の写し及びその工事成績評定点通知書の写しを添付すること。
過去2年間の優良工事技術者表彰等の有無		有　・　無 平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に優良工事表彰を受けた工事の担務者（現場代理人・主任技術者・監理技術者・担当技術者）であった。又は優良技術者表彰を受けた。表彰状（写）、現場担当のCORINS等　証明書を添付のこと（国又は都道府県発注の公共工事に限る）
申請時における従事状況		従事あり　・　従事無し 従事中の場合は、従事中の工期末がわかるCORINS等の写しを添付のこと。
雇用状況		雇用状況が分かる証明書を添付すること。

注1）平成13年4月1日以降に完成した国土交通省発注工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、補足資料の追加を求めることがある。

※複数名の申請の場合、本様式で人数分提出すること。また、その際の評価については最低評価点の者で評価する。

（申請様式4）

（用紙A4）

施 工 計 画 書

件名：函館空港土木施設維持修繕工事

会社名：

施 工 計 画	
名 称	施工計画
課 題	空港制限区域内工事としての安全対策について

空港制限区域内工事としての安全対策について記述して下さい。

（制限区域内での工事において、航空機の運航へ影響を与えない為に留意すべき一般的な安全対策を記載する。なお、技術提案で求める日々の作業実施時の対応において記述した項目であっても、空港制限区域内工事として基本的に留意すべき事項については記載して構いません。）

※記載にあたっての留意点（ポイント）

①契約後に監督職員に提出する「施工計画書（安全管理）」に反映できる内容とすること。

②本項目については、競争参加資格で言う「施工計画が適正であること」の判断資料としますので、必ず提出すること。

③記載無き場合は、参加資格の欠格となります。

注）本提案書は、説明図を含みA4版（横書きでも可）2枚までにまとめること。（文字サイズ10.5P以上）

（提案様式１）

（用紙A4）

技 術 提 案 書

会社名：

技 術 提 案 概 要	
評価項目	緊急時（地震・台風等自然災害含む）への対応

○ 上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的（**※留意点を参考**）に記載してください。
○ **抽象的表現の提案は、加点評価しない。**
○ 提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。

※本様式については申請書類と同じ電子データ(Microsoft Word又はExcel)を下記担当者へメール送信願います
担当者：●●航空局空港部技術管理課 ●● ●●
メール：●●@cab.mlit.go.jp

◎空港の円滑な運用及び航空機の安全運航を確保するため、緊急時※に迅速に対応することや短時間で施設を復旧するための、事前の備えを提案して下さい。

緊急時※ ： 滑走路、誘導路等の基本施設における地震によるクラック発生や航空機走行等に伴う破損による施設供用機能障害、台風や豪雨に伴う冠水による各施設の空港運用機能障害などの事例を想定している。

※記載にあたっての留意点（ポイント）

注意事項：技術提案書に記載した内容は加点の有無にかかわらず、すべて履行義務を負う。(不採用とされたものを除く)

①仕様書・要領等（関係法令・法規）に記載された内容をそのまま提案しても加点評価しない。

②仕様書・要領等を参考とする場合は、その項目を達成するための提案を具体的に記載すること。

③提案の記述は、「極力」「徹底する」「適切に」「適宜」「状況により」「入念に」「出来る限り」「必要に応じて」等々の抽象的表現で終わることなく、履行確認ができるように具体的に記述すること。

④提案数は、1評価項目毎に**最大5提案までとし**、必ず通し番号を1から順に付すこと。
なお、**提案数6以上の提案が行われた場合、通し番号の上位1から5までを評価対象とし、それ以降の提案は審査対象外とする。**

提案1：・・・①提案項目、②目的（着目対象）、③対応策（手段）、④期待される効果、
⑤履行確認方法 を記述する。
※ 目的（着目対象）が1つでも、対応策（手段）が異なる場合は、別提案として記載すること。
※ 1つの提案が複数の目的（着目対象）に関連する場合は、その代表となる目的（着目対象）を記載すること。

提案2：・・・

提案5：・・・

⑤提案内容は、仕様内容を変更することなく、現場での「ちょっとした工夫」で対応できる提案とすること。

注）本提案書は、説明図や表を含めA4版（横書き可）2枚以内とする。（文字サイズ10.5P以上）

（提案様式２）

（用紙A4）

技 術 提 案 書

会社名：

技 術 提 案 概 要	
評価項目	日々の作業実施時の対応

○ 上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的（**※留意点を参考**）に記載してください。
○ **抽象的表現の提案は、加点評価しない。**
○ 提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。

※本様式については申請書類と同じ電子データ(Microsoft Word又はExcel)を下記担当者へメール送信願います
担当者：●●航空局空港部技術管理課 ●● ●●
メール：●●@cab.mlit.go.jp

◎空港の円滑な運用及び航空機の安全運航を確保するため、作業区域※1において安全・確実に決められた時間内で終了させることに資する作業の効率化等、日々の作業※2実施時における対応を提案して下さい。

作業区域※1 ： 当日の空港制限区域内で予定している作業範囲である。
日々の作業※2： 特記仕様書の工事仕様に掲げられた工種を対象とする。

※記載にあたっての留意点（ポイント）

注意事項：技術提案書に記載した内容は加点の有無にかかわらず、すべて履行義務を負う。(不採用とされたものを除く)

①仕様書・要領等（関係法令・法規）に記載された内容をそのまま提案しても加点評価しない。

②仕様書・要領等を参考とする場合は、その項目を達成するための提案を具体的に記載すること。

③提案の記述は、「極力」「徹底する」「適切に」「適宜」「状況により」「入念に」「出来る限り」「必要に応じて」等々の抽象的表現で終わることなく、履行確認ができるように具体的に記述すること。

④提案数は、1評価項目毎に**最大5提案までとし**、必ず通し番号を1から順に付すこと。
なお、**提案数6以上の提案が行われた場合、通し番号の上位1から5までを評価対象とし、それ以降の提案は審査対象外とする。**

提案1：・・・①提案項目、②目的（着目対象）、③対応策（手段）、④期待される効果
⑤履行確認方法 を記述する。
※ 目的（着目対象）が1つでも、対応策（手段）が異なる場合は、別提案として記載すること。
※ 1つの提案が複数の目的（着目対象）に関連する場合は、その代表となる目的（着目対象）を記載すること。

提案2：・・・

提案5：・・・

⑤提案内容は、仕様内容を変更することなく、現場での「ちょっとした工夫」で対応できる提案とすること。

注）本提案書は、説明図や表を含めA4版（横書き可）2枚以内とする。（文字サイズ10.5P以上）

（誓約書様式）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　○○航空局長　○○○○殿

入札参加事業者　住　　所（郵便番号　　）
電話番号（　　）　　－
商　　号
又は名称
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、代表者氏名）

法定代理人
氏　　名　　㊞

誓　約　書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。

２．　暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

３．　法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

（意見聴取対象者リスト様式）

公共サービスの内容			
落札予定事業者		住所又は所在地	

意見聴取対象者				
上記事業者との関係	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	住所

※１　記載されている個人情報については、暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
※２　記載しきれないときは、適宜用紙を追加して記載して下さい。
※３　意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。
※４　意見聴取の対象、必要な事項は「意見聴取に必要な事項一覧表」のとおりとする。

意見聴取に必要な事項一覧表

		意見聴取の対象 (※1)	意見聴取に必要な事項
落札予定事業者	個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③ 落札予定事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3)（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等（法人）	・商号又は名称
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4)（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等（法人）	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

（留意事項）

※１　「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※２　「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※３　「主要株主等」とは、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を所有する株主及び出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※４　ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有している者のみをいい、同条第２項に規定する者は含まないものとする。